

的自由商業は弱小國家の利益を強大國家をして壟斷せしめ、而して諸國の國民經濟の偏頗なる發展を意義し若しくは意義することあり得べきを洞察せずんばならず。

こゝに掲げたる實例は未だ以て自由競争の營利秩序を勝て盡して又餘蘊なしと云ふこと能はざれども、尙これ殘存せる競争の舊秩序が第十九世紀の間に當然廢除せられ、依て利益競争は夥しく増進し、その結果は幾多の力を喚發し、勤儉の徳及び技術、大經營及び分業を催進し、世界經濟を發達したれども、これと同時に過劇競争の結果として上段に叙述したるが如き不祥状態を著しく増加し、而してあらゆる方面に、如何にしてこれを防止すべきか若しくは更に進みて果してこれより國民經濟上全然新たな形式の發展は期待せらるべきかの疑問を起さしめたることを説明するには十分なり。

百六十一 現今自由競争の惡結果及びこれが抑壓、新たな競争統制、今日經濟競争の結果として非難せらるゝ多くの現象は、現今國民經濟に於ける社會組織的大變動の結果なり、競争はこの場合に寧ろ單に變動を效すべきの手段のみ、

原因として伏在せる患害にあらざるなり、舊經營形式、手工業、家内工業、小商業、中産農民經營の或る形式及び種類が消滅し若しくは衰退せる場合の如き然り、全分業及び全交通方法が舊時と全くその趣を異にし、或る社會階級が競争場裡より驅逐せられその舊時の方法を以て維持すること能はざる場合の如き然りとす、例之氣樂に暮せる騎士領所有者にして、漸く二十歳の青年士官たり、何等農業を理解することなく、而して今や父祖の舊慣を以てその土地經濟を經營せんと欲する者の如し、疑ひもなくこの過劇競争の強壓に依りて致されたる個々變動に在りては、概して多少は或る規定に依りて變動過渡を容易ならしむることを重要問題となせり、舊經營形式の多くにとりて問題とする所は、これを消滅せしむ可らずして制限すべきことなり、或階級をして商略上及び技術上に一層變動せる經濟状態に順應せしむることを重大事項となせり。

概して今日、交通、印刷に依り、萬人相互接觸の増進に依りて劇甚なる軋轢を生ずるに至れることも亦これを不幸と認むべからず、軋轢なくんば恐らく今日の進歩も亦不可能なるべし、進歩は單に技術的及び經濟的のみならずして

又精神的及び道德的なり、嘗て普通の現象たりし民衆の懶惰及び遲鈍は最早不可能たり、社會の諸階級を通じ實に上流階級と雖も多く努力せざる可らず、最も有爲なるものは著しく儕輩を抜き最も重要な地位に進みたり、これ悉く未曾有の現象ならずんばならず。

然れども—凡そ此の如き進歩現象あるにも拘らず—競争増進の結果は尙ほ幾多の嫌惡すべき不健全なる状態を生じたり、吾人は是等の惡結果をこゝに勝けて數ふること能はざれども、而かもその最も重要なものを指示せざる可らず、蓋しその特に著しきものは、商業に於ける或る種の悖徳なり、而して又多數競争主義及び獨占競争主義の現象なり、即ち換言すれば貧困競争者殊に労働者の過剰より來れる經濟的結果と獨占組織に依りて一切競争を消滅せしむることと是れなり。

自由樂觀主義が大體に於て工業の自由、商業の自由及びこれに類する目標に當然努力する所以のもの、抑々その假定する所、從來大體に於て存在したる取引生活の實際的精神が當に持續すべく、而して競争の壓迫が幾分個々人を反對

の方向に墮落せしめんと欲する場合に、社會的公開は以てこれを善道に強制すべしとなすに在りて存せり。

この樂觀主義は商品及び品質の鑑査將た交通上の詐偽を妨止せんとする一切組織を出來得べき限り破壊し、通信布達のことを個々人及び印刷業そのもの、利害に一任したり、而してこの結果は、最近百年來經濟的自由の行はるゝ諸國に、自由の良効果と相並びて、商業及び移住の上に悖徳と詭詐とを生ぜしめ、廣告及び交易に依りて社會公衆を誘惑し瞞着せること恐らく前古に未だその比を見ざるに至れり、かく言へばとてもとより端正及び正直の意味に於ける強烈なる反對潮流の當初より存し而して自由の惡結果に抗争せることはなきにあらず、たゞこの反對潮流が、社會廣汎階級に於ける無制限的營利欲の狂亂の爲め、且つは健全なる手段を以て詐偽者及び投賣人に對し競争を妨止するの困難の爲めに、その効果を實現すること容易ならざりしのみ。

幾多商品の生産及び販賣上の詐偽は、繁多なる偽造贋作の知識を發達せしむるに至れり、砂糖、カプフェー、あらゆる種類の香料、麵包類(譯者曰、或る學者

は麵包の種類に五十餘あることを調査せり、其他殆んど一切の商品は惡變せられ、故らに着色せられ、劣等材料を混合せられ、屢々詐りて包装を重くして販賣せらる、虚偽の商標と貼紙と屋號と人をして誘惑に陥れしむべく、合金はその豫告と反し劣等金屬を混合せり、雜品勸工場將た田舎に於ては、縫ひ着けられず單に糊着せられたるスポンを賣り付けらる、而して常にその販賣者は最も正直なる商人にして、最も精巧にして最も低廉なる商品をたゞ偶然の幸福に依りて提供するを得るが如き觀を粧へり、購買者たる婢僕は諸商店にて景品を以て蠱惑され、販賣者として大商店より派遣せらるゝものは購買者たる家の事務員に對し出來得べきだけの賄賂を贈らざる能はず、かくの如くして競争取引は秘密に若しくは公然と墮落せざるを得ず、取引の秘密と利益とは賄賂に依りて漏泄せずんば止まざらんとす、諸國一般に個々取引部門の悲むべき没落を聞知するに、その當初叛逆的競争者が一見同一商品を廉價販賣を以てするに起れり、例へばその裏地の一包裝を二十五エレンに代ふるにたゞ二十四エレン(尺名)を以てするが如し、かくしてこの競争者は忽ちの間に從來様式の販賣者を壓倒し、遂

にはその包装に僅かに十五エレンを入るるに過ぎず、然れどもこの結果はその工業も亦破産するに至り、最早何人もこの包装(偽物)を購買するものなし。廣告、廣告紙の配布、新聞紙若しくはその若干欄の買收、以て或る取引の爲めに警鐘を打つは、それ自體に何等不正なることにあらず、市場を爭奪し自家製品の特徴に就き社會をして眞價を認めしむべきの必要は、抑々大量生産及び大工業の傾向に在り、例へば「イーゲル」氏首唱に出づる毛布原料衣服の場合に既に成功せるが如く、苟くも一定種類及び商標の商品の爲めに、能く全國土及び全世界に亘りて廣告し得るものにあらずんば、今日引き続き著大利潤を收むること能はず、然りと雖も全廣告事項は虚偽の技術となり、眞實を告示するよりは、寧ろ社會公衆の錯誤、輕信及び愚鈍に期待し、殆んど皆眞實に訴へずして寧ろ虚偽を用ふるに至れり、大都市に於ては殆んど如何なる取引も、巨大廣告を用ひずして能く成功するものなし、即ち商店を經營せる中流階級は實に必要上その税金支出よりは廣告料の遙かに巨額なることを愁訴せり、英蘭即ち經濟的自由の國に於ては、公共利害を目的となせる一學會の發達となり、現に悖德的廣

告を、公法上妨害物の觀念に一括して、これを禁制せんことを企圖せり、ロンドンの株式取引所は、その關係者が自家の勤務を公衆に廣告することを禁じ、而して獨逸に於て、門外漢たる社會公衆の間に不健全なる取引所投機の普及したるは、主として取引所所在地の組合が廣告及び誘惑的提供を網として所謂阿呆鳥(愚人)を打捕し而して羅致するの巧妙なるに基せり。

印刷物の一部分は直に賄賂を以て買収せられ、又一部分は廣告料に依て左右せられ、その廣告部に於ては如何なるものにも吟味することなく引受くることを辭せず、取引所相場表の發行者は、新株式の相場を騰貴せしめんとする場合には、事實を曝露してこれが信用を失はしむることなからんが爲めの口留金を徴收し、若しくは合同を求め直接にこれが好況を吹聴す、關係者はこの真相を知り、相場表及び記者の正直なるものと買収し得べきものとを識別すれども、一般社會はこれが爲めに誑かさね犠牲に供せらる。

「ジエクス」曰、近世亞米利加の株式會社運動及びトラスト創立運動に於て、恐らく最も憂ふべきは、不正株式の販路がたゞ銀行及び銀行員の協働に依り、即

ちこれが偽證に依りて可能となれることなるべし、社會を詐くは尋常茶飯事となり、取引道徳は頽廢せりと、ロンドン、巴里、ベルリン及ウイーンに於ては果してこれに類する幾多の現象なかるべきか。

この惡現象が、國家、國民及び種々取引部門に應じ、人種、教會の影響及び其他の道徳的要因に準じて、極めて患害程度を異にするは則ち疑なし、この状態は或は寧ろ新經濟活動の當初に起れる過渡現象たり、或は寧ろ唯物主義的時代若しくは衰亡文明全般の墮落たり、然れども苟くも近世國民經濟形式の流行せる限り、何れの社會にも未だこの患害なきはあらざるなり。

經濟的自由及び自由競争が幾分都市及び田舎の中産階級に對し、殆んど一般に狹義の勞働者に對して及ぼせる影響方法に就て、吾人はかゝる惡結果ありと言ふことを得べし、勞働者階級は千七百五十年乃至千八百五十年の間概して未だ新貨幣經濟將た新生存競争に適應し得べき發達をなさず、その學校教育及び道徳的教育は沈滞し、從來自由を得ざりし勞働者は、純自然物經濟に慣れ、貨幣交通を知らず、將來の爲めにするの慮なし、而して今や忽ちに變じて恰かも

商人の如く計算し取引し販賣せざる可らず、これが最も重要な結果として公平なる観察者の看過すること能はざるは、中流階級の一部分が消滅し、而もこれ中流階級それ自體の存立不可能なるに坐せずして、一はその新競争に對する理智と活動力とを有せず、二には過渡時代の困難が中流階級の爲めに圖りて緩和せらるゝことなかりしに依れるもの是れなり、又歐羅巴労働階級の大部分が、千七百七十年乃至千八百六十年の間、生計、所得、經濟上及び道德上の特質に於て退歩し、自由競争これに參かりこれに大影響を及ぼせることは、取引及び交通關係を熟知せるもの、苟くも否認せざる所なり、然れども原因は競争それ自體よりは寧ろ競争の方法に在り、即ちその實際上如何なる形體をとりたるか、その如何に技術的進歩及び優勝労働力の利用に向はずして餘りに久しく賃銀低減に影響したるか、工業をして如何に低賃銀労働を求めしめ、婦人労働及び兒童労働を以て男兒労働を驅逐し、不熟練労働を以て熟練労働を排除したるか、如何に労働日を延長せしめ、トールクジスチーム即ち労働賃銀を貨幣にて仕拂はず商品販賣法に依りて差引するの組織に依りて賃銀を下落せしめ、既に比

較的正當にやゝ高價なれども而かも優良なる工場労働の就業し得べき場合にも、こゝに出でずして如何に低廉なる家内労働及び拙劣労働を使用せるか、企業家が如何に不完全なる保護制度及び衛生制度に依りて費用を節減し而して寄生的工業を持続せしむるか、凡そ此の如き競争方法は以て最も富裕なる國土にも劇増人口の賃銀を壓迫し、則ちたとへあらゆる地方及びあらゆる工業に亘らずとも而かも廣大範圍に衣食住何れより觀るも沈淪せる労働者の大群を生ぜしめ、爲めに約そ千八百四十年乃至千八百七十年の間、西歐工業國民の全將來を危険に陥れ、加之身體上、道德上、精神上に頹廢せる此等労働者の状態をしてさながら全社會を侵せる毒素の觀あらしめたり。

特に隆昌を致し且つ進歩的に、幾多の事情に依りて利便を得て、技術上特に有力且つ有爲にして技術の訓練ある労働者に俟たざる可らざりし個々の工業が、常に高賃銀と淘汰とを以て熟練有爲の労働者階級を發達し且つ維持したること疑なし、その競争に依て未だ甚しく壓迫せられざりし限り殊に然り、農業上及び工業上の活動に於ける爾他一切部門の企業家と雖も、特に低賃銀を喜びた

ること未だ嘗てこれあらざるは確實なり、企業家は平均してその仕拂ひ得る限りの高賃銀を喜んで仕拂へり、然れども先づ國民的競争次では國際的競争が、果して能く企業家をして依然高賃銀仕拂を敢てせしめたるか、若し然りとせば棄して幾何期間これを可能ならしめたるかは實に疑問の存する所たり、それ競争の全狂暴將た反覆して起り來る所の壓迫は、企業家にして尙ほも利潤を期待する限り、概して賃銀壓迫以外の方法に出づるを容さず、たゞ能く特許若しくは獨占の權力を獲得せるか、特殊の費用節減的進歩に依り、大經營及び總費用節約に依り、技術の改善及び新機械に依りて別に通路を開き得るかの場合に限らず、企業家は從來の賃銀を仕拂ひ、若しくは更に賃銀を増加し、益々劇烈ならんとする競争に抵抗することを得べし——競争に依り社會民衆を沈淪せしむるの裏面は、經濟的獨占到依りて若干個々人が嶄然頭角を露はすこと是れなり。

抑々自由競争を謳歌せる全學説は、第十八世紀の間、國民經濟の自然法説に起り、而して萬人自然に平等なりとの虚構と當時に顯著の現象なりし小經營の觀察とを基礎となせり、この第一基礎たる萬人平等説は錯誤なり、第二の基礎

たる小經營現象はたゞ當代發展時期に對して眞理なるのみ、時代古今を異にすれば人間に差別あり、而して能力卓絶せるものは頭角を露はし、貴族階級をなし、富裕家族の建設者となれり、この故に個々人間の利益競争は未だ嘗て平等にあらず、然れども千七百五十年乃至千八百五十年の間に發達したるが如き農工商經營は、その大多數よりこれを觀るに、皆悉く小規模にして、その資本は少額なり、市場競争は、よし不平等なる土地所有分配と大會社と多くの特權と以て既に少數者を優位に上らしめたるありと雖も、尙ほ數十數百の相類せる小經營が相互に軋轢せるものならざるなし、かくて社會一般は經濟的自由の勝利を以て此等一切の特權及び不平等の消滅すべきを期待せり。

かくて貴族、手工組合員、都市の幾多特權は則ち消滅したれども、而かも狂熱的競争起り來りて最も有能なるもの及び最も大膽不敵なるものは忽ちにして勃興し、事體そのもの、性質(力)に依り幸運なりし取引状態に依り發明に依りて經濟上に顯著の地位を占め、小經營に對する大經營の長所は忽ちにして諸方に大に發揮せられ、爲めに益々不平等となりたる個々人、資産及び取引組織は、

よし一切市場と言ふこと能はざらんとも、而かも多くの市場多くの地點に相互に競争をなすに至れり、かくの如くして愈々多くの國民經濟的劇場(競争場)に演ぜられたる劇は、多數の小中經營群の間に起らず、多數の消費者と生産者との間に起らず、多數の勞働者と多數の雇傭主との間に起らずして、實に少數若しくは僅かに一人の強大力を有するものと多數の弱小者及び無權力者との間に行はれたり、所謂國民經濟上の獨占とはこの現象を意味せり、吾人は上來既にこの現象に關説したれども、尙ほこゝに、經濟的獨占とは何を意義し、如何に作用するかの問題に少しく立ち入りて究明せざる可らず。

獨占てふ概念はこれを用ふる人に依りてややその意味を異にせり、或は一人若しくは數人が單に幾多の長所、他人よりも多き資本所有、技術上若しくは人格上の優勝力を有せる場合には是を獨占と名け、或は一生産者の全然絶對的なる權利若しくは絶對的權力のみを獨占と解釋せんと欲す、法律上の獨占とは、國家若しくは共同團體が絶對的に保留する所の經營を表示し、廣義にては公共的權力が認可、特許、及びこれに類似する方法にて單に二三人若しくは少數者に

許容する所の經營を意味せり、事實上の獨占と稱するは、或る面積の土地、鑛坑、炭坑の財産分配と關聯して著大なる經濟的優勝權力を有するに至れる場合なり、或は更に進みて一切の私有土地財産を獨占と言へるものあり、特殊の人格的長所も亦暫時は一定の業務に對し一種の獨占的地位を確立せしむることなきにあらず、一時的及び部分的獨占は、例へば收獲關係、戰爭的出來事に依り一時遠國よりの輸入が杜絶する場合、周圍數哩に競争これなき場合に起るものなり、或る種の交通設備、例之運河及び郵便、鐵道及び電信の如きは、よし國家が競争を認容し若しくは進んで競争を起さんと欲する場合と雖も、概して事實上には獨占を有せり、然れども屢々この獨占は決して絶對的にあらず、鐵道は屢々水路と競争し、長大距離に亘りては若干の鐵道は相互に競争せり、其業務一般が益々擴張し、益々大資本と非凡の監理者とを供用するに應じて、鐵道は愈々或る獨占的地位に接近すべし、然れども「ジエンクス」が、抑々大經營の設立は諸國一般に競争を増進し、相場は概して下落すと主張せるは、全然事體の正鵠に中せり、個々取引業が自ら生産の四十乃至六十プロセントを占有するに及

んで、この取引業は始めて市場を支配せんとするに至り、大經營は合同しカル
 テルとなるに及んで、則ち事實上に獨占を得ることとなる、勿論この獨占はそ
 が高價なる獨占相場を規定する際には、屢々再び危險に陥るべし、乃ちこゝに
 等しく巨大なる新競争を起さしむべき刺戟は成立す。

凡そ勞働供給を統制せんとする勞働者の協定、職工組合の發達も亦、獨占と
 稱し得べき結果を生じ、而して如何なる場合にもカルテルに依りて成立する所
 の競争統制に匹儔すべき一つの競争統制なり。

こゝを以て吾人は次の如き結論に到達すべし、曰、凡そ經濟生活に關係せる
 社會的大組織は、その企劃性と漸次擴張とを以て獨占的傾向を有せりと、國家
 權力及び自治體權力と雖も亦實に歴史的に發達したる獨占制度と見做すことを
 得べく、即ち始め久しくあらゆる國庫主義的濫用に陥り、次て漸くその苟くも
 擔當する所の經濟的事項を公共的安寧と全體の爲めにする正當なる配慮とを立
 脚點として處理せるものと認め得べし、この故に今日、國家が貨幣鑄造、度量
 衡制定、郵便及び電信施設の獨占を要求し且つ實行するとも、最早何人もこれ

を非議するものなし、然れども亦吾人はこれより、經濟的獨占の成立が愈々大
 組織と結合せる場合には、國家はこれを統制し若しくは直營することを要すと
 斷定す、これを以てカルテル法及び株式法、鐵道法、水路法、農業法、勞働者
 組合法の成立となり、種々の自由競争を廢除せり、これを以て先きにも觀察し
 たるが如く、幾分再び認可組織に復歸し、依て當該經濟的新設立を總利害より
 打算せる若干の條件と結合せしむ、佛蘭西の行政法はその *Cahiers des charges* 負
 擔原簿の制定を以てこれを完成せり、巴里に於ける都市交通設備は株式會社の
 形式をとり、而かもその認可期間の終了に際し國家官廳より附課せらるゝ大な
 る制限と負擔とに依り、年々利潤の大部分は國家及び共同團體並に株主の所得
 に歸するの組織をなせり、國家及び共同團體は屢々又干渉して競争なき場合に
 競争を起し、即ち例へば住居の不足せる場所に新たにこれを建設し、僻在地域
 に小賣商業が勞働者の利益を壟斷せる場合には消費組合を創設することあり、
 これ悉く競争統制にあらざるなし。

吾人はカルテル立法及び職工組合立法にこゝに深く立ち入らんことを欲せず、

蓋しこれ猶ほ全労働者保護立法、公共的入札請負の新秩序、最低賃銀仕拂に對する國家官廳及び自治體官廳の干與の如く、競争統制に外ならざるなり、吾人がこゝに尙ほ説述せんと欲するは、商品其他の取引交通上、濫用、競争の過重壓迫、暴利及び詐偽の發生する場合に、正當なる市場秩序と市場政策とを以てこれに干渉すべき古來の任務を、近時如何に國家が再び有力に處理せんとするの勇氣を表はせるか是なり。

營業自由及び認可自由の個々規定が廢棄せられ、隨所に保護關稅の復興せられたることは吾人既にこれを説明したり、新殖民政策及び航海政策、或る汽船會社に對する國家の補助、國外移住立法も亦自由競争に對するの干渉なり、高利に對する新立法、農民及び手工の信用制度の獎勵、近世租稅政策は弱者を保護する所以なり、國內殖民を新たに催進して土地所有分配に干渉し、土地收用、建築警察、労働者住居の建設及び信用規定に依て大都市の住居關係に干渉せり、強制的労働者保險、近世獨逸社會政策の大半も亦經濟的自由に對する甚大の干渉なり、取引所改革の企圖は、その成功せると否とに關せず、既に最近二十年

來獨逸商人社會の自治機關に依りて著手せられたると等しく、而かも更に強烈に取引所取引に對して或る競争統制を遂行せんと欲したるものなり。

新特許法、翻刻に對する法律上の保護、標本及び商標の保護、商品貼紙の保護、金銀加工品の純分に關する立法、これ皆或る種類の競争を拒斥し、或る不正方法を刑罰に處し或る期間及び或る取引の爲めに競争の過重壓迫を輕減するものなり、不正競争の抑壓は何處にこれを觀るも日程たり、佛蘭西立法に於ては既にその組織發達をなし、千八百九十六年七月一日附を以て不正競争處罰の爲めに發布せられたる獨逸の立法は、詐偽的及び虚偽的廣告、品質偽裝を禁壓し、競争者に對する不當の攻撃、商號詐偽に依りて社會公衆を誑かさんとするの投機即ち換言すれば半ば變じて他人の商號を利用し、並に取引若しくは經營の秘密の漏洩を妨止せり、これ等の問題をこゝに詳述せんことは今吾人の任務にあらず、たゞ吾人は、今日諸方面より絶對的自由競争に對し、如何に必然にして且つ有效なる制限が規定せらるゝかを説明すれば則ち足れり、この制限は幾分概して競争の範圍を限局せんとし、即ち保護關稅、カルテル、或る設備及

び經營の認可の如きこれあり、而かもこれよりは寧ろ競争の種類を統制せんことに努め、健全なる手段及び方法を自由ならしめ、競争の壓迫を相場を低廉ならしめんとする方向より品質の改善を目的とする方向に轉ぜんとせり。

利益競争は苟くも勝つて拒斥すべきにあらず、生存競争は排除すべきにあらざるなり、(譯者曰、これに關する概説は第一冊の中生存競争の論述に觀るべし) 競争及び競争より起る所の行動は、現在にありても自由に將來永遠に亘りても大に自由活動の範圍を得べし、自由活動の範圍は、取引生活が益々健全となり眞實となるに應じて愈々自由組織をなすことを得べし、然れども取引生活の健全と眞實とは如何なる場合にも或る程度以上に期待すること能はず、技術上及び國民經濟上の大進歩時代、優勢なる世界經濟及び劇烈なる投機の時代に於ては、凡そ卑俗なる激情と衝動と亦一時跋扈するが故に、能く引き續きて高尚なる文明を發展し得るは、かゝる時代に際して、傍若無人の營利衝動の抑壓せらるべきを想ひ、競争壓迫の波濤が、必らずや社會生活の道德大條件と經濟運営に當れる個々人及び個々階級の調和的發展とに順應せる正當なる行路に誘致せ

られ、かくの如き制限に依て統制せらるべきを忘れざる國民に限るべし。

今日一方自由競争と他方競争統制との間に劃定せらるべき限界線に對するこの斷言は、マンチェスター派及び社會主義者の主張するが如くしかく單簡にこれを應用す可らず、マンチェスター派曰、凡そ競争の増進は善なりと、社會主義者曰、凡そ經濟的市場競争は廢除せられざる可らずと、然れどもこの二者は共に抽象的教義的斷言にして、實際生活はこれと何等の關係なし、吾人の立脚點をとる者は、凡そ個々の實際的裁定の爲めに二重に認識し而して正當に判斷せざる可らず、即ち健全なる經濟的技術的及び道德的政的的發展の一般行程と、特殊領域の具體的活力、努力及び關係とを重要問題となす、この問題如何に従て自由運動を是とするか統制に出づべきは決定せらるべし、このこと屢々容易ならざるべきも、而かも凡そ政策の實際的規定を律せんとするに際して準繩たり、この政策の重要とする所は、殆んど常に、それ自體は等しく正當にして互に矛盾せる二原理の正當なる互讓調和に在り、この二原理の相互作用將た時宜に従てこれを交互に取捨執行する所に健全なる發展あり。

三 度量衡制度、鑄貨制度及び貨幣制度

二〇六

百六十二 度量衡制度、人類は群居し而して言語を以て相互理解手段となせるより以來、手、足、腕にて或る共通の尺度寫象を作り、これを此等身體部分の名稱を以て表示せり、人間がその十指を以て僅かに十を數ふることを知りてより、既に晝夜及び月の循環盈蝕に準じて時の経過を計算し測定するの端あり、その籃、土器及び硝子器を製作してより以來、欲望に應じて常にこれを同一の大きさに調製し、次で其の名稱にてこれを表示し量の寫象として確定し、この量器と相異せるものと區別すること一般の習慣となれり、人間が牛を轍の先きに附けて土地を耕作するに用ひてより、一朝若しくは一日に耕作し得べき等積の耕地到る所に生じ、而してこの耕地はモルゲン（朝）若しくはターゲウエルク（一日仕事）と名けられたり、人類がやゝ改善せられたる木造若しくは煉瓦造の住居を建築し、更に進んでは水路工事及び殿堂を營みてより、雛形を設計し、木材及び石材を或る寸法に従て調達すべき必要を生じたり、人間が長行程を往復

するに至りてより以來、將來往復に便せんが爲めに距離を豫測せんと欲し、歩數を數へ、千歩 (mille passuum) を標準とし、この里程單位をニマイルと名けたり、而して小金塊、青銅及び銅の片塊、眞球及び象牙を所有しこれを交換してより、その重量即ちこれが價值なることを認識し、先づ兩手にてその重量を測り、次でこれを模倣して秤を構造し、さて大麥小麥を以て金屬塊を秤量するに至れり、ペンリ七世時代にありても尙ほ英蘭に於ては、一ポンド純量は大麥二十四粒及び小麥三十二粒に該當すと言ふを常とせり。

かくの如く凡そ數の寫象を發達せる國民は自然的度量衡に準じて計量することを習得せり、これなくんば、家族經濟、交通將來生活の最も單純なる現象に關する言語上の社會的理解も不可能なるべし、自然は極めて種々の自然的度量衡を宛がら自然に人間に供與し、而して原始民族の有力なる想像力は、その感官に訴ふる所の寫象を容易に捕捉したり、足及び腕(エ)の長さ、投鎗、三脚椅子の立てる面積、其他グラムの法律上より觀たる古代慣習の著に豊富に例示せらるゝが如きものは是れなり、凡そ此の如き自然的度量衡の不精密は、交通尙ほ

二〇七

乏しく技術の發展幼稚なりし限り、未だ著しき害あらざりき、共同團體若しくは君侯のこれに關する秩序も亦殆んどその要を觀ず、何となれば慣習及び言語上の同一名辭を以て約そ同一量を同一と見做すに十分なりしを以てなり。

然れども技術の發展更に進み交通大に開け且つは時間計算を改善すべき欲望の發達を俟て、この事情は全然變じたり、さてこの變動を起したる動機が、數字の發端と相關聯せる星辰の觀察及び四季區分の欲望なりしか、耕地丈量の欲望、例へば殊に時々汎濫する所のナイル流域及びバンジヤ流域に行はれたるものゝ如きにありしか、建築術將た又金屬交易の進歩にありしか、或は恐らく此等諸原因の並行と協働とこれをして然らしめたるかは、吾人敢てこれを究明せんことを欲ず、たゞ先づ前部亞細亞の高尙なる文明民族、主としてバビロニア人及びアッシリア人並に埃及人にありて、此等の錯雜に而かも慣習に依りて統一せる自然度量衡より、統一ある慣例的度量衡制度の組織が發展し、この組織は技術的數字的大知識を基礎として僧侶及び政府より考案せられ、殿堂に收む所の原度量衡に準據して以て、廣汎社會階級及び全國家に強制施行せられ、爾

他の度量衡を禁制し、かく制定せられたる度量衡を一樣に適用せんとしたることとは確實疑なし。

抑々國家より秩序せられたる慣例的度量衡の制定は疑もなく當時の慣習及び自然度量衡に依繫したること甚しからんとも尙ほこの進歩は偉大なり、凡そ自然度量衡は單に粗大概略の量寫象を作り得るに過ぎず、自然度量衡は永久に交變し不安定なるを以て、何等高尙なる技術、土地所有者の安固、交通上の忠實及び正直を容さず、その發展は場所を異にし社會範圍を別にすれば則ち同一ならず、これを試験し統制し時の經過する間にも變動なからしめんとする方法としてはあらず、自然度量衡はその相互の間に何等の關係なく、長短度量は平面度量と關係なく更に二者は重量と關係あらざるなり、凡そこの三種の計量問題にとりて、單に自然度量衡に準據したる限り、それぞれ商品及び欲望に應じて、重量、長短及び面積の度量衡は極めて錯雜並存したり、官廳的慣習的度量衡組織の發達ありて始めてこの不都合状態を悉く排除し得たれども、これか成立並に施行は共に容易のことにあらざりき、これ僧侶の知識及び能力の高尙なる進

歩と強固にして有力なる國家權力とを前提とし、而して經濟的自由に強烈に干渉し、一切の交通一切の技術を社會の總利害に立ちて規定統制することを重要となせり、凡そ大なる改革は自然度量衡及びその土地の慣習に應じ徐々として遂行するを得べきのみ、然れども既に改革組織多少ながらその緒に着きたる場合には、確定し安固にして一樣に原度量衡に準據して反覆統制せらべき度量衡の發達あり、これを以て始めて凡そ高尚なる技術、その傳承及び實施、一切の交通及び商業に對する前提は充實せらる、これ鬭争、暴利、誑惑を市場より廢除し、商業及び交易の上に將た領主と農奴との間に正直の徳を催進すべき最大手段たり、かくて重量、長短、面積、立方積の種々度量衡の間に正當なる一致を效すことを得たり、これ言語と等しく廣く社會化及び社會的統一を實現すべき主要手段たり、而かもこれが施行に際しては嚴重なる強制と刑罰と未だ嘗てこれなき能はざりき、吾人は各國民に就て、始め不正度量衡に對する刑罰と相俟て慣例的組織の漸く大に施行せられたる事實を観察することを得べし。

かくの如き組織の施行せられたる歴史的發端は、カルデア僧侶の文明に歸す

べく、又亞細亞に於ける大國王の專制的絕對權力に求めざる可らず、ヘローマン博士の言ふ所にして誤らずんば、バビロンの度量衡制度は、五千年前に既にその基礎に於て、現今度量衡組織と同一の内の統一を示したり、即ちバビロンの二エルの十分の一は立方量(辨)の基礎にして、この立方量に該當する水の重量所謂ミネは衡の基礎をなせり、而して現に吾人の知り得る限りに於ては、後代如何なる國民も未だ嘗て獨立してかゝる慣例的組織を發達したるものあらざることは、恐らく容易に理解し得べし、凡ての國民は商業上の接觸及び其他直接若しくは間接の影響に依りて、その慣習的度量衡組織を前部亞細亞より傳へたり、勿論かく言へばとて度量衡制度に恐らく毫も變化なしとの意義にはあらず、この制度はそれぞれの地方にそれぞれの目的に應じて齟齬を來たし、加之これを輸入採用する國民の技術及び國家權力の幼稚なるに準じてこのこと殊に甚しきものあり、然れども尙ほその間に常に度量衡の連絡を説明し想像することを得べく而して技術的及び國家的根本制度に至りては嘗て反覆せざりしことなし、かくの如くして苟くも度量衡組織を獨立して創設するの必要なかりし

國民にとりて、技術的・經濟的進歩の容易なりしと思半ばに過ぐるものありて存せり。

多少證明せられ多少は想像に委せらるゝこの連絡、慣習的組織の轉變、その自然度量衡との競争、將た公共權力の施行誤り組織不完全なりしが爲めに常に惡變せられたることをこゝに討尋せんは、吾人の目的以外に屬せり、たゞ吾人は、ゲルマン民族がその衡を幾分希臘人より幾分は羅馬人より傳へたること、カロリンガ朝の國權が、新制定の原度量衡を王宮に收め、而して凡そ公共官廳並に教會は法定度量衡を苟くも勵行せしむべきの義務を負へることを説明せば則ち足るべし、吾人の觀察する所に依れば、北方諸國に於ては國王は千百年乃至千三百年の間にこれと同一方向に努力し、而してその原衡は石材を用ひ教會内に收められたり。

然れども差當り中世時代一般に、市場統制權力及びこれに伴ひ度量衡を秩序し統制せんとする法律は一地方的となりしが故に、吾人は當代西歐文明世界に於ける度量衡の無限に支離滅裂せる状態を觀察す、慣例的度量衡と相並び尙ほ

久しく幾多の自然度量衡あり、殊に面積丈量に關するものは最近世紀に及ぶまで幾分粗漏にして不精密なるを免がれざりき、これが統制は屢々極めて等閑に附せられ時に利己主義的利害の侵犯なきを保せず、穀物若しくは葡萄酒を購入するものは皆樹を大きくし、反對にこれを供給するものは悉くこれを小さくせり、かゝる現象は決して單に地主と農民との間にのみ起りたるにあらず、商業にも等しくこれあり、例之キエーニヒスベルグに於て商人は山地より來れる一切商品には大なる度量衡標準を用ひて受取らん事を要求し、而して更にこれを販賣するには小なるものに依るが如し、都市が商品に課税する場合には、租税の轉稼を容易ならしめんが爲めに小なる樹にて販賣することを許容せり、然れどもかゝる現象の外、行政その宜しきを得たる都市に於て既に夙に良度量衡を實行せんが爲めの大なる配慮と行政装置とこれありたるは吾人の觀察する所なり、ウィーンに於ては衡は年々悉く造幣局より検査せられ、金銀を取扱へる一切の商業は造幣局に備へ付けたる衡を使用せざる可らざりき、第十三世紀乃至第十四世紀以來、一般に官府の衡を發達し、一定の商品はこれを使用すべき義務を負

へり、個々の財に對しては特種の秤量者が任命せられ、販賣に際し何人もこれを避くる事を得ず、秤量と共に品質の検査も亦屢々行はれ、極印を以て何人にも一見明瞭ならしむ、例之鍊の樽の外面に極印を捺したるが如し、外人は屢々自家の度量衡を携帯することを許されず、かくて廣汎なる度量衡秩序は市場法及びメッセ法の重要な部分をなし、これが内容と執行とに就て多く争論せられたり、市場及びメッセの繁昌したるは、その度量衡制度が適切なりし場合、この制度が正當に且つ簡易に執行せられたる場合なりき。

大商業地が特に聲價を掲げたる場合にはその度量衡は屢々廣く諸地方に行はれ加之遠隔せる國土にも普及せり、即ちシャンパーニエのメッセより起れる衡名トロアイ、キールのマルク、ブラバントのエッレ、ニルンブルヒの藥劑處方用衡名ロアの如きこれなり、然れどもこれ一定の大商業商品に限られたる寧ろ偶然の普及なりき、獨り公共權力は度量衡の極端なる支離滅裂と不安固とに對し能く久しく強制的に防止することを得たり、而して自家の經濟的義務を意識せる自覺的國家權力の現はるゝに及んでは、その統一的秩序を效さんことに努力せり、獨

逸の大領土を支配せる君侯は第十六世紀以來、佛蘭西の國王はルイ十一世以來、既にこの方向に着手せり、言ふまでもなく獨逸に於ては、フリードリッヒ・ヒュールヘルム一世はマルク・ブランデンブルグにフリードリッヒ二世はシュレジエンに始めて全州の首府の度量衡を敢て強制施行せんとしたり、而かもこれ等成文法の多くは尙ほ久しく空文に過ぎず、例へば佛蘭西に於ける新度量衡制度と雖も、事實上これを完全に施行したるものは、革命にもあらずナポレオン一世にもあらずして、實に千八百三十七年乃至四十年の間、ルイフィリップに始まれるが如き是れなり、獨逸聯邦の多くはそれ、千八百六年乃至五十八年以來始めて統一せる度量衡を發達し、低地地利の度量衡は千八百五十八年始めて爾他の地地利王領に施行せられたり、度量衡制度が如何に混亂せしかの問題は Hauschild の調査したる事實に徴してこれを明かにすることを得べし、曰、千八百十年十一月十日附のバーデン法律が廢止したる所は、相齟齬せるものエッレンに於て百十二、面積及び耕地の度量に於て九十二、立法積の度量に於て六十五、穀物度量に於て百六十三、液物度量(オーム及びアイメル)に於て百二十三、酒類販賣度量に於

て六十三、磅重量に於て八十に及べりと、獨逸に於てはエッレンに五十五乃至八十三ツェンチメートルの別あり、等しくシエッフェルと稱して二十三乃至二百餘リールの別あり、商業都市及びメッセ都市たるフランクフルト・アム・マインに於ては千八百年に尙ほ、商品を異にするに従て全然別種類なる十三の衡ありたり、英蘭に於ては千六百六十二年の報告に依るに、尙ほブッセルは四十乃至四百八十八ポンドに、ルーテンは十六五乃至三十六フリスに使用せられたり。

もとよりこの舊状態が、交通尙ほ殆んど全く一地方的發展に踞踏し、現度量衡全く一地方的慣習と不可離の關係をなし、嚴重なる監督に依りあらゆる組合統制及び市場統制に依りて、一般に確實に使用せられたる限り、餘りに甚しき不都合を感ぜざりしことは忘る可らず、然れども交通及び諸地方間の分業が著大の發達を遂げ、これと同時に營業の自由と伴て舊交通統制が多く廢棄してより以來、この状態は愈々發展を阻害し、而して大國家及び國家同盟に對する度量衡の統一並に特殊の行政官廳、警察及び刑罰の後循に俟てる技術上完全なる度量衡の施行は國民經濟の肝要問題となれり。

獨逸に於ては千八百十六年五月十六日附プロイセン法律は始めて廣くこの目的を實現せんことを企圖し、プロイセン聯邦に對して統一的に最も重要な度量衡を確立し、正確なる原度量衡を制定し、これが施行と統制とを管掌すべき度量衡官廳の組織を規定し、これに應じて社會的交通上度量衡の使用に關する規定を發布したり、關稅同盟契約以來、關稅同盟國及び獨逸に對する度量衡の統一計畫あり、千八百卅七年、及び千八百五十七年には統一的鑄貨基礎重量の同盟あり、千八百卅九年には共通關稅重量の同盟あり、この關稅重量は其後統一的郵便重量及び鐵道重量ともなり、千八百五十七年より千八百六十年に至る間に概して國內聯邦内重量ともなれり、北獨逸同盟建設の後、千八百六十八年八月十七日附を以て度量衡の統一秩序を樹立し、この秩序は現在に行はれ、これが施行は幾分の聯邦法及び同盟法、從て又帝國法及び命令に依て保證せらる、この制度は主としてメートルを基礎となせる組織を採り、既に千七百八十九年乃至千八百三年の間佛蘭西に於て計畫せられたるものにして、不變的自然量たる地球の四分の一孤の十億分の一即ちメートルを以て基礎とせり、後代の測量

に依りこの計算の誤謬なることは發見せられたり、然れどもこの統一組織メートルが、又一切の面積度量を制定し、一メートルの十分の一の水を満たせる立方積及び重量をリートル及びキログラムとなし、而してこの統一及びこれが十分の一制（十進法）に依りて一切の計算を極めて容易ならしめたるの内的長所は、主としてローマン國土に概してこれを施行せしめ次で獨逸に幾分は一切國土に採用せしむるに至れり、而して千八百七十五年國際的度量衡局を設立し、これより加盟國一般に最も信憑すべき精密なる原度量衡を供給するの計畫成りてより以來、この組織の慣習的基礎を永く持續せんとするの保證益々強固を加へ、而して將來これを國際的に擴張普及せんとするの期待も亦生じたり。

獨逸に於けるメートルを基礎とせる度量衡の輸入及び實行は、一方精巧技術の進歩に俟ち、他方シャロテンブルグに設立せられたる帝國物理機械検査場の活動に依り即ちこゝにて或る精巧なる計量機例へば電気技術的計量機の検査行はるゝが如きありて、現に大體に於て満足すべき状態に進むことを得たり、然れども個々の場合に於てこの度量衡状態を支配するものは、普通度量衡器を検査

し極印を捺してこれを證明する所の所謂度量衡官廳が如何にその職掌を實行せるか、その統制と警察官廳の統制とは如何なる範圍まで及ぶか、官廳検査済の度量衡器に限りて使用せしむべき強制が如何なる範圍まで及ぶか、且つ交通益益安固となり公道となるに伴ひ、一切商業上の習慣及び慣習がこれに應じて如何に醇化するか是れなり、これが爲めには容積取引に代ふるに重量取引を以てするあり、品質に對して益々査定器械を應用すること、例へば酒精取引に於て既に獨逸に實行せらるゝが如きあり、次では例へば千八百九十六年五月二十七日附法律を以て現に獨逸帝國議會に附與せられたるが如く、個々商業領域に對して或る確定せる慣習的の重量即ち例へばキログラム、リートルに依て必らず取引せらるべきことを規定し得るの權力委任これあり、然り而してこの方向に尙ほ多大の進歩をなし得べく、労働者對企業家の交通に於ても亦殊に然りとなす、例へば英蘭に於ては労働者が運搬する所の石炭を評量する衡器の統制は労働者自身の参加を俟てども、獨逸に於てはこのことなきが如し。

凡そ此の如き進歩に重要なることは、交通取引の統一及び倫理化にして、又

これを以て取引の安固及び迅速と商業交易上の公正とを發達せしむることを得べし、輿論及び慣習並に國家の強制、制度及び懲罰は苟くも協働して以てこの進歩を助成せざる可らざるなり。

百六十三

貨幣及び鑄貨の起源、原始的人類の交換交通は極めて長時期間甚だ微々たるものなりしが、而かも尙ほ先きにも觀察したるが如く交換交通全然認め可らざりしことは未だ嘗てこれあらず、而して嘗に夙に個々會長が近隣會長と裝飾品及び武器を、個々種族員が他種族員と市場に家畜其他を交換したるのみならず、この外向ほ屢々大規模に婦人購買あり、罰金仕拂あり、外人に對する貢納附課と種族の目的にせる租税の徵集とこれありき、凡そ自然物交換は、よし甲なるものが乙なる人の財を使用し得るも、乙なる人が甲なるもの、財を使用すること能はざる限り、且つ多くの財が分割す可らず貯藏す可らざる限り、大なる困難に遭遇せざる可らず、他人の所有せる家畜の若干頭、奴隸、刀劍を得んと欲する者が、對價財貨を渡すの準備と能力とあり、而してこの對價財貨が一般に好愛せられ、何時にても再び賣却することを得べく、一般に通用し取るなり。

引せらるゝ場合に於て、始めて自然物交換に伴ふ主要困難を免かれ得べし、而して婦人購買、罰金及び租税の場合にも、これが徵集者は、如何なる財貨にても好んで徵集するにあらずして、殊に逸物なる家畜、金屬、獸皮、貝殻、要之隣人の間にも亦販賣せられ、一般に市場にて需要せらるゝが如き財貨を徵集するなり。

かくの如くして極めて夙に特に願望せられ好愛せられたる財の或る群が一般的仕拂手段及び交換手段となり、この財は差當り欲望満足の爲めにも直接に資用せられ、而して又人々の間に流通したるが、漸次にその市場及び其他の仕拂に對する效用の故に、獨特の地位を占め特殊の評価を得、或は又更にこれを流用せんとする慣習の爲めに、特に出來得べき限りは一定の種類と形式と大小とを以て制定せられ、純自然産物の利用せられたる限り一定品質を撰定して仕拂に供用するに至れり、金屬は一定の裝飾品若しくは實用物の形式を備へ、即ち刀劍、犁頭、環として、若しくは又平板、丸、骰子の形式にて同一若しくは類似の大きさなるを可とし、獸皮は尙ほその動物の口を具へざる可らず、毛布は

交換手段として一定の長さ、幅と品質とを有せざる可らず、金属、寶石、茶若しくは烟草の荷物に關しては、秤と衡との發達せる限り何時にても重量を確定するを得たり、されば銅、青銅、銀塊若しくは此の種の荷物を取引する場合には、秤にかけて仕拂をなせり、而して更に一段の進歩は隨所に自然に起り來れり、これ特に重視せられたる此等の財は何れも相並びて仕拂に使用せられ、而して屢々互に代用せられ、個々片塊が大體に於て相等しき限りこのこと不可能ならざりしが故に、原始人類の粗大にして單純なる價值意識は、交換手段及び仕拂手段として使用せられたる此等の財に就て、種類と數量とに準じその價值當量を比較確定せり、さて此等の財は、本來の幼稚なる價值意識が個人的主觀的判斷よりは寧ろ客觀的標準に依りて多く支配せられたるが故に、相互に代用せらるゝことを得たり、第五世紀より第十二世紀に至る間の文書に現はれたるベクニアは、かく特撰せられたる交換手段を悉く包含せり、確定評價表の規定する所に從へば、仕拂に供用せらるべき牝牛は八歳を越ゆ可らず、角、口、乳房及び爪は無疵ならざる可らず、豚六匹は牛一頭に、良馬一頭は農奴一人に

該當せりとなり、「イナマ」曰、ゲルマンは百二十年間穀物一モリディウスを一デナール（古羅馬の銀貨の名、シレジエンにては銅貨の名）と、更に長時期間農奴一人を十二デナールと估價したりと、而して第十三四世紀に於ても尙ほ獨逸の東部にありては、金の一ポンド若しくは銀の二百四十ダナールは、ライ麥若しくは大麥の二十四シマフェル、小麥の十六シマフェル、豌豆の十二シマフェル、燕麥の四十八シマフェル、及び家禽百二十羽と同一價值と認められ、數千人口の間、一切の計算上にこの比價を以て通用するを得たり、かく通用すればとてもとよりこれと齟齬せる相場が特殊の關係上にも恐らく嘗て存せざりしなるべしと言ふにはあらず、たゞこれ模型的經濟的評價の確固たる基本が存在し且つ通價として應用せられ、この價值寫象の確固たる脊髓が、社會一般に最も好愛せられたる財とこれ等の財相互の間且つは爾他一切の財に對する價值關係とに依りて發達したる事を意義するに外ならず、この比較數及びこれと關聯せる品質並に數量の寫象に依りて一定割合の價值差等の發達となり、而してこの自然物貨幣（吾人は、然か命名することを得べし）は、恐らく一方に單に家畜、毛皮、將た任意の

商品が數量、品質及び客觀的價值評定を俟たずして流通したることあるべきも、これと比して遙かに廣大なる效用を遂げ、或る粗大なる分割性と代用性とを得るに至れり、この故に事實上にも亦吾人は隨所に此等仕拂手段の一系列が並存することを觀察す。

此等仕拂手段の一系列ありて存すれども、傾向は則ち交通の増進と共に漸次にその少數が、而して遂には全くその一つの財換言すれば即ち最も屢々願望せられ且つ受領せらるゝ財が著しく現はれ、かくして最後に全然獨特の地位を占むるに至ることは是れなり、これ極めて徐々たる分化過程にして、吾人現にこれを目撃し、多くの民族にありては數百年數千年の長期に亘り、而してこれが究竟結果は常に金屬、特に且つ終に貴金屬が、諸の交換財を後へに瞠若たらしめて獨り首位に進むこととなる。

金屬を所有し利用し、將た能くこれを加工することは、あらゆる方面より觀て、種族及び國民の經濟的發展上、最も重要なる進歩の一たり、(譯補の第二冊

八十一を参照あるべし)。

青銅、銅及び鐵は一切の機具を製作すべき原料たり、貴金屬は眞珠及び貝殻と相並びて人の最も願望する所の裝飾品資料なりき、貴金屬は環及び其他の裝飾形式に製作せられ、時には又動物の貌に模倣せられ、即ち牡牛若しくは牡牛頭、塊、圓板、小皿及び飯として、人々の間に轉々相渡り、最も早く秤量せられ、即ち重量に従て仕拂に使用せられ、次では自然に一ポンド若しくは數ポンドの一定片塊に造られたり、かくて徐々に或は鐵及び銅が、又或る場合には銀若しくは金が諸ろ交換手段の間に著しき地位を占むるに至り、その始めは概して數種の金屬が資用せられ遂にはその中の一つが最も重要なるものとなれり、例へば前部亞細亞のセミロテン、埃及人及び希臘人にありては銀を主とし、テタイネルンにありては銅を主としたるが如し。

度量衡が凡ての金屬塊に適用せられ、先づ商人次では特殊の金屬鑑定家が黃銅若しくは銀の一ポンドに徽號を附し、而してこの徽號を必らず社會に信用せしめ、その爲め公的權威、君侯若しくは共同團體の職員をして極印せしめんとし、こゝに形式及び徽號の徐々たる變動過程を経て、狹義の貨幣即ち鑄貨の發

達となれり、この發達は上陳の徽號が一定の金屬塊を絶對的に若しくは殆んど全く交換及び仕拂の手段として極印し、以てその裝飾品及び什器としての直接利用と區別したる場合に在り、而して吾人は現今の寫象及び名稱の上に、この古代に於ける一ポンド若しくは數ポンドの大金屬塊をも、よしその公共的極印を備ふるも、正金として鑄貨と埋別し、鑄貨と言ふ時はこれよりも一層小にして輕便に、更に交換手段に適應せる金屬塊のみを意義す、かゝる鑄貨は何處にも遂に平滑なる圓筒形に鑄造せられ、その兩面若しくは一面に徽號を備へ、最も流通に便に、能く囊若しくは巻物の中に保藏せられ、而して摩滅するの憂最も少なきに至れり。

傳説に依れば鑄貨は始めて小亞細亞の希臘殖民地諸市及びリディエンに於て鑄造せられたりとなり、吾人の知る所を以てすれば、狹義の鑄貨は始めて埃及に於て希臘人の支配者を以て起り、而して埃及に於ても、猶ほ亞細亞に於けるが如く、既に久しく著大なる市場交通及び商業あり、マキシコ及びペルーに於ても亦吾人の所謂鑄貨なくして商業交通の發達ありたり、恐らく極めて長期間の

變動過程を経る間に、模型的價值寫象を備へ、容積及び重量に準じて仕拂はれ秤量せらるべき、同列關係をなせる一系列の財より、始めて金屬が顯著となりて爾他の財より區別せられ、而して粗大なる金屬片塊及び什器が變じて、一定重量と公共的徽號とを備ふる鑄造貨幣となるにも亦、恐らく極めて長期間を要したるべしと思はば、蓋し事理判然たるを得べし、ゲルマニオンは、シーザー時代以來羅馬の貨幣を多量に所有したるが、尙ほ西部に於ては第七八世紀に及ぶまで、東部に於ては第十二三世紀に及ぶまで然り幾分更に後代に至るまで、金屬貨幣の外爾他の顯著なる財にて計算し、その價值を思量し而してそれに準じて仕拂をなせり、ゲルマンの經濟取引の大部分恐らくその過半が第十九世紀に及ぶまで自然物交付及び勤務の形式を以て行はれたることは更にも言はず。

されば貨幣交通及び貨幣經濟が一國土若しくは一國民に果して何時何處に始まらたるかの問題は、明かに何年と答ふ可らず、決して何世紀と答ふ可らざるなり、たゞ吾人は、個個民族が何時外國の鑄貨を得たるか何時自國の鑄貨を鑄造し始めたるか、何時これを一定の方法を以て公共權力に委託し、私的鑄造を

禁止したるか、將た秩序ある鑄貨行政の種種發展段階を何時如何に經過し而して遂に良貨幣制度を發達するに至りたるかに徴して、大略これを知り得るのみ。かくて吾人は同時に、經濟的價值意識並に高尚なる分業及び大交通の内的全發達が如何に貨幣發展の此等段階と並進せるかを討尋する事を得べし、貨幣制度及び鑄貨制度の時期は或る意味に於て又國民經濟的發展一般の時期となれり、これ複雑なる過程にして、一面には金屬の技術的特質及び交通欲望、市場及び商人階級の慣習と、他面には國家の設備と常に協働し交錯し、其間にありとあらゆる模索的試験と失敗とあり、然り退歩も亦これなきにあらず、個人の利己主義的利害は機あれば則ち國家制度及び商業制度を轉覆し若しくは補正し、而かもこの制度は常にその形式を改善し以て昂然特立し支配するの力を失はず、何となれば能く引き續きて一般的交換手段及び仕拂手段を供給すべき困難なる大問題を處理し得るもの、この制度を措て他に求む可らざればなり。

吾人は後段直に貨幣制度の慣例的の國家的秩序をや、精密に究明する所あるべし、然れどもこの秩序の技術的の自然的基礎は、金屬一般殊には貴金屬の經

濟的特質に在りて存せり、金屬は凡そ半文明及び全文明國民にありては、よし唯一の最も願望せらるゝ商品にあらずとも、而かも最も願望せらるゝ者の一たり、何となれば金屬は一切若しくは精巧なる機具に對し、一切の裝飾、最も精巧なる什器に對して能く原料たるを得ればなり、現代に及ぶまで鑄貨の目的以外の目的に對する貴金屬の需要は、その貨幣としての機能に對しても亦價值基礎たり加之貴金屬はその稀少なると生産費の大なるに依り、大きさの割合に特に大なる交換價值を有し、從て小金屬塊にして比較的高價值を有し得べく、これを携帯し且つ輸送するに容易なるの便利あり、「ロッシュ」の言ふ所に依れば小麥に比し輸送の容易なること金は四十四万七千七百七十二倍し、銀は一万五千五百三十四倍せり、一切の金屬は容易に鑄型せられ、絶えず轉々流通するも比較的長期間その極印と鑄造形體とを摩滅せず、貴金屬は空氣及び水に依りて變質せらるゝことなく、火と雖も、高々その形を破損し得べし實質を變化することなし、而して能く多大の困難を伴はずして小分及び極小分に分割せられ、それにも拘らず判然たる極印を刻し得べし、もとより技術の進歩幼稚なるに當りてはこ

れが費用巨額に上り、爲めに極小鑄貨の鑄造は嘗ては甚だ困難なりき、貴金屬の價値は時を異にし處を別にするも比較的恒常不變なり、處を別にして能く然るを得る所以はその運搬費の低廉なるに在り、時を異にして然るは、貴金屬の現在量が消滅するは單に摩滅及び小偶然事變に依るのみ、從て日々及び年の生産額より甚しき影響を蒙らず、生産上の著しき増減と雖も忽ちにしてこれが總量と價値とを増減すること能はざるに在りとす。

百六十四 歐洲貨幣制度及び鑄貨制度の第十四世紀に至るまでの時期、吾人が前節に叙述したる所は、これを交通の最古時期、自然物貨幣の時期と言ふことを得べし、是れこの時代に於ては一系列の財が交換手段として並び用ひられ而してたゞ幾分金屬が、これと並存したる交換財の中にて、漸次に別の形式をとりて最も主要の地位に進み、交通乏しく且つ價値寫象停滯し、而して吾人にして本位の意義を解釋して、一交換手段が習慣若しくは法律に依り一般に承認せられたる仕拂手段及び交換手段として布告せられたることゝなす限り、商品多本位若しくは財貨多本位の時期と言ふことを得べし。

(イ)金屬塊が鑄貨として鑄造せられ、即ち換言すれば鑄造貨幣が什器及び裝飾品として供用せらるゝ金屬と截然區別せられ、この二類の金屬鑄型がやゝ獨立せるものとして相對するに及んで、こゝに新時期始まる、この分離過程が、始めて鑄貨を鑄造したる國民の間に如何に完了したるかに就ては、吾人深く知る所なし、後代の野蠻民族及び文明民族にありてこの分離の方法如何と觀察するに、彼等は差當り傭兵勤務、行商交通及び境域交通、家畜及び奴隸將た個個自然産物の販賣に依りて、夙に經濟發展をなせる民族の鑄造貨幣を取得するの過程をとれり、幼稚なる種族はこの鑄貨を以て如何なる物をも購買することを得べしと認め、差當りは仕拂手段としてよりは寧ろ裝飾及び財寶として願望せり、青銅、銀及び金の鑄貨が入り来るに伴ひ、概してかゝる所有を得んとする激情的欲望將たこれに對する幼稚にして子供らしき歡喜を生じたり、これ吾人が獨逸の英雄傳説に徴して明らかに知る所なり、この傳説は苟くも勇氣、詐偽若しくは暴力に依りてかゝる財寶を金庫に積集するものは、その何人たるを論ぜずこれを謳歌せり、(譯者、ニーベルンゲンリードに回想する所あるべし)、始めは

小鑄貨よりは寧ろ高價なる重き鑄貨が願望せられ、今日尙ほ東邦及び亞弗利加の諸民族は、大仕拂手段としてはマリアテレジアターレルを、小仕拂手段としてはありとあらゆる商品を使用せり、外國鑄貨は高尚なる文明の産物として驚嘆せられ、尊重せられ而して過大に評價せらる、又窺知す可らざる祕密的技術の作品と見做され、これが鑄造は有力なる文明國民の特權と認めらる、ゲルマン民族は高々特別貨與に依るの外羅馬の貨幣鑄造權を得ること能はざるべしと信じ、而して其後始めて鑄造せられたるゲルマン民族の鑄貨は、全然羅馬の鑄貨の形式をなせり。

されば希臘、羅馬、アラビアの鑄貨、近世史にありては凡そ大商業國民の鑄貨は、ありとあらゆる種族及び民族の間に極めて顯著に貨幣交通及び鑄貨交通發展の端を啓きたり、凡そ貨幣制度の後代發展に於ても亦、時々多量に入り來れる商業上優勢なる國民の貨幣は、爾他國民の良貨幣大額面貨幣商業貨幣を必要となせる領域に於ては、尙ほ著大の任務をなせり、多くの政府は長期間、經濟上幼稚なる國土にして從て貨幣を過重視し且つ不當の高價を拂てこれを受領

したるものゝ爲めに、貨幣を鑄造して以て利潤多き取引を營みたり、然れども秩序あり満足すべき貨幣制度の發達は何處にこれを觀るも、到底かゝる外國鑄貨の輸入状態より殆んど期待す可らず、一時はこれに依りて多少の進歩を效すべきこと言ふに及ばざれども、輸入國民にして自ら直に鑄貨を摸倣鑄造せざる限り、この進歩は遂に商業上の隸屬關係に至らずんばならず、されば數百年間外國鑄貨は、野蠻民族の間に多量に流通して、而かもこゝに近世的意義の貨幣經濟を發達することなかりき。

(ロ) 然れども既に國民が幼稚なる方法にて自國の鑄貨を鑄造するに至りても、例へばメロヴィンガ朝及びカロリಂಗ朝、サクセン、フランケン及びシュヴァーベン諸皇帝の治下に於けるゲルマン民族、並に概して第十二世紀に及ぶまでの歐羅巴諸國の然りしが如く、この状態は未だ著大の變化を來たさず、換言すれば鑄貨制度及び貨幣制度は僅かの地域及び範圍に限られたる制度にして、未だ嘗て全經濟方法を變更せず、僅かに個々僅少の點に於て國民經濟を變動し變形するに出でず、もとより貨幣制度のこの時期は事狀に應じて一樣にあらず、舊文明

國民の鑄貨制度及び鑄貨法、交通及び技術が當該民族に傳播し且つこれより襲用せらるゝ方法の純粹なるか若しくは混濁せるか、當該國家領域が廣大なるか若しくは狹小なるか、集中的なるか若しくは分立的なるか、又そが高尚なる文明國土と直接に隣接し、これと利便多き水路交通をなせるか、若しくは寧ろ孤立し而して大農業地積を掩有せるかに從て一ならざるなり、然れども大體に於てこの發展段階の鑄貨制度及び貨幣制度は尙ほその綱領に多少の一致點あり、吾人は今その一致點を第八世紀乃至第十三世紀の中央歐羅巴貨幣制度に於て理解せんことを期す、殆んど歐羅巴諸國を通じて、民族移轉の後及び第八世紀及び第九世紀に至るまで、吾人は幣制が古代主として羅馬鑄貨制度の摸倣なりしことを觀察す、羅馬の鑄貨制度はフランク帝國に存續し、鑄貨に對する國家の絶對權、苟くも私的鑄造の禁止、鑄貨偽造に對する懲罰は、當時猶ほ舊の如くに持續したり、然れども當代君侯の拙劣なる實際主義より觀れば、造幣主權は特に收入の源泉なりき、即ち造幣特權は國庫的造幣利潤を供與すべきものと認められたり、この傾向はこれより引き續きて中世時代全般の主要特徴となれ

り、國庫的利潤のこの刺戟劑なくんば、恐らく造幣の發達は當時の君侯に容易ならざりしなるべし、鑄貨制度に關する政治上若しくは經濟上の大なる義務は、當時君侯の僅かに除外例として意識したるに過ぎず、第十七世紀に及ぶまで、聊かにても良貨を得んが爲めに、これが鑄造費を一般會計より支出し得べしとは、如何なる政府も未だ理解せざりし所なり、既に鑄造費以上の利潤を斷念することは、漸く始めて文藝復興時代に屬したる思想なり。

然れば則ち中世時代に於ける歐羅巴諸國の鑄貨制度は、國家造幣主權の重要な原理を基礎となせるが、その結果は概して毫も満足す可らざるものなりき、是れ一には鑄造利潤を期するの目論見が概して忽ち優勢となり、二には造幣主權が夙に君侯、都市及びあらゆる結社に附與せられ、造幣のことが貸借の形式にて私人の手に歸し、たゞ利潤の見地より執行せられて何等正當なる統制を得ざりしと、最後に三には不完全なる造幣技術が良貨幣を鑄造すること殆んど不可能なるか、若しくは過大費用を投せざる可らざりしとに在りて存せり。

カローリング朝が當に當時に驚くべき程の幣制集中を王權に掌握し得たるのみ

ならず、能く鑄貨立法及び鑄貨行政を秩序して、爲めに長期間比較的良好なる幣制状態を實現せしめ、後代主として千百五十年乃至千三百年のそれに遙かに優れるものありしは、洵とに偉とすべし、カロリニング朝にその端を發して幣制上に一時代の展開となり、中央歐羅巴を通じて、主として僅かにブレンニグ若しくはデナール貨、次では又半デナール及び四分の一デナール貨は銀より鑄造せらるゝに至れり、こゝに驚くべき現象は、デナール貨は八百年に於て殆んど銀の一・七グラムを含みたるに、九百五十年には平均一・五、千百五十年には一・四グラムとなり、第十四世紀の間には始めて殆んど五グラムとなりそれ以下となれるとなり、或は通常ペンニヒ貨の惡變を以て僧正及び其他の君侯に造幣權を賦與したるに歸し、造幣上諸侯の獨立したることに歸すれども、而かもこれに與て大に力あるものは、集中權の微弱なると上よりする統制の弛緩とに在ること自然争ふ可らず、もとより單にこの事情が造幣惡化の現象を説明するものにあらずと言ふのみ、この事情は九百五十年乃至千二百五十年の間にも存したるに、如何なれば後代に始めてしかく強烈なる影響を及ぼしたるか、デナール貨の急

劇なる惡變は始めて當時に起り、幾分は後代にも發し、而して場所を異にするに從てこれが結果に種々の區別あり、ホーフェンシュタウフェン統治の末葉に於けるペンニヒ貨は一・四及び〇・三六グラムの間に動搖し、而して銀純分は千分の九百七十五及び四百十五の間に在り。

余思ふに、この事實を解釋せんが爲めには廣大範圍に亘れる證據を引き來たらざる及らず、八百年より千百五十年に至る間を通じて中央歐羅巴に於ける一切のペンニヒ貨鑄造は全然限局せられたるものなり、ペンニヒ貨の流通は實に長期間嚴密なる意味にて單に年市に限られ、其後に至りて諸市の週市に通用せり、鑄造の技術は極めて不完全なりしかば、凡そペンニヒ貨は短期間にして摩滅し、而して後は最早何人もこれを受取るを好まず、他の地域及び市場のペンニヒ貨を受取ることを欲するものなし、これ既に當時の孤立生活状態の爲めに他地域の鑄造法を知るものなかりしが故なり、かくて先づ年市制度と關聯して年市開催毎に新鑄貨を鑄造するの慣例を生じ、シレジエンに於ては第十三世紀にありても年三回の鑄造 (ad tria fora) を慣例となせり、其他の地域はありては、

年二回、次では年々形體を異にする新ペンニヒ貨を鑄造するを慣例となせり、各地域に於て一般仕拂若しくは一定の仕拂に對し、殊に重要な仕拂に對してはその地域の新ペンニヒ貨を通用することが習慣となり、幾時ならずして一般に法律慣習となれり、外地域のペンニヒ貨若しくは舊ペンニヒ貨を携帯し若しくは所持したる者は造幣局にて新貨と交換するを必要となし、概して新貨十二ペンニヒに對しては舊貨十三ペンニヒを提供せざる可らず、純良銀なれば新舊貨共に同一價格に通用すべし、かくの如くして鑄造者の獲得したる純利潤は鑄造税と稱せられ、その額は八・三プロセントに上れり、然れども新貨十二ペンニヒに對して實に舊貨十六ペンニヒを要求するに至り、所謂鑄造税も二十五プロセントに増加せり、例へば第十四世紀に於けるマルク・ブランドンブルグに普通なりしが如きは是れなり、當時鑄造費は恐らく銀價值平均四乃至六プロセントに上りたるべく、從て鑄造税に係れる利潤は本來過大額にはあらざりき、「ピピン」王の即位第一年に制定せられたる法規に依るに、この利潤は言ふまでもなく僅かに二十二ソルディス即ち約四・五プロセントと規定せられたり。

されば鑄造貨主權者にして概して公正に舊貨の不通を布告し(即ち舊貨を引き上げ、新デナール貨が舊デナール貨と同一銀純分を含む限り、年々舊鑄貨の不通を布告して新鑄貨を以てこれに代ふるの法律は必らずしも有害ならざりき、これ年々鑄貨所有者に對する課税にして、これに依て造幣主權者は國庫上の損失を招かず否却て利潤を得て新貨の鑄造に當れるもの、絶えず一切の舊惡貨を排除したるの制度たり、然りと雖もこの制度は單に貨幣交通至て少額に且つこれを施行するに幾分正直なる場合に限りて能く堪へ得べきものなること明白なり、大體に於て千百五十年及び千二百年に至るまでの事實は則ちこれに該當したる場合と言ふことを得べし、貨幣仕拂は少くともアルペン以北に於ては尙ほ極小額なりき、造幣及びこれが監督は單純に、僅かにたゞ一の鑄貨、即ちペンニヒ貨これありたるのみ、かゝる事情なかりしが故に、年々舊貨を引き上げ新貨を以てこれに代へて流通せしむるの法律は、尙ほ能く遂行することを得たり。然れども今や仕拂及び鑄貨需要が増大し、諸地域の間に亘れる商業交通上の大仕拂が必要を告げ、而しこれが爲めにデナール貨が極めて多く冀求せられ、

從來と比し更に廣大範圍にも亦流通するに及んで、年々の改鑄及び引上げ(不通用の布告)は費用徒らに多くして且つ繁雜に、鑄貨所有者は最早八乃至二十五プロツェントに上れる年々の新舊兩貨交換税を負擔せんことを欲せず、これを以て第十二世紀乃至第十四世紀の間に獨逸には廣く銀地金の仕拂行はれ、伊太利にてはペンニヒ貨以外に大鑄貨を鑄造し、この大鑄貨は第十四世紀の間にアルペ
ン以北にも入り來れり、然り而してペンニヒ貨に關しては、一般にその年々引き上げの必らず廢止せられざる可らざる事を絶叫せり、デナール貨を永久貨となすべしとは猛烈に要求せられ而してこの要求は遂行せられたり、これが遂行は東部より西部に早かりしも、而かも佛蘭西に於て第十四世紀に及んでも尙ほ粗大なる國庫的濫用として、年數度の改鑄を見たり、都市及び貴族はその僧正及び君侯に對し、毎四年度若しくは政府變動の際若しくは都市將た貴族の協賛を俟つにあらざれば舊貨引上げをなさざることを協定せり、都市は鑄貨に對する統制權を獲得し、若しくは全然舊鑄貨の排除を目的としてこれを買收せり、然れどもシレジェン、ブランデンブルグ、デネマルクに於ては、第十四世紀に

及ぶまで舊慣習依然として持續し、プラウンシュワイヒは千四百十二年に始めて永久貨としてのペンニヒを鑄造するに至れり。
貨幣所有者より觀ればこれを以て不幸状態は廢除せられたり、而かも鑄貨そのものにとりては直に新たに困難を生じたり、交通は今や摩滅せる舊鑄貨を更に排除すること能はず、流通貨たるペンニヒは忽ちの間に非常に惡變し、新たなる良貨は則ら驅逐せられて並び存せず、造幣者はその鑄貨收入を失ひ、既にその鑄造費を償はんが爲めに、今や鑄貨秩序の規定する所より輕量のデナール貨を鑄造し、都市行政その宜しきを得て鑄造權を獲得したる場合には、もとよりかゝる誘惑に反抗したれども、鑄造費はそれが爲めに巨額に上れり、これと同時にペンニヒ貨は當時多量に都市以外に流出し始め、今やあらゆる禁令と鑄貨の價值評定とありたるにも拘らず、惡貨が都市周域より近隣都市に流出するの容易なりしこと過去の比にあらず、これ又その地域の貨幣價值を惡化するに與て力あり、されば千百五十年乃至千四百年の間永久的ペンニヒ貨の流行は、同時にこれペンニヒ貨純分が甚しく惡變したるの時期なりと言ふことを得べし、

ペンニヒ貨はキロンに於て千三百八十年に〇・〇七六グラムとなり、從てカロリ
ンガ朝のそれに對して二十二分の一となれり、キロンの貨幣は嘗て恐らく獨逸
に於ける最も優良のものなりしが、千二百八十年乃至千三百八十年の間に年々
二八一プロツェントづゝの惡變をなせり、クルーゼの調査。

デナール貨流通の全時期は、正金、ペンニヒ貨及び其他の仕拂手段が並び存
したるの時代なり、而して交通の全く限局せられたる限り、デナール貨のみ費用
せられたるの時代なりとす、交通及び銀産出の増加に伴ひ、鑄造を多量に必要
とするに及んでも、社會は未だ鑄造費を、多量にして且つ一樣なる鑄造の利益
と一致せしむることを理解せざりき、千百五十年乃至千四百年の間に都市に昂
進せる貨幣經濟の結果は、甚しく鑄貨を惡變し、鑄貨混亂、恐慌、鑄貨に關す
る暴動一揆を生じて、新進記者ヘルフェリヒをして次の如きパラドックスを敢てせ
しむるに至れり、曰、鑄造せられたる金屬貨幣は或る關係に於ては鑄造せられ
ざる正金貨幣に對して退歩を意義せりと。

現今支那の幣制を、第十三四世紀若しくは第十六世紀乃至第十八世紀の歐羅

巴貨幣制度と同列視すべきかに就ては、疑の餘地あるならん、それは兎に角支
那幣制の現状は極めて完全なる者にはあらず、而して舊歐羅巴幣制にありたる
多くの特徴を有せり、支那には三千五百年來の、中央部を打ち貫ける銅錢キョウ
現存し、重量と純分と甚しく動搖し、三マルクを仕拂はんが爲めにはこの銅
錢の略ぼ五キログラムを必要となす、然るにも拘らず國內に於ける大概の仕拂
はこの銅錢を以てせり、千八百七十三年以來は廣東に於て外國貿易に利便なる
弗貨が鑄造せられ、この外十年以來は二三の省政府の更に小銀錢と一弗塊とを
鑄造せるものあり、現在には既に弗貨に六種以上の差別存せり、大商業は夙に
多く鑄造局と發行銀行との極印ある、一乃至百オンスの銀塊を使用せり、一オ
ンスの純銀は即ち兩と稱せらるれども、これにも種々の別あり、その最も重要
なるものは税關用の海關兩にして税關の計算はこれを標準となす、現支那の幣
制はこれを一言にして掩へば種々内外鑄貨の混沌状態にして、この状態は必ら
ずや漸次に消滅せずんばあらず。

百六十五

歐洲貨幣制度及び鑄貨制度の千三百年乃至千九百年の間の時期、

(ハ)次に截然識別せらるべき鑄貨制度及び貨幣制度の時期は、近世史上大體に於て第十四世紀より第十七世紀に至るのそれなり、これ競争及び模索的試證の時期にして、この結果は則ち一つの完全なる鑄貨制度及び貨幣制度の發達を伴はずんばあらざりき、この時期に於て貨幣交通は都市に一般に行はれ、田舎にも亦多く進み入り、貨幣價格にて計算することは前時期に比して更に一般に及びたれども、尙ほ未だ社會の多數者を支配するに至らず、鑄造の技術は幾分の進歩を效したれども、而かも尙ほ大體に於てかゝる程度の技術にては充分と言ふに至らず、何處にこれを觀るも小貨は一様に且つ廉價に鑄造せらるゝまでに至らざるなり、鑄造權と鑄造それ自體とは既に國營及び集中の緒に着し、漸次にして益々この方向に推移せんとするものあるにも拘らず、不完全なる小規模の造幣局は依然として夥しく存続したり。

これを曩時と比して最も重要な變動は、ペンニヒ貨及び半ペンニヒ貨の外に、始めて更に大なる鑄貨が鑄造せられ、差當り十二ペンニヒ貨、シルリング若しくはグロッシンの鑄造せられたることなり、十二ペンニヒ貨は千八百八十一年

乃至九十二年の間にフロレンツに於て、千百五十年乃至千九百九十四年の間にエネーディヒに於て、千二百年乃至千三百年の間に佛蘭西に於て、第十四世の間に獨逸||ホーメンに於て鑄造せられ、リノーベックに於ては始めて千三百二十五年に二ペンニヒ貨が、千三百六十五年にシルリング貨が、シトラリスブルヒに於ては千三百九十七年に始めてグロッシン貨が鑄造せられたり、伊太利に於ては夙に二シルリング貨あり、二十四ペンニヒのグロソ貨あり、幾ならずして三十六ペンニヒ、四十八ペンニヒのグロソ貨現はれ、ヴェネーディヒは千四百七十二年に始めて二百四十ペンニヒの大銀貨を鑄造し、チロール及びホーメン||獨逸のグルデングロッシン貨若しくはターレル貨はこれを模範として鑄造せられたり、グロッシン貨は本來四・五グラムの銀純分を含み、現今のフランは四・一七五グラムなり、グロッシン貨は勿論夙に(第十四世紀の間に)三及び二・五グラムの重量に減じ、而して千五百五十九年にはその純分約一グラムを減じたり、その純分は千三百年乃至千六百年の間に減じて十六ロットより八ロットとなり即ち百分の五十となれり、この故に先づ千二百五十二年フロレンツより、次

二四六

で千二百八十四年ヴェネーデヒより、第十四世紀に於ては極めて多數の造幣主權者より、特に大鑄貨及び商業通貨としてグルデン金貨が鑄造せられ、このグルデン貨は品質甚だ優良にして、重量並に純分共に均一なることを得たり、このグルデン金貨は本來三・五三グラムの金純分を含み、千四百年に至るまで北部に於ても三・四グラムにして、ライン州にては勿論千五百年に二・五グラムとなり、而してこの純分に止まれり、ヴェネーデヒのグルデン金貨若しくはデカート(ツエヒネ)貨は千二百八十二年乃至千七百九十七年の間、約三・三五乃至三・四九グラムの純分を含めり、グルデン金貨はもとペンニゲ貨一ポンド(二百四十ペンニゲ)若しくは二十シリングの當量として大商業の爲めに鑄造せられ、これと同額の銀貨は、千四百八十四年以來チロールに於て、其後一般に獨逸に於て、グルデングロッシェン若しくはターレルとして鑄造せられ、スペチースターレル及びコンヴェンチオンスタールとして、クロインタールとしても亦久しくその品質を失はず、僅かに二七・四より二三乃至二五・五グラムの純分に惡變し、其後千七百五十年に至りてプロイセンのターレル貨となり、言ふまでもなく一六・七

二四七

グラムの純銀分に惡變したり、二四グラムの銀純分を含める亞米利加の弗貨、一八グラムの銀純分を含める露西亞のルーブル貨は、何れもスペチースターレル若しくはコンヴェンチオンスタールに基けるものなり。

かくの如く大小鑄貨の並び存せしより以來、大商業はその交通締結上に、益益以て廉價に鑄造せられて摩滅し難き良質の大鑄貨を使用せんと力めたり、これを以て大鑄貨の數量にして十分なりし場合には、大商業は依て以て確固たる基礎を得たり、これ實に一大進歩の存する點なり、比較的夙に且つ豊富に大鑄貨を鑄造したる都市及び領域は、この制度に依り最も迅速に經濟上の發展をなせるもの、大鑄貨は或る商業中心點より四方に波及し、而してその弘布の後久しきを経て始めて一地方的鑄貨主權者より模倣鑄造せられたれば、當初より諸地方間的(即ち國家的及び國際的)特徴を有したり、グルデン金貨は第十四世紀乃至第十五世紀に亘りて殆んど全歐羅巴に流通せる鑄貨なり。

大鑄貨の重量及び純分が比較的長期間惡變せず、これに依て一切の仕拂が安固にせられ、並に大商業の催進せられたるは、則ち第十三世紀より第十七世紀

に至る間、歐洲幣制の進歩なれども、而かもこれが裏面の弊害も亦看過す可らず、然り吾人は幣制のこの進歩ありたる領域及び期間に於て概して弊害の著大なりしことを認め得べし、この問題をして非常に困難ならしめたる所以のもの、大中小貨將た金銀貨が相並びて流通し、而して實にこの種々の鑄貨が一系統をなし、グロデン金貨はそのグロ、シユン及びベンニゲとの價值割合を確定せられ、銀貨及び金貨はそれぞれ本來十二ベンニゲ及び二百四十ベンニゲと見做されたるにも拘らず、第十六世紀に至るまでの計算上、金銀貨がベンニゲと換算せらるゝに際して忽ちその從來の割合に超越し、而かも尙ほ其後何等か確實安固なる割合を維持せしめざる可らざる點に在り、このこと特に好都合なる事狀の下に僅かに一時的に成功し得たるのみ、ベンニヒ貨は到る處に益々惡變して止まず、その價值は良マルクに對し、千四百年に約そ八百分の一、千五百二十四年に二千〇十六分の一、千五百五十一年には二千七百七十二分の一に下落せり、外國の鑄造に係かる金銀の大鑄貨は、自國に於けるものと品質を等うする限り、その商業上の職能を果し得べし、然れども現にこの大鑄貨はそれぞれ一地方の

小鑄貨と價值割合を規定せられざる可らず、而してこれが爲めにはたゞ二つの方法あるのみ、即ち一には小鑄貨の品質を改善するか、二には大鑄貨の品質を惡變するか是れなり、前者は現に主として行はるゝ相場に關し且つは隣邦のとに亘るが故に採る可らず、從て漸次に後者に出で、例へばライン州のグロデン金貨は故意に重量を輕減して鑄造せられ、以て第十五世紀の間引き續きて二十四アルプス即ち大銀貨と衡平を保たしむるに便せり、既に社會一般はそれぞれ理由あるこの二つの利害か矛盾を脱すること能はず、而してこれに加ふるに更に幾多の困難を生じたり、鑄貨に對するの需要が益々増大するに應じ、鑛山業を經營せざる造幣主權者は貴金屬を調達すること愈々困難に、實に第十八世紀に及ぶまで、概して造幣主權者が五年間、十年間、或は更に長年月の間、この理由より貨幣鑄造を全然若しくは殆んど全く休止せざるを得ざりし事例一再にあらざるなり。

制度及び秩序に依りて鑄貨制度及び貨幣制度を規定せんことは、その一都市市場の地域的關係のみに繋からずして、種々の状態と利害とを伴へる全領域及

二五〇

び國家全般を問題とし、漸く以て隣邦の幣制と關係するに及んで、愈々以て困難を來せり、造幣權の支離滅裂は今や始めて比類なき惡結果となり、これを撤廢することは僅かに徐々に個々の點に成功したるのみ、然り而して鑄貨は當然國庫上の利潤を齎らすべしてふ古來の財政寫象は常に持續したるのみならず、更に一面には鑄造額を増加したると他面には君侯の財政難危急を告げたるに依り、第十四世紀以來愈々益々強烈なる刺戟となり、乃ち惡貨を鑄造してこれに舊良貨の極印を刻し、以て數千金、然り數百萬金を一舉にして調達し得べしと信じたり、而して財政難益々非に政府の權力愈々強固なるに應じ、この誘惑は更に猛烈を加へ來れり、彼の君侯の極印は以て貴金屬に通貨價値を附與するものなりてふ理論的寫象は、今日尙ほ未だ全く消滅せざるもの、當時にありては廣く一般に普及し、而してその虛偽の責は鑄貨發行の際に直に問はれずして、常に數ヶ月、數年の後に至りて始めて難ぜられたるのみ、凡そこれ等の要素を總合するに、吾人は第十四世紀より第十八世紀に至るの間、健全なる幣制の發達すること如何に困難なりしか、又如何に大鑄貨に伴ひ差當り、鑄貨の混亂と

恐慌と減退せずして寧ろ増加したるかを理解するに難からざるなり。

伊太利に於ては、フロレンツ及びヴェネチアはその隆昌時代に恐らく整然たる貨幣制度を有したりしが、これを概観すれば第十六世紀より第十八世紀に至るの間、伊太利幣制の状態は通じて全く紊亂せり、佛蘭西に於て國王は夙に貨幣制度を集中統一したれども、第十四世紀の間且つは後代に及んでも屢々國庫的濫用は極めてその宜しきを失へり、英蘭にありては、強固なる王權とその夙に發達せるとありて、約そ千三百五十三年に至るまでその良質にして且つ一樣なる銀貨を維持し得たるが、其後鑄貨本位惡變し、千五百四十九年乃至五十年の間に最も亂狀を極めたり、これより以後英蘭は、たとへ幾多の撞着と鑄貨の混亂とを経験したるあれども、大體に於て尙ほ良貨幣制度を示せり、獨逸に於ては、個々の大僧正及び都市、例へばキールン、シュトラースブルヒ、リューベック、エルフルト、ニルンブルヒの如きは、恐らく第十三世紀乃至第十六世紀の間、それぞれ狭小範域にやゝ觀るに足るべき幣制を維持したるが、その隣邦の幣制と接觸して爲めに屢々自家幣制の安固を破壊せられ、而して若干の鑄貨契約及

び鑄貨合同ありて幣制の改善を期し、個個の點に於ては改善したる所多かりしも、而かも大體に於て未だ不完全なる統一國權と造幣主權とに取て代はること能はざりき、千三百五十年乃至千四百五十年の間、凡そ獨逸の都市領域は、獨立貨幣政策を實行せんが爲めには餘りに狹隘を感じたり、君侯は千四百年以來幣制を法律上國庫上更に大領土に亘りて集中統一せんことに努力せり、而かも僅かに行政その宜しきを得たる國土、主として銀山を經營せる國土にありて、數十年の間秩序を恢復し得たるに過ぎず、獨逸帝國は千五百二十四年、千五百五十一年及び千五百五十九年の鑄貨秩序に依りて干涉せんとし、而して殊にこの後なる郡領域を目標となせる統制は、第十六世紀の最後四分の一期に於て個個の造幣局を監督せんことに着手し、もとより其後千六百十七年乃至廿五年の間に再び全く怠慢に流れしも、尙ほ以て多少の進歩を効すを得たり、而して千六百五十年より千八百年に至るの間は、たゞ僅少の獨逸大聯邦、主としてザクセン、ハンノーベル、エステルライヒ、プロイセン、その外ブレームン及びハンプルヒに於て、やゝ觀るべき貨幣狀態及び鑄貨狀態を實現したるのみ、獨逸

の小聯邦に於ては、千五百年乃至千八百年の間、幾分屢々全く鑄造を廢絶し、而して外國の惡貨、主として和蘭及び佛蘭西の貨幣は多量に流れ來れり、一般に重き良貨を鑄造すること少なく、千八百三十七年に至るまで隨所に輕量の惡貨夥しく鑄造せられたり。

嚴密なる意味に於て幣制續亂の中心點は、高率の鑄造費を補償すべき方法に關する不判明に在り、鑄造費は實に金貨にありては當時既に僅かに〇・六プロツェントに過ぎざりしが、大銀貨は一・五乃至三プロツェント、小鑄貨に至りては鑄貨價値の八乃至二五プロツェントの高率に上れり、この鑄造費を補償することは、一切の鑄貨を鑄貨秩序及び正金貨幣の相場を顧みず相當に輕量に鑄造する場合に最も單簡に行はれたり、實に佛蘭西國王の鑄貨濫用に對して痛撃を加へたる僧正「オレスミウム」と雖も、鑄造費の補償と適度の利潤とはこれを認めざる可らずと言へり、造幣主權者は當時と雖も尙ほその苟くも鑄造せんとするには鑄貨利潤を唯一の誘引となせり、鑄造貨幣はその鑄造費だけ價值を高めらるべきは、理論上より言ふも亦誤謬にあらず、鑄貨が事實上正金に對しその高率發行をし

て成功せしむべき稀少性價値を有したること一再にあらず、たゞこの鑄貨利潤の限度が差當り隠蔽せられ、即ち鑄貨を一見してその幾何額純分の輕減したかゞ識別せられざるに及んでは則ち不正なりとす、この問題は現に種々高率の鑄造費を伴へる雜多の鑄貨が必要せらるゝが爲め、曩時と比して無限に復雜となれり、而して此等種々の鑄貨は一系統をなし、グロッシェンは十二ペンニゲにグムデンは二百四十ペンニゲと相當せざる可らず、而かも種々の鑄貨が鑄造費に應じて種々の純分を以て鑄造せらるれば如何にして能くこの規定と矛盾せざるを得べきか、交通上鑄貨純分の輕減に際して價値を損ぜざらんが爲めには大中小貨の幾何額を受領すべきかを如何にして能く決定し得んか、鑄貨秩序と鑄造官及び試金官に對するの規律とは、第十四世紀の末葉以來精細なる規定を有し、而して多くは當時の鑄造費が大貨幣に於て〇・六乃至三プロセント、小貨幣は更に大費用を要したりし正當事實に基礎を置き、然れども大貨幣將た小貨幣の通用すべき範圍を規定せず、又果して政府が獨占鑄造すべきか、若しくは私營と競争すべきか、何時如何なる場合に私人は君侯の造幣局にて鑄造するを得べ

きか、又造幣權を貸與せられたるものを如何に嚴重に統制すべきか等の問題に就ては、未だ全く考ふる所あらず若しくはこれに關し幾分の寫象ありとも未だ以て十分なること能はざりき、此等の秩序及び規律は未だ所謂鑄造税が如何にして良貨の鑄造と一致する事を得べきかに就き何等の知る所あらず、爲めに殆んど何處にこれを觀るも貨幣鑄造に伴ふ過大利潤は廢せられざりき、個々の點に於ては形式的國庫主義掠奪組織の發達となり、政府は毫も過誤に陥らざらんことを期したる場合には、造幣主管者及び造幣權取得者自ら屢々これを犯せり、良法律ありたるにも拘らず鑄貨純分の輕減せられたること一再に止まらず、殊に小鑄貨の場合に統制困難なりき、かくの如くにして一般に打歩、即ち換言すれば大鑄貨を小鑄貨に交換する場合の増額のこと行はれ、加之良幣制の施かれたる領域に於ても、その仕拂法若しくは本位に三四の別ある場合には、此等種々の鑄貨の種々の相場に準じて其間に屢々打歩が行はれたり、例へばヴェネデー、フエ及びフロレンツに於けるが如きも亦これなり、一つの鑄貨は他の鑄貨と交換すること能はず、契約上屢々鑄貨の品類は協定せられ、官廳の評價規定は再三

新たに種々鑄貨の間に存する比率の動搖を排除せんと力められたれども、幾歲月を
 閱せざるに既に行はれざるなり、千五百五十九年の獨逸鑄貨秩序が殆んど蠻的
 嚴正を以て、鑄造費及び所謂鑄造税を十二分の一フロリンの鑄貨に至るまでは
 二〇四プロツェント、小鑄貨に對しては三・六・二五プロツェントと決定したる後、こ
 れが必然の結果は、この決定に準じて正直に鑄造したるもの、例へば選帝侯國
 ザクセンの如きは、たゞ大鑄貨のみを鑄造し—小貨は言ふまでもなく十七乃至
 二十五プロツェント以下の費用にては鑄造すること能はざりき、—造幣權を有し
 たる爾他一切の地域は、鑄造費を補償せんが爲めに愈々純分を輕減し、而して
 主として小貨幣を鑄造するに至れり、この惡貨は益々以て良貨を驅逐し、純良
 マルクの銀貨はもと八グルデングロツェン強なるべきに、惡貨と交換する上に忽
 ちにして九、十及びそれ以上のグルデンとなれり、全然鑄造せざるか然らずん
 ば惡貨を鑄造するか、二者その一を撰ばざる可らず、而して第十七世紀及び第
 十八世紀に至るまで、凡そ獨逸の造幣權域はこの兩刀法を脱却したるものなし。
 この困難を脱し得べき途たゞ二つあるのみ、その一途は千六百六十六年に於

て英蘭のとりたるもの、即ち鑄造費を擧げて國庫の負擔となすに在り、かくの
 如くなれば則ち主として鑄貨法に準じ、公正にして優良なる通貨を鑄造するこ
 とを得べし、然れども果して政府が常に十分に良小貨を供給したるかはもとよ
 り疑問なり、英蘭政府と雖も久しくこのことを實行せざりき、その第二途は始め
 フロレンツ及びヴェネツィアに於て、これより遙かに後代に、而かも徐々に且
 つ不完全に、獨逸及び其他の國土に於て試みられたるもの、即ち商業取引、關
 稅等に於ける或る大仕拂は若干限度以上金銀良貨を以てする以外に許さざるこ
 とを規定し、從て小惡貨は小賣交通及び部分仕拂に對する外、法貨たらざるに
 至れり、然れども能くこれを實行し得んは、必らずや（イ）私人は決してかゝる
 小貨を鑄造し得ざる場合、（ロ）政府自ら鑄造小貨幣の量を制限し、（ハ）而して何
 人も小仕拂以外に小貨を受取るの要なき場合に限り、第十四世紀以來この方向
 の發展その緒に着けり。

千五百五十九年の獨逸帝國鑄貨秩序は、何人と雖も二十五グルデン以上の大
 仕拂に當りては小貨を受取るを要せざること、如何なる鑄貨狀態と雖も日々の

需要以上に小貨を鑄造するを得ざることを規定せり、この第二條はその意味十分に判然明瞭ならず、且つこれが施行は概して財政上及び技術上の理由より極めて困難なり、第十七世紀及び第十八世紀の間に始めて、上段（イ）より（ハ）に確立せる意味に於て補助貨の法律上の概念は判明したり、行政その宜しきを得たる國家に於て、極めて徐徐にして始めて小貨幣の鑄造は制限せられ、而してその大仕拂に際して拒絶せられ得べき法文は確定せられたり、プロイセンは遂に千七百六十四年乃至八十六年の間、その鑄造高を大鑄貨五分の四、補助貨は僅かに五分の一となし、而して國法上にも三十乃至十ターレルの仕拂にはその半額を補助貨にて、十ターレル以下の仕拂には補助貨のみにてするを許可せり、實に鑄造費を一般に二乃至〇・五プロセントに輕減し得たるも亦、正當なる補助貨原則の優勢に行はるゝに至りたるこの時期に在り、かくて技術の進歩せる結果、秩序整然たる貨幣状態を顯現すること極めて容易となれり、千五百五十九年以來チロールに於て、鎚打に代ふるに壓展機を以てして始めて鑄造するに至りしは一大進歩なりき、然れどもその成功は尙ほ寔とに徐々たるものにして、

第十六世紀の間は未だ毫も鑄造費を輕減することあらざりしなり、千六百五十年より千八百年に至るの間、始めて螺旋機に依りて鑄造棒を運動せしむる鐵桿即ち錘壓機一名衝壓機と環狀鑄造とは、以て機械的に完全に通貨を鑄造し、輪邊を精緻にして摩滅を防ぐを得たり、蒸氣力と金屬板製造の爲めの壓展機と自動的精量秤と機械的に運動する鑄造槓杆（螺旋機に依りて鐵桿を運動せしむるに代ふるに）とは始めて第十九世紀の發達に屬せり、此の如き装置を以てする現今の鑄造法に依れば、鑄造費の鑄貨名目價值に對する割合は、二十マルク貨にて〇・二八七プロセント、十マルク貨にて〇・四三〇プロセント、一マルク貨にて一・七五プロセント、十ペンニヒ貨にて二プロセントをなせり。

千三百年乃至千八百年の全時期を通じて、鑄貨の純分及び價值が動搖し且つ不確定なりし結果は、よしあらゆる場合と言ふ可らざるも、尙ほ極めて屢々而かも長期間に亘りて、一切の資本所有及び所得をして不安固ならしめ、やゝ舊時代に屬する鑄貨不通用の布告と後代に屢々反覆して起りたる官廳の鑄貨價值變更とは、常に人口の大部分に損失を齎らせり、小資産者、貧民及び取引上の

門外漢が最も多く蒙りたる損害は、そのあらゆる鑄貨を不當なる高價にて受取らざるを得ず、而して再びこれを提供せんには損害を招く外なきに在り、富豪及び取引上の専門家は悪貨を以て弱者の利益を壟斷せんが爲めの究竟手段となせり、既に古代に於て鑄貨状態の續亂が、數千の人口を悲境に陥らしめたることは、吾人の知る所なるが、中世時代にありても亦、不正にして不當なる鑄貨規定に對する不満と憤怒とは、屢々昂進して騷擾事件及び革命運動となれり、かくの如きは恐らく千五百年より千七百年に至る間に緩和せられたれども、而かも決して全然消滅せず、國民經濟上の文献がさながらに擧げて第十四世紀乃至第十八世紀の鑄貨論より發せるの觀あるも亦偶然にあらざるなり、然れども徐々にして始めて妥當なる洞察の發達となり、而して次でこれよりも更に徐々たる過程を経て公正にして合理的なる政府の實際的活動を觀るを得たり。

歐羅巴の大部分に亘り、千二百五十年乃至千三百年の間より第十八世紀に及ぶまでの全時期を通じて、鑄貨問題の無限に困難なることを證明せる實跡あり、これ試験の時代、誤謬計畫着手の時代にして、又同時に貨幣經濟増進し苟くも

その有效なる結果を實證したる時代なり、造幣主權は幾多の濫用を重ねたる間に、その法律上及び行政上の發達と限界とを克ち得たり、鑄貨技術は益々完成し、通貨鑄造は絶えず増加せり、然れども確實なる本位政策は則ち望む可らざりき。

(二) 第十九世紀に於ける富裕大文明國家の貨幣制度及び鑄貨制度は、吾人に最も重要な最後の一發展時期をなせり、貨幣經濟全勝時代なり、凡そ自國に貴金屬の大生産あり若しくは好都合なる商業關係に依りて必要なる金屬を所有せる國家は、今やその鑄造額過去と全く比較す可らず、何れの國家に於てもその交通路は漸次に統一せる自國の良貨を以て充實せられたり、よし尙ほ一時的には多少の鑄貨の混亂これなきにあらず、或は、紙幣の發行、或は本位の動搖、若しくは不利なる貿易均衡の影響に依り鑄貨の國外流出ありて、以て幾多の困難を呈したらんとも、而かも大體に於て歐羅巴諸國及び歐羅巴人口を以てせる殖民地の良政府は、最近百年乃至百五十年の間に遂に再び良幣制を施行し、例へば猶ほ「ソロン」より「アレキサンデル」崩御に至るまでの亞典、統監政治の初め二

百年間に於ける羅馬帝國のその如きものあり、高尚なる發展を遂げたる大國家の國民經濟はこの目標に慕進し、財政その宜しきを得てこれが手段を供示し、而して他面にこれを顧みればこの國民經濟の發達及び良財政は幣制秩序その當を得て始めて期待すべかりき、優勢にして且つ常態的なる對外商業關係と強固にして遠大なる眼識を具ふる向内統治と、これ幣制を完成すべき前提たり、當時國家が努力したる目標は則ち常に次に掲ぐるが如し、曰、價值に動搖なく、大國家領域及び長短種々期間の一切契約と一切債務とに對して、同一價值よりは寧ろ同一貴金屬純分の保證を含蓄せる所の通貨を鑄造せんとするものは是れなりと、同一價值の保證は、吾人の後段に究明すべきが如く、貴金屬それ自體が一つの財にして爾他の財に對し價值の動搖を免れざる限り、期待す可らず、然れども苟くも百マルクの取引契約をなせる市民は、その場所を異にし且つ數十年を經過したる後と雖も、少なくとも同一額の銀若しくは金を確實に受領せざる可らず、この問題は大國家に於ては既にそれ身體に過去と比して容易とならずして却て困難となりたれども、この困難を排すべき洞察と手段と遂に發達し

得たり、吾人は次節に於てこれが詳細に立ち入るべく、こゝには單に吾人が貨幣制度及び鑄貨制度に就き理解する所を略述せんとするのみ。

今日單に貨幣と言へば、何人も國家の鑄造に繋がる貴金屬貨幣を考へ、その第一次の經濟的機能及び效用が貴金屬の商品價值に依りて決せられ、第二次の經濟的及び法律的機能と效用とが國家の極印とこれに關聯せる一切の法律結果とに依て定めらるゝとに思ひ及ぶべし、若し國家が葉銀若しくは革若しくは紙の一片を極印に依りて貨幣と宣言し、仕拂としてこれを受領し、これに換へて常に貴金屬貨幣を渡す場合には、これ貨幣引換の信用手形なり、貨幣に代て流通することを得べきも、而かもこれ實際上及び經濟上の主要語義に於て決して貨幣にあらず、若し貨幣の概念を擴大して、舊時代及び野蠻民族の一切の自然物貨幣、仕拂手段として隨所に供用せらるゝあらゆる信用證券を悉く含蓄せしめば、これ餘りに相異せる貨幣を一壺に混入し、而して言語使用に強制を加ふるものなり、貨幣を以て國家秩序の強制を待たずして、たゞ個人主義的に慣習及び交通より起るものと見做せる理論家は則ちこの傾向をとれり。

貨幣制度は國民經濟的制度にして又同時に國家的制度なり、交通上最も適應せる財は交通關係より發達して一般に好愛せらるゝ交換手段となり、國家は則ち最も好愛せられ最も適應せる財に對して、鑄造權と鑄造義務との絶對獨占到依て優勝の意義を與へ、重要な法文の確實なる發達に依て特權的地位を與へたり、國家はその造幣主權に訴へ且つは鑄貨行政及び通貨鑄造に俟て、價值ある貴金屬より成れる鑄造貨幣—鑄貨—の量をして十分に存在し且つ流通せしめ、而して以て國家信用を表刻せる一般的法定大交換手段及び仕拂手段たらしめ、價值尺度及び交換標準たらしめ、この價值尺度に依らざる契約は締結すること能はざるを以て一切契約に對する價值代表者たらしめ、信用交通の媒介たらしめ、且つ價值貯藏及び價值輸送の最善手段たらしめんにことに配慮し、然り而してそのこれをなすや、たゞ單に交通の利害を見地となすのみならず、又一切の交通及び仕拂を安固ならしめんことを期せずんばあらざるなり。

凡そ貨幣には自然的實質と慣例上法律上に秩序せられたる形式とこれあり、貨幣は單に購買及び販賣の交換手段たるのみならず、同時に又租稅、貨銀及び

俸給等の支給、婚姻支度、償還、贈與に對する計算手段たり、貨幣は一切經濟的價值の代表手段となり、一切經濟過程を計算し確定し將た數量上精密に表示すべき手段となる、これ等貨幣の諸職能は歴史的に漸く以て發展したるものにして、貨幣經濟の流行せる近世國家にありては、此等職能は悉く完備せり、貨幣制度の國家秩序は、度量衡制度のそれに連聯し、度量衡制度と共に國民經濟的領域に對する最も深厚なる最古の國家干渉規定なり、若しそれマンチェスター派の急進主義、例へば、エンデマン氏の如きが誇張して以て、貨幣の概念の發展は國家權力の獨占到對する競争の勝利と言ふことを得べしとなすは、これたゞ自ら全く歴史を知らざることを曝露するの謂のみ、獨り如何なる場合にも、良貨殊に大鑄貨を鑄造し且つ維持せんとするに當りて、商業上の利害が反覆影響し、而かも屢々國家權力よりも強烈に作用したるとは則ち誤謬にあらず、然りと雖も單にこの商業上の利害のみを以て未だ嘗て鑄貨及び貨幣の良制度を發達し得たるものはあらず、必らず國家の獨占將た鑄貨に關する國家の良行政の統制なかる可らず、今日に於てこの獨占を廢除することは即ち恐らく大體に於て

一般的悪貨鑄造及び詐偽を意義すべし、國家的造幣政策及び造幣警察を伴へる造幣獨占は、實に國家社會の總利害を立脚點として幾分一切の交通を拘束し規定し且つ秩序せんとするの前提たり。

百六十六

近世時代の鑄貨制度、近世時代に於ける鑄貨制度の基礎は、(イ)大國家の發達に伴て廣大なる統一的鑄貨領域の成立したること、(ロ)綿密なる造幣法及び造幣契約並に私法の發達ありて貨幣制度に對する確實なる法律上の基礎を制定したること、(ハ)國家行政及び私人の自由鑄造が嚴重にこの秩序に準據して十分なる通貨量を鑄造したること、(ニ)從來不完全なりし多數の小造幣所に代ゆるに近世技術の裝置に俟てる集中的國家的大造幣局を以てし、完全に而かも廉價に通貨を鑄造すること技術上に可能となりたることは是れなり、プロイセン、墺地利、英蘭、佛蘭西に於ては既に第十八世紀の間に統一幣制を發達し、獨逸にありても亦千六百六十七年のツィーナ通貨契約、及び千六百九十年のライプチヒ通貨契約は、ブランドンブルグ、ザクセン、ブラウンシュヴァイヒの間に、又千七百五十三年の通貨基本に關する契約は、墺地利とバイエルンとの間に締結せ

られ、(この契約は本位を二十グロデンとし、千七百七十一年に至るまでの間に聯邦の大部分は加盟せり)、既に多少幣制の改善と統一とを效したれども、第九世の發展結果は則ち全然これと面目を革めたり、獨逸に於て千八百三十七年及び千八百三十八年並に千八百五十七年の造幣契約は、少なくとも小國家が補助貨を過多に鑄造することを全く廢除し、タール銀貨の統一を效し、千八百七十一年及び千八百七十三年の鑄貨法は遂に全く鑄貨を統一せり、千八百〇三年の佛蘭西鑄貨組織は漸次にして歐羅巴の十一ヶ國と亞米利加の十州とに傳播し、此等國家の最も重要なものは、千八百六十五年に羅甸鑄貨同盟を結び、その多くは巴里に於ける佛蘭西造幣局にて鑄造せしめたり、英蘭の鑄貨組織は印度及びカナダを除きて一切の英國殖民地に波及したり、スカンヂナヴィア帝國は千八百七十三年契約に基き鑄貨同盟を結びたり、文明諸國は概して千八百六十七年以降國際的鑄貨會議を反覆し、而かも言ふまでもなく今に至るまでその效を奏せず、地の東西を通じて統一せる大鑄貨領域を樹立せんことは一般の傾向となれり、而してもとより吾人は其間に國際的契約が感謝すべき任務を盡し

たることを承認せざる可らざれども、而かも最も重要な改善及び進歩は、吾人の觀察する限り、能く集中強國の國家權力樹立し、而してこの國家權力が自ら改革に當りたる場合に在り、諸國家幣制の聯合は、萬一これが契約確保せられず、その一國家が紙幣經濟に轉じ若しくは惡貨を鑄造せる場合に、大なる危険に陥らざるを保し難し、この故に冷膽なる政策家と雖も將來統一的世界貨幣の美理想に對し尙ほ懷疑の態度をとれるは當然なり、世界交通及び世界經濟より生じ來れる當代の問題は、諸國家幣制の現に愈々益々疎隔せんとすることなり、即ち換言すれば紙幣國及び正貨國、金貨國及び銀貨國が、恰かも嘗て幣制を異にせる諸領域の如く、對立疎隔せることは是れなり、然れども世人若し現今秩序の基礎たる進歩即ち國民的鑄貨制度の獨立の國家的立法を犠牲に供せば、以て近世國民經濟上のこの至難問題を解決し得べしと期望せば則ち不可なり、(譯者曰、この見地は全秩を貫けるもの、進歩を欲し弊害を認めて、而かも急進し現代文明の基礎をも振盪して辭せざらんとする革命的方法は、「シニモラー」の斷じて不可となす所なり、一見矛盾の如く、左す可からずと言ふも遽かに未だ必

しらずも右せず、所謂暴を以て暴に代ふるはその可なる所以を知らざるの態度、深く吟味しその精神の存する所を認めなば、胸裡釋然たるものあらん、若しそれ人各々祖國の隆昌を冀ふの點に至りては、彼の政策論も亦直に首肯す可らずとなすのみ)、差當り吾人はこの國家的獨立立法を觀察せざる可らず。

國家の造幣立法は發達し承認せられたる國家の造幣主權を基礎となし、即ち詳言すれば幣制を法律上に規定し、而して幣制を秩序し、國家獨り(造幣特權)通貨を鑄造し、若しくは國家の權威及び統制の下に鑄造せしめ、外國の鑄貨を禁止し、苟くも不法鑄造を處罰する所の國家權利を基礎となせり、幣制秩序上の最も重要な個々國民經濟的問題は、貨鑄基礎重量に準據せる鑄貨重量及び鑄貨純分の規定なり、次に鑄貨率及び鑄貨組織、本位貨及び補助貨の關係の規定なり、更に鑄造費負擔に關し將た鑄貨量をして不足なからしめんとする方法及び義務に關する決定なり、最後に本位の選擇、銀行券及び紙幣に對する正貨の關係の規準なりとす、吾人は差當り狹義の鑄貨問題を説明し、而して後始めてこれと關聯して本位問題を論議すべし。

(イ)鑄貨基礎重量、鑄貨の重量及び合金、凡そ鑄貨の特徴はそれぞれその重量なり、而して低價値金屬と混合せらるゝ限り、その純分なりとす、鑄貨重量は造幣法に定められたる鑄貨基礎重量に依て規定せらる、國土普通の主要衡量は嘗て一般に且つ近時に至りて再び鑄貨基礎重量として通用し、其間特殊の鑄貨重量が國土普通の衡量と差別せられたるもの屢々これあり、羅馬の三二七・四六グラム、プロント、カローリナ朝の三六七グラムのプロント、降ては一五八乃至二八〇グラムのマルク(三分の二プロント)、獨逸に於ては殊に二三三・八五グラムのキルンのマルク、近時に至りては千グラムのキログラム、五百グラムのプロントは最も重要な鑄貨基礎重量なり、千グラムのキログラムは現佛蘭西鑄貨の、五百グラムのプロントは千八百五十七年より千九百年に至る間の獨逸鑄貨の、三七三・二四グラムのトロアールプロント(譯者曰、この名は佛蘭西の都市名より起る)從て又十二分の一プロントたるオンスは英蘭鑄貨の基礎重量たり、キルンのマルクは千八百五十七年に至るまで獨逸鑄貨の基礎となれるものにして、銀マルクとしては十六プロント、一プロントは十八グレイン、金マルク貨としては二十四カラット、

一カラットは十二グレインとせられたり、十六、十五、十二プロントの銀貨と言ひ、二十四、二十カラットの金貨と言ふ時は、當該合金割合上の純分量を意義せるものなり、現今に於て鑄貨純分は殆んど一般に貴金屬の千分率を以て表明せられ、獨逸の良貨及び爾他多くの鑄貨は、現に合金百に對し貴金屬九百を含蓄せり、嚴密なる意味の鑄貨基礎重量は始めて第十九世紀に於ける精巧技術の發展に俟ち、即ち始めて獨逸の技術も能く大なる費用と困難とを伴はずして確實に純貴金屬並に任意合金を求むることを得るに至れり、古代及び中世初葉の通貨は、當時實に求むることを得たる純貴金屬にて屢々鑄造せられたり、其後殊に銀貨は著しく劣等金屬を混合せられ、主として銀の缺乏若しくは鑄貨利潤の爲めに合金量は四分の一にも達し、然り二分の一及びそれ以上にも及べり、幾分この合金量の増加に依りて鑄貨を硬質ならしめ摩滅を防ぎ得べしと信ぜられたり、漸くにして劣等金屬の過大混合は撤廢せられたれども、合金貨幣鑄造の習慣は未だ全く廢除せらるゝに至らず、合金貨幣が果して正當なるべきかに就ては技術家及び鑄貨政策家共に今尙ほ爭議せるの狀なり。

一切舊時代と幾分近世との鑄貨法若しくは造幣局長官章程はたゞ合金せられたる金屬に就て規定するのみ、曰、若干合金せられたる銀マルクより六十グロ、シン若しくは八ターレルを鑄造し、キログラムより二百銀フラン及び三千百金フランを鑄造すべしと、而して個々鑄貨は割合率の原理に準じ鑄貨基礎重量に對して單純なる數量關係をなし得べし、獨逸の帝國ターレルは千五百六十六年に八分の一マルク即ち二ロットの重量にして、佛蘭西のフランは二百分の千グラム換言すれば五グラムの重量を有せり、近世獨逸の鑄貨法は獨り貴金屬のみ價値をなすべきことを基礎とし、從て純銀一マルク、純金一ブランドは十四ターレル、百三十九・五の十マルク貨に分割せらるべきことを證言し、而して純分重量に加ふるに合金重量を以てするが故に、個々鑄貨はその鑄貨法に依りて直接に一定純分重量の證言せらるゝよりは常にやゝ重きをなせり、千八百五十七年の獨逸ターレルは純銀一六・六六グラム重量一八・五一八グラムをなし、十マルク貨は純金三・五八四グラム、重量三・九八二グラムをなせり。

(ロ) 鑄貨率最古の通貨はその重量及び名稱より觀れば單に基礎重量の部分の

み、羅馬人が始めブランド(アッセン)及び十二分の一ブランド(ウンツェン)にて計算したるに等しく、中世初葉を通じてブランド及びその部分(一ブランドは二百四十ペンニグ)にて計量し、而して英蘭のブランドスターリング、佛蘭西のリーブルの新名稱たるフラン、伊太利のリラも亦これと同一の關係を示せり、然り而して長期に亘れる幣制の歴史的發展を経て、その間に舊名稱と計量習慣と、從來通用し來り既に業に流通の爲め若しくは惡變の爲めにその價値を下落したる鑄貨と與て大に力ありたるが、今やありとあらゆる複雑なる鑄貨基礎重量の區分を發達するに至れり、單にその單純なる區分は今や必要にあらず、蓋し言ふまでもなく銀のロット若しくはグラムとカッフェー及び砂糖のロット若しくはグラムとを比較するになく、數グラムの銀の價値と一キログラム若しくは、一ツェントネルの貨物の價値とを比較するの實際状態なればなり。

こゝに所謂鑄貨率とは、依て以て鑄貨基礎重量が、合金重量たると純分重量たるとを問はず、一國土の主要鑄貨を得んが爲めに分割せらるゝ所の鑄貨計量割合のことなり、吾人は獨逸國に於て第十六世紀以來、八ターレル率を漸次に

十四ターレル率と變じ、換言すれば本來は八ターレルが合金マルクより、遂に千七百五十年乃至千八百七十一年の間に十四ターレルが純粹マルクより、その千八百五十七年より千八百七十一年に至るまでは純粹ブンド(舊ターレルと殆んど同一視せらるべきもの)より三十ターレルか鑄造せらるゝこととなれり、千八百七十一年十二月四日の鑄貨法は、純粹金の關稅同盟ブンド(即ち二分の一キログラム)より千三百九十五の金マルクターレル即ち三分の一ターレルが鑄造せらるべきことを規定せり。

然れども主要鑄貨そのものは未だ以て鑄貨組織を説明せず、これ單に幾多復雜せる大小鑄貨を説明すべき鍵鑰を供與する中心點に過ぎざるなり、鑄貨組織はなるべく單純なる秩序を要し、而かも日々に反覆せらるゝ小額の市場交通、貨銀及び其他の中額仕拂、並に銀行、大商業及び世界交通等の種々欲望に適應すべきを必要となす、吾人はこの必要に應じ凡そ高尚なる文明國民にありても主として鑄貨に三類別あることを發見す、就中中額の鑄貨に屬するものは、四・三乃至三・四グラムのアッティカのドラッハメ、四・五乃至三・四グラムの羅馬のデナール、

四・五乃至三グラムの中世時代のグロッシン、四・五グラムの現今のフラン、五グラムのマルク、五・二純銀グラムの英蘭シルリングあり、これよりも小鑄貨には一・〇五、〇・二グラムの銀貨あり、若しくは銅、青銅、ニッケルの鑄貨あり、更にこれより大鑄貨には、例へば十三—四グラム及び二十七—八グラムのドラッハメ貨を四倍及び八倍せる銀貨、種々のグルデン及びターレル、ダラー及びルーブル、九乃至十六グラムの五シルリング貨、十八乃至二十七グラムの五フラン貨これあり、然らずんば則ち三乃至八グラムの金貨ありて以てこれに等しき職能を果すを常とせり、アウロイス・コンスタンチウスは四・五グラム、グルテン金貨及びデューカーテンは三・六乃至二・五グラム、その二倍のビストノレは六・二乃至五・九グラム、英國のソペレインは七・三二グラム、二十フラン貨は五・八グラム、獨逸の二十マルク貨は七・一六グラム純金(重量七・九六グラム)をなせり、かくの如く諸民族が常にその鑄貨の大小を等うせることは偶然なる能はず、蓋しこれ發展せる國民經濟の交通の主要種類に順應せるが故に然るなり。

その當初、殊に外國通貨の入り來れる場合には、新たなる大鑄貨が孤立して

計量上その國土の爾他通貨組織と調和せざることあり、一定契約が通則として絶對的にこの種の一定通貨にて締結せられ、即ち例へば第十八世紀にプロイセンにありて主として或る大交通仕拂がターレルIIゴルト(フリードリッヒスドル即ち五ターレル貨、ビストーレン)にてなされ、爾他仕拂は則ち銀ターレル、三分のターレル、グロッシュン及びペンニゲンにてせられたるが如きことなきにあらず、然れどもかゝる状態は不便にして且つ交通を妨止するものなり、されば到る所に、これが新發展あり、一國土の大中小鑄貨がその重量、純分、價值に準じて一統一組織をなし、互に融通代用せらるゝに至れり、而してこの發展の前提は種々鑄貨が(補助貨は除外例となす、これに就ては次項に説明すべし)その內的(實質的)金屬價值並に鑄造に依て定められたる名目價值に應じて判然たる統一數量組織をなすこと是れなり、即ち換言すれば何人も一マルクの代りに百ペンニゲを、十マルク金貨の代りに十個のマルクを受取らざる可らず、全交通の安固の攪亂することなからんが爲めには、この組織をなせる鑄貨は何れも他のものに對し打歩をとるを許さず、嘗て舊時代に殆んど一般なりしこれが

紊亂状態を擧げて廢除せんことは、實に近世鑄貨政策の主要問題なりき。種々鑄貨の間に存する數量割合は嘗て根本的に四分率組織(Quartalssystem)及び十二分率組織をなし(Duodecimalssystem)、即ち詳説すれば個々鑄貨は互に一對二對四對八對十六、若しくは一對三對六對十二對二十四の割合關係をなせり、この數は小交通には最も便利なるものにして、販賣に際し一ブツの價格をこれに從て最も好都合に分割するを得たり、近時は漸く十進組織(Decimalssystem)流行し、即ち北亞米利加には千七百七十八年、佛蘭西には千七百九十五年、埃地利には千八百五十七年、獨逸には千八百七十一年乃至七十三年に採用せられ、この組織に於ては鑄貨は一對十對百の關係をなせり、其間に二倍、五倍、二十倍の單位を挿入せらる、この計量組織は倍加に最も適當し、數學家、財政家、銀行家の最も希望する所のものなり、十進法組織の勝利は教義的規定と稱せられたるが、一般に引き續きて使用せられ、而してこれ度量衡制度に於ける同一組織の必然的補充たり。

鑄貨率及び比較的重要なる鑄貨種類の撰定は、現今主要の文明國に於ては、

抽象目的を基礎とする自由選擇にあらずして、苟くも本位變換、從來鑄貨組織の壞亂若しくは惡化、從來齟齬せる諸國土弊制の統一等の爲めに新たに鑄貨率及び鑄貨組織を創設したる所に於ては、その國土の現習慣及び價值寫象に準據し、然らすんば主要國土若しくは隣接國土の鑄貨を採用するを以て規矩となす、大文明國の鑄貨率變遷史は、殆んど全く舊貨幣の漸次惡化をなし、即ち先きに屢々縷述したる原因に依り貨幣が次第に惡變したる後、遂にこの惡變は新鑄貨率にて法律上承認せられたり、斯の如くして獨逸のターレルは千五百六十六年乃至千八百七十一年の間に二七・四より一六・六グラムに輕減し、リイブル・トゥールノア（トゥールノア市鑄造に係られるが故にこの名あり）若しくはフランは合金銀重量四百十五グラムより僅かに五グラムに輕減せり、これ八十三分の一に減じたるものなり（レキシス調査）、獨逸國が千八百七十一年乃至七十三年の間に鑄貨率を撰定し、以て遂に統一貨幣を制定せんとするの必要に臨みたる時、問題はたゞシニウイツ、ベルギエン、伊太利、希臘、西班牙の如く、略ぼ佛蘭西のフランを採定すべきか、若しくは然かせずして三分の一ターレル貨即ち十グロッシ

ン貨を獨逸の大部分に流通せしむべきか是れのみ、而して結果はこの後者に決せられたり、是れ隣邦と同一鑄貨を用ふるは、同時に統一鑄貨行政、統一せる金及び本位政策の保證なくんば、場合に依り殊に外國鑄貨の入り來る場合には利益よりも寧ろ損害多かるべきを保し難しとなしたればなり。

一切鑄貨分類のこの歴史的起源に顧み、個々國土が一時その主要鑄貨を鑄造せずして、たゞその幾部分若しくは幾倍に該當せる通貨を鑄造することあるも亦明瞭なり、プロイセンは千六百六十六年及び千六百九十年、ターレル率を輕減したる際、久しく單に三分の一ターレル貨及び六分の一ターレル貨を仕拂通貨として鑄造したり、これその全ターレル貨を以て從來の重きライヒスタール若しくはスペチースターレルと競争せんことを欲せざりしを以てなり、さればターレル貨は、「フリードリッヒ大王の再びこれを鑄造するに至るまで、單に計算手段としての鑄貨に過ぎざりき、獨逸聯邦は多くは久しく小通貨のみを鑄造してこれに依て利潤を收めんとし、計算單位たるグルデン貨は全く鑄造せざりき、佛蘭西がフランを、獨逸國がマルクを主要鑄貨として採用したりし時、こ

の兩通貨は大交通に對し、主として金貨としては餘りに小なりき、この故にその十倍若しくは二十倍に該當せる鑄貨が最も重要な大通貨となれり、されば主要計算鑄貨（マルク）と主要支拂鑄貨（十マルク及び二十マルク貨）との間に對立現象を観ることなしとせず、主要計算鑄貨は寧ろ傳說的習慣に依り、主要支拂鑄貨は造幣技術及び交通技術の目的に順應せる理由に依て規定せらる、然れども最近發展は幾分計算單位と主要鑄貨單位とを同一化し、幾分は少なくともその間に極めて單純なる數量關係をとらしめんことに努力したり。

（ハ）補助貨、大中小貨の必然的並立は、近世幣制上、吾人の先きに既に觀察したるが如く、完全貨幣即ち本位貨幣と補助貨との對立となれり、舊時代にはありては苟くも鑄貨は仕拂に對し同等に供用せられたりしが、現代に於ては則ち然らず、獨り本位貨に限り一切仕拂に對して法律上の仕拂手段たり、補助貨は單に少額に限り受取るべき必要あるのみなり、これが歴史的原因は、一、大仕拂には大貨幣を、小仕拂には小貨幣を資用するを優れりとなすの技術的經濟的事實に在り、二、上來陳述したるが如く數百年間に亘りて、政府及び造幣權を

貨與せられたる者が小貨幣を以て敢て犯したる幾多の濫用に在りて存せり、比較的なる銀貨及び金貨は氣付かるゝことなくしてこれを惡變する能はず、その爲めこれが鑄造額は愈々少量となれり、而してこれと相應じて益々小貨は鑄造せられ、而かも益々その品質を惡變し、愈々多量に銅を混合したり、これが爲めに終には銀貨は十三—四ロットより四乃至八ロットとなり、先き銀マルクより九乃至十四ターレルが鑄造せられしに引き換へ今や十二乃至二十ターレルが鑄造せらるゝことゝなれり、既に此の如くして鑄造利潤が國庫上に收められたるに加へて、更に鑄貨率の惡變あり、一切鑄貨價值の不確實なるあり、中額通貨と雖もこの壞亂を免かれず、千二百五十年より千八百五十年に至るまで、殆んど一切の鑄貨混亂状態はこゝに歸因せり。

さて近世造幣上にも小鑄貨を或は幾分輕量にし、或は多量に劣等金屬を混合し、或は二者を兼ね行ひ、或は全く廉價なる銅若しくはニッケルより鑄造するを廢棄せんと欲せざれども、而かも次項の原則を確守せり、曰、補助貨は人口一人宛一定額に止め、而して必らず政府自ら鑄造し、決して私人の投機的鑄造に

委棄す可らず、而して以て補助貨の有する劣位の金屬價值をしてその稀少性價値の故に實際上に何等の悪影響をも及ぼすことなからしめざる可らず、補助貨はさながら一つの信用鑄貨なり、徴號鑄貨なり、國家の仕拂手形なりと、幾分は何人に限らず、補助貨を本位貨に交換し得べき豫防手段も亦これあり、而して何人と雖も比較的大なる仕拂に當りては補助貨を受取るの要なし、例へば獨逸にありてはニッケル貨は僅かに一マルク以内、銀補助貨(五十ペンニゲ貨、一、二、及び五マルク貨)は二十マルク以内に限らるゝが如し、金單本位制をとれる國土に於ては銅貨及びニッケル貨の外、銀貨も亦悉く補助貨たるを常例とし、金銀復本位制をとれる國土にありては、限界種々に規定せられ、佛蘭西に於ては二フラン以下の鑄貨は補助貨たり、現に大國家に嚴守せらるゝこの原則に依り、且つは政府が所謂通用最輕量目以上に摩滅せる一切の鑄貨を、政府の負擔若しくはこれを納付する所有者の負擔にて引き上げ、再びこれを發行することなくして當に改鑄すべきの義務若しくは執行に依りて、遂に強固確實なる貨幣制度及び鑄貨制度を數十年間維持すべき大目的は到達せられたり、新たに鑄造せら

れたる鑄貨がその法定分量と齟齬するも差支なき差額、即ち所謂公差も亦今日にありては法律上小限度に規定せらる(例へば十マルク及び二十マルク貨にありては純分に對する二・五プロミル、重量に對する二プロミルなるが如し)、こゝを以てこの方面にも亦完良貨幣に對するの保證ありて存せり。

(二)所謂鑄造税及び鑄貨行政、これ等規定の結果は鑄貨行政より得らるべき著大利潤然り或る場合に於ては一切の利潤を斷念し、所謂鑄造税を廢棄することなり、從て鑄貨は財政收入上或る場合には多額の費用を要すべき交通制度とならざる可らず、嘗ては凡そ鑄造より一乃至八プロセントの利潤が要求せられ、若しくは冀求せられ、而して鑄貨法にこれを認可して以てこの利潤を收め、若しくは法律上にこれを隱蔽して鑄貨法の規定せるよりも輕量に鑄造し以てこの利潤を收めたり、若し造幣權を貸與せる場合は、則ち貸與料はこの利潤即ち所謂鑄造税を表示せり、貸與せられたる者はこの場合に自家の費用とこの貸與料とを補償し得る程度に鑄貨重量を輕減したり、若し又國家が自ら責任を以て鑄造に當れる場合には、タール率を三十とせば、國家は銀原料を二十九タール

二八四

ル二十乃至二十四グロッシェンにて購入し得るまで待たざる可らず、この相場となれば國家は一ブンドより三十ターレルを鑄造し、而して費用を補償し、加之利潤(狭義の所謂鑄造税)を計上することを得べし、然らずんば則ち輕量鑄造(惡變)をなすの外ある可らず、この故に數百年來凡そ鑄貨行政に對する攻撃の中心點は所謂銀原料の購入これなり、銀原料の相場低廉にして、ターレル率十四なるに、純銀マルクは十三ターレル四分の三の費用を要するに過ぎざれば、容易に鑄造せらるべし、然れども概して流通鑄貨即ち購入の手段は、既に摩滅し若しくは低價値に鑄造せられ、從て十三ターレル十八グロッシェンにて決して銀一マルクを、二十九ターレル二十グロッシェンにて銀一ブンドを購入すること能はず、高價なる銀原料購入は必然の結果として常に鑄貨惡變となり、舊鑄貨率は轉じて輕鑄貨率とならざるを得ざりき、さて幣制や、整然たる大國家は、鑄貨の價値を高め正金の價値を下落せしめんことを期待して以て、一年間若しくは數年間嘗て鑄造に當らずして、この難を救ふことを得ざるにあらざりき、然れどもこの實驗が果して能く成功すべきか否かは一に世界市場に繋りて存せり、而し

て若し鑄貨缺乏を告げ來れば、この期待はやがて外國の惡貨をして侵入せしむるの挑撥力たり、この故に遠大の眼識ある國家鑄貨行政は、第十九世紀に於て、概して通貨鑄造が國家の自ら當るべき職能たる限り、その鑄貨行政の年々利害と獨立して毎年一定額を鑄造せんとするの立脚點をとれり、國家鑄貨行政はただ一には補助貨鑄造より得る所の利潤、二には低廉なりし正金相場を以てせる年度より得る所の利潤を利用し、依て爾他年度の高價なる鑄造費を相殺し得べきは則ち希望し能はざることにあらず、本位變換若しくは鑄貨率改正を問題とし、從て一二年間に巨額の通貨を鑄造せざる可らざるに當ては、乃ち短期間に舊鑄貨を廢除し、人口一人宛四十乃至百マルク及びそれ以上の新通貨財産を鑄造せんが爲めに、言ふまでもなく數百萬マルクの犠牲をも辭す可らず。

この外近時は又や、一般に、國家造幣局にて本位貨を鑄造するの權利を私人に認許したり、これ明かに過去に於ても屢々行はれたること、殊に商業國家にありて然りとす、然れども如何なる程度にこれを限定すべきかは困難問題たり、それは兎に角獨逸に於ては最近數世紀以來——鑄造權を貸與せられたるもの

の濫用は姑く別問題とし、根本的に政府のみ鑄造に當り、爾他國土にありても亦私人の鑄造は寧ろ近時に屬せり、英蘭政府は私人の爲めに無償にて鑄造し、爾他政府はこれが爲めに概して鑄造費に相當する鑄造手数料を徴收す、若し交通上鑄貨需要を正當に概観する所の大銀行が、貴金屬商業を營み、且つ一切の大商人の爲めに出納に任ずる場合には、常時に在りては勿論この機關即ち銀行に托して、必要額の正金を鑄貨に變造せしむること能はざるにあらず、たゞかかる場合に國家機關は苟くも果してその國土の交通路に十分の貨幣量が流通し、加之自國の良貨が充實せるかを監督すること必要なり。

國家機關はこの目的の爲めに外國鑄貨の流通を阻止し若しくは禁止すべし、而してこれ自國の良貨が十分に存在せざる場合に困難を生ぜざればならざるなり、この故に國家機關は常に統計的に、鑄貨が幾分工業上の消費若しくは輸出に依りて消滅したる額を調査するを怠らざるべく、從て鑄貨の現在量が果して十分なるか、又銀行をして鑄造せしめざる場合には、果して幾何額國家自ら新たに鑄造して通貨量を補充すべきかを商量し、而して主として正當なる本位政

策、銀行政策及び商業政策に依り、必要なる自國の良貨量を維持せんことに努力すべし。

(ホ)鑄貨需要、文明國の鑄貨需要はもとよりその分業、交通、信用取引に依りて多く貨幣移轉に取て代はる所の信用發展に準じ、個々人資産の大小及び貨幣流通の速度に應じ、極めて種々の別あり、千八百九十一年「ソートベル」の概算に依れば、人口一人宛、スカンチナヴィエンに於ては十七乃至十八マルク、シウヰツに於ては五十二乃至五十三マルク、獨逸に於ては五十六マルク、北米合衆國に於ては六十五マルク、大英國に於ては七十三マルク、ベルギエンに於ては八十三マルク、佛蘭西に於ては二百マルク以上に該當せり、「ランボルト」は第十九世紀の初葉に、北部及び東部歐羅巴の需要を約そ二十四マルク、南部及び西部のそれを約そ四十五マルクと概算し、「ラウ」はやゝこれよりも巨額に、二十及び五十八マルクの間在りと計上せり、恐らく吾人は次の如く假定するも不可なるべし、曰、人口一人宛鑄貨需要は先づ貨幣經濟の發達と共に増加し、而して流通緩漫に、且つ私的資産の増大するに從て益々膨脹し、而かも或る飽和點

を越ゆれば完全なる貨幣經濟及び信用經濟は再び正貨を多く要せず、殊に銀行證券、紙幣、爲替及び書換に依れる貨幣移轉の増加するに準じて、能く少量の鑄貨を以て不足を感ずることなしと、余の概算を陳述すれば、伊太利及び獨逸の個々領域は既に第十五世紀乃至第十七世紀にありて一人宛鑄貨需要額十五乃至四十マルクなりき。

年々鑄造額に關しては個々の都市及び領域、個々年期及び時期に對し、吾人は遡りて第十五世紀及び第十六世紀の既往に及ぶまで確實なる統計數を有せり、然れどもこの統計は鑄貨流通に關しては多く證明する所なし、何となれば貨幣は最も多額に鑄造する所の地域領域より、極めて多く且つ實に急激に輸出せられたるを以てなり、加之新鑄貨の幾分が正金より、その幾分が舊鑄貨より鑄造せられたるかに就ても亦毫も知る所なし、選帝侯國ザクセンは千五百七十二年乃至千六百二十九年の間、約そ四一五マルクに該當せるライヒスタール貨千五百八十萬タールを鑄造し、即ち從て七千十萬マルクづゝを鑄造し、その人口は多く見積るも五十萬を越えざるべきに依り、一人宛百四十二マルク

に相當せり、然れども千六百年乃至千六百二十年の間、その六分の一若しくは五分の一は既に國內に流通せざりしこと確實なり、ブランドンブルグプロイセンに對し余は次の如く計上す、曰、一切の鑄貨を銀貨に還元し、人口百萬に對する鑄造額を求むれば、千五百十九年に約そ八三三三、千六百八十一年乃至九十年の間約そ三〇〇〇〇、千七百六十四年乃至千八百〇八年の間約そ四八〇〇〇、千八百〇九年乃至千八百卅六年の間約そ四三〇〇〇の銀貨重量マルクが年々鑄貨に鑄造せられ、即ち從て千五百十九年には二四九〇〇〇プロイセンタール千八百〇九年乃至千八百卅六年の間に一四四〇〇〇プロイセンタールの額に上れりと、塊地利に對しては、ベッセルの調査に依れば、千七百二十四年乃至四十五年の間、年々約そ三百萬塊地利グルデン、千七百九十二年乃至千八百三十四年の間、年々約そ千九百萬塊地利フロリンが鑄造せられたり、佛蘭西は千七百八十年乃至九十年の間、約そ十二億フラン金貨、從て人口百萬に對し百フロリン金貨、千八百八十五年に約そ八十億フラン金貨、從て人口百萬に對し二百十フロリン金貨を有したるが、千七百九十五年乃至千

八百八十五年の間に、百三十億フラン以上づゝを鑄造したり、英蘭は金屬流通手段(正貨)の額に於て、千七百九十四年に約そ二千二百五十萬ポンド、千八百三十六年に三千萬ポンド、千八百五十八年に九千萬ポンド、千八百八十五年に一億一千萬ポンドにして、その千八百十六年乃至八十五年の間、約そ二億五千二百萬ポンドづゝの金貨を鑄造せり、獨逸は千九百年の末葉に二十八億マルク、金貨と八億八千萬マルクの銀貨とを流通し、合計三十六億八千萬マルクに上り、即ち人口百萬宛六千四百萬マルクに上れり、プロイセンは千八百〇九年乃至三十六年の間、人口百萬宛九千二百六十萬マルクを鑄造し、從て千八百三十六年人口百萬に對し流通額も亦恐らく三千萬乃至五千萬マルクに上れり、獨逸は千八百七十二年乃至千九百年の間、金純分にて三十八億〇七百萬マルクを鑄造し、就中十億マルクは國外に流出し若しくは熔解せられたり。

凡そ一國土の本位貨量は國民的資産にして、熔解及び輸出に依りその時々幾分づゝの消滅あるも尙ほ常に差支なきまでの量ならざる可らず、若しそれ一國土が自ら貴金屬を産出し、若しくは英蘭の如く、世界貴金屬商業の中心點たる

場合は、國際的商業關係及び仕拂關係の動搖に應じ、實に正金流出の外、又屢屢鑄貨流出を來たし、これが爲めに大に利益を得ることなしとせず、たゞ此の如き流出現象は、自國の貨幣交通をして急地に陥れしめざらんが爲めには、或る程度と或る期間とを越ゆるを許さず、これに依り恐るべき續亂状態を生じ、或る場合には不幸にして紙幣經濟に陥ることなきにあらざるなり。

紙幣の過大發行と誤りたる本位政策とに依り自國の鑄貨が外國に流出するこゝに就ては、吾人別に論究すべし、この原因は姑くこゝに論ぜず、この流出現象は、その引き續きて起れる限りは、根本的に國際的貿易均衡に繋かり、換言すれば即ち自國が外國に對し又外國が自國に對してなすべき仕拂の總額に依りて支配せらる、一國土にして若し通則として外國商品を輸入するよりも自國商品を多く輸出し(商業均衡上の有利なる状態)、若しくは自國が外國に對してなすよりも總體として外國より多くの仕拂を受取るもの(仕拂均衡上の有利なる状態)は、寧ろ金屬及び鑄貨の充溢を來たすべし、然れども反之貧弱なる債務國にして、引き續きて均衡上に不利なる状態にあるもの(換言すれば外國が自國に對

二九二

するよりも自國が外國に對する仕拂の大なるものは、深刻なる商業政策上の規定に依りて以てその不利なる仕拂状態を均勢するに努力するなくんば、自國の鑄貨を維持すること能はざるべし、然らずんば則ち容易に紙幣本位に陥らざる能はず、而して一度この急地に陥るの止むなきに至れば、上陳の仕拂均衡を變造せざる限り、この急地を再び脱すること困難ならずばならず、曩時にありてかゝる場合の救済手段は、貨幣輸出の禁止及び所謂鑄造税の高率徴集なりき、今日に於てはこの二方法共に當然非難せらる、前者は則ち實行す可らざるものとして、後者は實に有效なれども同時に自國の幣制を壞廢するものとして然り、これを以て自國の鑄貨は甚しく惡變し、外國はこれを受取らんことを欲するものなきに至る、たゞ此の規定の中にて國家は私人の爲めに鑄造費を補償せしむることなくして鑄造す可きにあらずとなすは則ち正當なりと雖も、若し鑄造費徴集となれば、常に鑄貨よりは寧ろ正金が流出することゝなるべし。

然りと雖も如何なる國土に於ても、例へば凶年の後に穀物の大輸入あるが如く、一時貴金屬及び鑄貨の流出を促がすべき臨時状態は發生すべし、嘗てはか

かる場合にも輸出禁止及び所謂鑄造税徴集を救済手段と認められたれども、今日は則ちかくの如き一時的流出は多く再び相殺せらるべく、且つ大中央銀行の正當なる割引政策に依りて容易に制限せらるべきこと、何人も熟知する所なり、即ち大中央銀行が主要鑄貨を準備せば、(佛蘭西の鑄貨は約そ四分の一は佛蘭西銀行に準備せらる)、この流出現象は、その方法に於て信用が仕拂の爲めに銀行に提示せらるゝの貌をとる、依て若し銀行にしてその爲め利率(割引)を高め、加之銀行をしてこの仕拂に對して常に少額の正金輸送増歩(正金格外金)を保證せしめば、則ち銀行は幾分急遽に正金流出を禁じ、而してこの規定に依り間接には均衡關係の構成に影響を及ぼし、以て流出を不必要ならしむ。

上來の陳述に依りてこれを觀れば、現今と雖も如何なる國土たるを論ぜず能く良質を豊富に流通せしめんことは決して單純なる任務にあらず、且つこれが爲めに極めて種々なる方面の經濟政策が如何に協力せざる可らざるかは明瞭なり、然り而して吾人は未だその最も重要なる一つの點を觀察せず、本位問題及び本位政策是れなり。

百六十七 金本位、銀本位及び復本位、金貨及び銀貨の問題、その舊時に於ける並存流通、一貨幣を法定仕拂手段と定むることは即ち本位の本質を構成するもの、これ吾人の先きに注意したる所なり、この故に今日普通に三類の本位を區別し、而して單簡に且つ通俗に、復本位にありては金銀貨が、金本位にては金貨のみ、銀本位にては銀貨のみ法定仕拂手段たりと稱せらる、これ粗大觀察上、現今に對して誤謬にあらず、然れどもその根本は更に精緻なる區別なり、然り或る意味に於ては銀本位國土と雖も通則として金貨を、凡ての金本位國は通則として銀貨を流通し、而して二者何れも復本位國土に於けるとその方法及び法律を異にせり。

されば吾人は、種々の金屬より鑄造せられたる雜多の鑄貨種類、主として金銀貨が並存流通せる現象の、技術的・經濟的前提と歴史的體貌とを究明せんとなす。

吾人の既に觀察したるが如く、本來種々財貨の若干數は計算手段として並び用ひらる、而して價值意識が尙ほ極めて粗大にして且つ停滯し、從て何人も通

常此等財貨の同一分量を同一價值と認めたる限り、何等の不都合これなかりき、價值意識及び交通の高尙なる發達をなすに伴ひ、貴金屬以外の財貨は漸次に交換手段及び計算手段の系列より落伍せり、これ爾他の財貨は交換及び仕拂の手段として貴金屬及び鑄貨より不適當に、主としてその價值の變動甚しきが故なり、然れども概して許多の金屬が正金若しくは鑄貨の形式をとりて久しく並びに用ひられ、鐵、銅及び青銅は銀と相並び、銅及び銀は金と相並びて、普通法定の計算手段として用ひられたり、而して此の如く並び用ひられたる許多の金屬は、此等一切金屬及び鑄貨の價值が容易に且つ急劇には大動搖を來たさず、加之商業精神の發達尙幼稚にして、粗大なる比較を以て久しく且つ廣く何等の矛盾をも感ぜざりし限り、愈々益々この職能を果たすこと容易なるものありき、曩時の交通は銅對銀若しくは銀對金の些細なる價值動搖に容易に注意せず、而して一金屬の價值が多少騰貴したる場合に、この金屬を交通より回收しその高價なる他國土に販賣して以て利潤を期せんが如きは一般の欲する所にあらず、且つ然かなさんとするも幾分は既に輸送費用の故にこれを實行すること不可能

なりし状態なり。

されば交通の發展尙ほ幼稚なるに従ひ、許多の金屬を同時に通貨に供用することより生ずるの困難は、愈々以て憂ふるに足らず、そのみにはあらず、種の金屬を同時に用ふるは實際的見地より觀て一般に便利に、加之缺く可らざりしが如し、鐵貨及び銅貨は小交通の爲めに、銀は大交通の爲めに資用せられ、金は本來その生産せざりし所に、諸地方間仕拂の著大なる發達に伴ひ、輸送すること容易なりし理由より輸致せられたり、商業關係の發達將た難易は、各地域に計算手段として始め如何なる金屬が採用せられ次で如何なる金屬が採用せらるゝに至りしかを、常に或る程度まで決定するの力なりき、然れども地の東西を論ぜず、經濟文明の高尙なる發展を效すに従て、鐵、銅及び青銅は寧ろ捨てられ、金は反之益々著しく供用せらるゝことゝなれり、かくの如くして殆んど一般に二種若しくはそれ以上の金屬を鑄貨として資用せるの習慣あり、慣習及び技術上の鑄貨欲望交通欲望も亦斷然この復合を要求したり。

然れどもこれと等しく一般に、通貨として並存資用せられたる諸金屬に統一

組織を立て、銀貨一グラムを銅貨若しくは金貨に對し、慣習若しくは法律の規定に繋がる精確なる價值關係に該當せるグラムと交換せしむべきことも亦要求せられたり、交通上の欲望が銅貨の外新たに銀貨を鑄造し、銀貨の外新たに金貨を鑄造せる場合には、一般にこの欲望を充足せんことに努力せられたり、第十三世紀に新たに鑄造せられたるグルデン金貨は、始め一ブント即ち二百四十ペンニゲン、第十六世紀のタール銀貨は一グルデン金貨に該當し、第十八世紀のビストイレ即ちフリドリッヒズドルは五タール銀貨と相當れり、獨逸に於て千八百五十七年以來十グラムのゴルトクロイネン貨が鑄造せられたるの時、その種々銀貨との價值關係毫も確定せざりしが故に、何人もこれを受取るものなかりき、苟くも計算手段たり得べき鑄貨は、確固たる名目價值を有し、相互に何分の一若しくは何倍等單純なる割合關係をなさざる可らず、如何なる鑄貨組織にても、主要鑄貨が計算の出發點となり、若しそれが銀貨にして銀貨が主として流通せば、銅貨及び金貨はこれに準じてその價值を確定せられ、若しそれが金貨なれば、銅貨及び銀貨は金貨に準じて價值を確定せられざる可ら

ず、この主要鑄貨は計算し購買する當事者の思想に於て常に確實なる價值尺度となる、かゝる鑄貨はよし數十年流通の間にそれ自體に價值の動搖を招くことあらんとも、これを流通使用するものはこれを以てその價值意識の確定不變要素と認むるを廢せず、商品たるものは人々に對してその價值の動搖することあり得べし、これ商品の性質なり、然れども貨幣たるものは人々に對しその價值の動搖することを許さず、然らずんば貨幣は何等當然の任務を果さざるなり、この故に凡そ鑄貨法が法律上に認められたる種々鑄貨の間に確實に名目價值を規定するは、絶對的必要事ならずばならず。

さて此の如く各鑄貨の名目價值を確定することに依り、こゝに凡そ種々金屬を同一鑄貨組織に利用することに就て大困難を生ず、千八百三年の佛蘭西鑄貨法に於て、千八百十年頃金對銀の相場が一對一五五なりしが故に、銀貨(二フラン貨)四五グラムは金貨(二十フラン)金貨の二十分の一(〇・二九グラム)と同一價值と規定せられたるが、此の如き同一價值と認められたる鑄貨即ち貴金屬當量は、この價值割合にして不變なる限り、若しくは割合の變動が注意せられざるか商

業より利用せらるゝこと能はざる限りは、相互に困難なくこの確定名目價值にて流通すべし、然れども其の價值割合に變動を生ずるか、今掲げたるが如き條件にして撤去せらるれば、凡そ金の價值の騰貴の結果は、苟くも金貨を銀貨に、凡そ銀の價值の騰貴の結果は、苟くも銀貨を金貨に引換へんとすれば價值増歩を生じ、所謂打歩を得べし、而して相互に確實判然たる價值割合を維持すべき鑄貨の眞職能は最早果されず、然り而して商業精神發展し、この價值差額に注意するに及んでは、凡そ仕拂義務を負へる者は、鑄貨の種類と量とに應じて可能なる限りは、獨り鑄貨法の上にて過重視せられて交通上には名目價值を失へる鑄貨のみをこの仕拂に利用し、鑄貨法の上には過小視せられ實際上に騰貴したる鑄貨はこれに反して保留し、爲めに打歩を要求し、價值騰貴を利用することに就き何等鑄貨法の禁制なき外國に向てこれを輸出せんとす、この究竟の問題は、諸國相互の商業が貴金屬流出を禁止せざる限り、苟くも價值の變動に際して國家はその金貨流通若しくは銀貨流通に失墜するに至ること是れなり、而して鑄貨立法の注意せざるが如き一若しくは二プロセントの小變動と雖も、近

良貨が鑄造せられ、而して銀の價值が下落するに反んでは、グルデン金貨は必らずしも消失すべきの要を觀ず、緊急問題として、帝國直領の自由諸市が計畫したるが如く、一對一一五の法定價值割合を一對一二乃至一三に高めざる可らざるの必要ありき、獨逸はこれが實行に出でず、佛蘭西は例へば千六百四十年既に一對一三五に變じたれば、獨逸は主として金貨を失ひ、第十八世紀に於けるこれが鑄造額を増加せんとしたる徒勞計畫はここに姑く別問題とし、千八百七十一年に及ぶまで、過大比價の金貨たるピストーレン及びデネカーテンの僅少額を伴ひ、純粹に銀貨流通の状態を脱せず、これと類似の現象は既にアッテ及び羅馬舊時代に於ても經驗せられたるの觀あり、即ち當時銀貨が主要流通貨たりしに、僅かに制限せる額だけ商業價值以上の過大比價を以て金貨を鑄造し、幾分一對一七の比價にまで上れり、羅馬帝政時代に至りては金貨が主貨幣となり、銀貨は補助貨となれり、基督紀元四百二十二年には終に、市場價值一對一三なるにも拘らず再び一對一八の割合を以て金貨を鑄造せり、近世時代に於ては西班牙及び其他の諸國土は、法定上の過大比價を以て制限せる額だけ金貨を

鑄造したり、金の價值が一時的には幾分騰貴することある場合にも、その價值騰貴が法定過大比價に達せざる限りは消失せざりき。

金銀兩鑄貨の並存流通が價值變動の時代に陥り得べきこの不幸状態は、舊時代に於て屢々此の如くして緩和せられ若しくは廢除せられたるが如し、即ち詳言すれば主として金貨が流通し而して金本位を採りたる場合には、銀貨の鑄造を制限しこれを補助貨となし、主として銀貨の流通したる場合には、金貨の鑄造を制限しこれを信用貨幣となしたり、この二つの場合に於て當該貨幣は能くその名目價值を失はず、混合流通の利益を收めて損害を蒙ることなかりき、確固たる名目價值と相場價值とを有する良鑄貨の鑄貨組織こゝに樹立し、乃ち金銀の價值割合搖は國內鑄貨に影響を及ぼさざりき。

第十七世紀及び第十八世紀に及ぶまで、この目標が判然たる認識に依れるよりは寧ろ摸索的に到達せられたることは言を俟たず、而して取引生活及び國際商業の隆昌と、鑄貨需要の劇増と、遠隔地仕拂の爲めに益々多額の金貨を獲得し、他國に向け鑄貨を輸出せんが爲めに急遽に金銀鑄貨を調達せんとする商人

の願望とに伴ひ、主要商業國に於て私人の爲めにも亦鑄造せんとする慣習が一般に認められ、而かも更に此の慣習が法律條文となりて國家造幣局をして金貨並に銀貨を正金交付に對しその額を制限するとなく鑄造せしむるとなれるに及び、(英蘭に於ては千六百六十六年以來、佛蘭西に於ては千八百三年以來、北米合衆國に於ては千七百九十二年以來この法令の制定あり)、この自由鑄造法に伴ひ(自由主義は屢々これを以て經濟的自由の當に努力すべき結果と見做せり)、金銀兩金屬の復本位と自由鑄造との結合に伴ひて、こゝに金銀貨並存流通より發すべき困難の簇生したること過去と同日の談にあらず、かくて爲替商人及び銀行業者は始めてこれより利潤を收め、苟くも金銀貨の價值差額を利用するに遺漏なからんことを企てたり、金銀貨は今や並存流通し得べこと過去より一層の困難を呈し、その一方の鑄造額を制限することは最早起らず、然れば則ちこの結果は、よし法律上如何様に價值割合を確定せんとも、市場相場にして聊かにてこの割合と齟齬せば、常に法定比價の市場價值に及ばざることゝなれる金屬鑄貨は打歩即ち價值差額を受け遂には國外に流出するを如何ともす可らず、

これ實に巨大新鑄貨費用、將た一時的鑄貨缺乏及び凡そ出納額の價值不定を伴はずんばあらざるなり、されば英蘭は千六百八十年より千七百十七年に至る間にその銀貨を消失して事實上の金本位となり、千八百十六年これを法律上に制定したり、されば又佛蘭西は、千八百三年より約千八百二十年まで金銀兩貨を並存流通したる後、千八百二十年より千八百五十一年に至る間に金貨に對する打歩付の絶對的銀貨流通となり、更に千八百五十二年より千八百五十五年までは銀貨に對する打歩付の純粹なる金貨流通に變じ、而して金貨が再び銀貨に取て代はらんとするの危険に際會して、千八百七十三年乃至千八百七十六年の間漸次にして私的銀貨鑄造を全く停止し、以てその金貨を維持せんことを力めたり、北米合衆國も亦これに等し。

百六十八 金本位、銀本位及び復本位、近世本位論及び本位法の起源及び實行、單本位及び復本位に關する近世理論並にそれに相當する法律は前陳の事實を基礎として發達したり、本位論は今やその嘗て有せざりし一作用を及ぼせり、嘗ては單本位若しくは復本位の現今概念は未だ全く認識せられず、從て又現に

イセンに存在したる状態、即ち詳言すれば或る仕拂に對しては通則として金貨が、他の仕拂に對しては銀貨が供用せられたるものは、人これを交互本位制と名けたり、而して一たび複本位制となりて、尙ほ銀貨の自由鑄造及び主として又國家規定の銀本位貨の鑄造を停止し、而かも一切銀貨を補助貨たらしめざりし國土は、屢々跛行本位國と稱せられたり、佛蘭西は單に二フラン以下の銀貨のみを補助貨となし、五フラン貨は則ち本位貨となせるもの、而して獨逸は千八百七十一年乃至七十三年の間に金本位に轉じて恐らく新銀貨を補助貨となしたるも、而かも舊タトレル貨を未だ全く交通界より引き上げず、今に至るまで金貨と相並びて法定仕拂手段となせるもの、この故に何れも跛行本位國に屬せり。

千八百七十一年乃至七十三年の間に獨逸及びスカンチナヴィエンが金本位制に轉じたる、千八百七十三年北米合衆國に於て、千八百七十七年乃至七十八年の間に羅甸鑄貨同盟諸國に於て、千八百七十三年和蘭に於て、千八百七十九年埃匈國に於て、千八百九十三年印度に於て銀貨自由鑄造の禁止せられたる、皆これ純粹なる金本位制の優れることが一般に認識せられたる理論的寫象を實際的

に表示せるものならざるなし、これと同時に紙幣本位國たる伊太利、埃地利及び露西亞は金本位制に轉ぜんとするの計畫を示し、就中埃地利及び露西亞の二國はこの標的に到達したり、これに次でルーマニエンは千八百九十年に、日本は千八百九十七年に、北米合衆國は千九百年に金本位制を採り、ペルー及びシナイツも亦同一計畫をなせり、かくの如くして千八百五十年來、金生産額の劇増に伴ひ、(千八百〇一年乃至五十年の間、年産額二三六九七キログラムなりしもの、千八百五十年乃至八十年の間には、一八〇〇〇乃至二〇〇〇〇キログラムとなれり)、輕信的樂觀者流は幾ならずして全世界が金本位制に轉ずべきを豫期するに至れり、それは兎に角金産額のこの劇増は、純粹に金貨流通の範圍を擴大することを得たり、而してこゝに至れる理由種々あるべきも、就中大交通に對し容易に輸送せられべき仕拂手段を獲んとするの欲望を以て重しとなせり、今に純粹に銀貨流通國たるものは、先づ亞細亞にては印度、支那、次に亞米利加にありてメキシコ、エクアドル、ボロヱア等に過ぎざるなり。

さて千八百七十二年に至るまでは、金の産額は増加したれども、北米合衆國

及び佛蘭西が金の大量を吸収し、交通の増進が多く金の金を使用し、工業上、裝飾品及び什器の製作上に消費せられたる金銀が極めて巨額に上り最後に銀剰餘の亞細亞に向け流出したるが爲めに、金對銀の從來比價たる一對一五五は根本的動搖を蒙ることなかりしが、千八百七十三年以降この比價に變化を來たし、千八百七十三年乃至八十五年の間に一對一九四となり、而して近時に及んでは實に千八百九十六年に一對三〇六となり、千八百九十八年には一對三五〇となり、銀貨鑄造の禁止、金本位制の普及、銀生産の低廉及び増加(千八百六十年乃至九十五年の間に年産額百萬キログラムより五百萬キログラムに増加せり)、亞細亞及び銀本位國の銀剰餘吸収不能—此等の原因は相俟てこの非常なる比價の變動を致せり、これ歴史上に未曾有の價值變動なり、古代に於ては金銀比價の動搖は一對一より一對一三の間に在り、一對八乃至は一對一八の割合は僅かに一時現象たりしに過ぎず、中世時代にありても概して一對九より一對一〇の比價が維持せられ、而後千五百年乃至千七百年の間、主として千六百二十年乃至八十年の間に、比價大に變動し一對一〇五より一對一五に上りたることは

敢て説くに及ばず、銀は多量に且つ容易に生産せられ、金貨は一般に強く願望せられたるが故に、愈々以て銀は低廉となれり、千六百八十年乃至千八百七十二年の間は金銀比價は一對一四より一對一六の間に止まりしが、其後千六百二十年乃至八十年と同一の理由より更に著しき變動を生じたり、然れども當時は尙ほ銀は金に對しその價值の二八五プロセントを損じたるのみなりしが、現今に於てはその五十プロセント及びそれ以上を失ふこととなれり。

一切の經濟關係及び一切の相場、一切の商業及び交通に甚大の影響を及ぼせる金銀比價のこの變動並にその本位政策上の結果が、果してこの變動が寧ろ經濟技術的過程及び欲望より來れる避く可らざる結果なるか、若しくは一定の理論を基礎となせる貨幣政策及び本位政策の結果なるかの理論を究明せしめたるは、事理の自然なり、嘗て銀本位國たりし公的及び私的債務者が、若し銀本位制を維持せば恐らく現にその負債額の半ばを軽減し得べしと獨語したるも亦自然ならずとせず、既に六十年代に於て「ヴェロックスキー」現はれ、佛蘭西の採用したるが如き復本位制を熱心に辯護したるあり、七十年代及び八十年代に於て國際

的復本位制を施行せんとする社會的動搖起り、乃ちこれを以て凡そ金本位將た金本位國及び銀本位國の並立より生ずべき事實上及び虚構上の紊亂狀態を救治し得べしと揚言したり。

「ヴオロヴスキ」は千七百八十五年及び千八百〇三年の佛蘭西法律の條文を迎合して述べて曰、復本位は二重の價值尺度を有するものにあらず、金銀兩貨の間に動かす可らざる比價を規定せんと欲するものにあらず、實にこの比價が永久に動搖して止まざることを明瞭に意識し、苟くも債務者をして自由に常に下落せる金屬にて仕拂をなさしめんと欲するものなり、これ蓋し公正に順應し、而してこれに依て恐らく金銀比價の大動搖は緩和せらるべしと、個々國土に於ける金若しくは銀の一時的消失の如きは、彼の重大視すべき重要事項と認む所にあらざるなり、關する所にあらざるなり、彼曰、若しそれ復本位が佛蘭西及び其他國土に施行せられてその作用を及ぼすことなかりしとせんか、千八百五十年來、金産額の劇増は恐らく一切相場を倍加せしむるの憂ふべき結果を生じたりしなるべし、若し又異日全世界に亘りて金本位のみ施行せられん曉には、苟

くも金産額の増減伸縮は恐らく懼るべき相場恐慌を生ずべきなり。

「ヴオロヴスキ」が、金銀兩鑄貨の國民的若しくは國際的並存流通は以て或る場合に、その世界經濟界に於ける比價に對し均勢的影響を及ぼし得べしと言へるは、疑もなく正當なり、千八百五十年乃至七十年の間、カリフォルニア及び濠洲に於ける金産出の結果として起りたる相場騰貴が、佛蘭西の復本位組織に依りて緩和せられたることは恐らく事實なるべし、然れども若し金銀兩金屬の自由鑄造を認むる復本位制が、時と處とを撰ばず、生産費及び生産額に如何に變動あるも、能く此の如き好結果を生ずべしと假定せば則ち誤れり、全世界に亘れる金本位制流行に關する憂慮は、實際上には杞人の憂のみ、何となれば豫想せられ得べき限りの將來に於ては、金本位制を採るものは獨り富裕國家に過ぎず、貧弱國に至りては銀本位若しくは紙幣本位を行ふの外なかるべきを以てなり。

國家政策に依り債務者に利便を與ふるは、その一定社會階級に對し一時的に且つ確固たる規範を掲げらるゝ場合に、推賞せられ得べく正當なり得べし、ただ無差別的にあらゆる債務者の爲めに、時機並に程度より觀て世界市場の動搖

現象に依繋せる利益を、敢て國家の本位政策に依りて施行せんとするは、これ大なる不正を犯す所以にして國家規定を一般に偶然事象の爲めに犠牲に供するものならずばならず、而して「ヴォロヴスキ」が一面に複本位制を以て貨幣價値の能く恒常不變なるべきことを豫想し、而して他面にその打歩割合の動搖を全然没却せるは、則ち近くして確實なるものを遠くして不確實なるものの爲めに忘れたるに外ならず、金銀鑄貨の相場價値の動搖と金銀兩貨流通の間に存する永久的變動とは、絶對的金本位制より或は憂慮せらるべき金の價値變動と比し、實際上の害惡一層甚しく、而してその發生すべきこと遙かに確實なり。

後代の複本位主義者（兩金屬主義者）は或る意味に於てはこの事理を認識し、彼等の目標とする所は文明諸國の間に國際的本位契約を締結して、以て金銀比價を恒常不變ならしめんとするに在り、彼等は凡そ國民的複本位制の惡影響を及ぼすことを承認し、而して若し經濟上最も發達せる列強が、確實なる契約上の比價を基礎としてその金銀貨に名目價値を與へ、而して常にかくの如くして名義上固定せる鑄貨需要を満足せしむべき金銀兩貨を自由に鑄造せしめば、金

銀比價は引き續き且つ一様に一對一五、若しくは一對二〇、少なくとも一對三〇の率を維持すべしと信ぜり、彼等は此の如くしてなるべく銀の價値をその舊程度に復し、若しくは少なくとも將來に於けるこれが下落を禁止せんと欲し、依て以て三千年來、經濟上に高尚なる發展を效せる國家の繁榮をなせる本位政策に復歸し得べしと信じ、而して以て大體に於ける貨幣價値の恒常不變、將たあらゆる場合に貨幣騰貴（相場下落）よりは寧ろ貨幣下落（相場騰貴）を最も確實に期し得べしと信ず、而して彼等の最も恐るる所は相場下落即ち貨幣の騰貴に在り、千八百七十五年乃至九十五年の間、大商業に於ける相場下落の原因を尋ねて、彼等は金本位、銀貨引き上げ、流通貨の缺乏に在りとなし、複本位主義者の多くは將來金貨の流通額を増加せば相場を騰貴せしめ得べしと期待し、而してこれが爲めに金銀兩貨の自由鑄造以外に採るべき方法なしとす、彼等は悉く複本位制が愈々益々傳播すべきを豫期し、これを以て今日比價變動の爲めに一時的には常に困難を蒙れる金銀本位兩國間に存する商業關係を將來大に改善し、銀本位國に對する金本位國の輸出を容易ならしめ得べしと希望せり、複

本位主義者の或る者は又銀鑛業の薄利を不幸と認め、この不幸を廢除すべき必要ありと言へり。

復本位主義者の理論的基礎は、過去時代に於ける鑄貨論者のそれに等しく、即ち國家は一般に貴金屬を貨幣となして始めてここにその價值を與ふるものと認め(アレント)、實際上の論議に於ては殊に千八百六十年乃至八十五年の間、金生産額の減少したりし事實を據となし、而して、ジーズの悲觀的豫言に基き、幾ならずして金生産が全然滅絶すべきを信ぜり、然れども事實上には千八百八十三年乃至千八百九十九年の間に再び金生産額は増加して三倍となり、而してこの生産の増加は専門家の見解に依れば、近き將來二十年乃至四十年間は確實に持續すべし。

今それ復本位主義者の目標が差當り到達せられ、大英國、北米合衆國、佛蘭西及び獨逸、恐らく又爾他二三小國家の間に復本位制施行の契約が締結せられたりと假定するも、而かも爾他の全世界、紙幣本位國及び銀本位國はこれに加盟することなかるべし、印度及び支那の加盟は恐らく全然好まじきことにあら

ざるべし、蓋し印度及び支那にして加盟せば、その支拂均衡の有利なるに際しては、忽ち銀に代へて歐羅巴の金を吸収すべきを以てなり、若し差當り金銀比價が一五乃至二〇、若しくは三〇にして能く一時安全状態をなし得たりと假定するも、尙ほ千八百五十年乃至五十五年の間に佛蘭西よりその銀を奪ひ、千五百三十年乃至千六百六十年の間に獨逸よりその金を奪ひたるが如き小動搖は、恐らく忽ちにして再發すべし、さて復本位主義者の言ふ所は次の如し、曰、歐羅巴諸國は銀本位國の債權者なるが故に、この事實は多く歐洲諸國に損害を蒙らしむる能はず、歐洲諸國は均衡上に有利の地位に立てり、從てこれよりその金を奪取すること容易なる能はずと、然れども露西亞、印度及び爾他の穀物輸出國は屢々極めて有利なる仕拂均衡を示せり、此等諸國は恐らく、復本位同盟よりその金を奪取せんが爲めに、同盟諸國に於ける金打歩を早晚利用すべきこと殆んど疑ふの餘地あらず、この時に當りて最も富強なる同盟國は盟約を嚴守せざるべきこと火を賭るよりも明かなり、即ち自ら自國の金を流出せざらしめんが爲めに、恐らく銀貨鑄造を禁止するか、然らずんば金銀比價を變更すべし、

若しここに出でずんば、爾今主として銀本位に陥り、依て以て不完なる貨幣制度となるべし、乃ち經濟競争場裡に自由意志を以てその屈竟なる權力手段の一を放棄することとなるべし、英蘭商人にして、英蘭ソヴェリン金貨が全世界に最良貨として通用する所以のものを理解せざるものはあらざるなり。

然れども複本位同盟の實現の如きは到底期待す可らず、一對一五五の銀比價の復興將た苟くも騰貴せる比價が能く數年後までも不變なるべきことの如きは、豫想せらるべき限りにあらざるなり、此の如きことを實現せんが爲めには、銀生産額を現在の二分の一若しくは四分の一に制限すること、猶ほ千八百五十六年乃至七十五年の間に嘗て一たび然りしが如くなさざる可らざらん、全世界に於ける一切の銀鑛業を變じて國家經營とし、國民同盟を結び若しくは一切銀鑛業のカルテルを組織し、以て銀生産を制限せんことは、到底想像の及ばざる所なり、これ一には銀は多くは鉛坑及び銅坑の副産物たり、二には銀生産は幾分信用するに足るべき強固なる政府を備へざる國土に起り而してこれが制限の統制は想像の及ばざる所なればなり、銀相場をその舊水準に引き上げれば、銀生

産額を制限するに引き換へて、年々四百萬乃至五百萬キログラムの産額を七百萬乃至八百萬キログラムに劇増し、從て新たに銀相場の暴落を來たすべし、獨り現今の如く銀相場の低廉なるありて、能く什器製造上の銀消費と半文明に向け銀輸出額とを増加せしめ、依て以て現今銀剩餘額を消費せしむることを得べしとす。

二三文明國の復本位制を以て能く銀の需要を増加せしめ、而して銀生産の現在額をその舊相場若しくは僅少減相場にて需要せしむべしと信ずるが如きは、これ「クリスタブル」の假定に従へば千四百九十三年乃至千八百九十五年の間に生産せられたる四百二十億乃至四百三十億マルクの銀の中、鑄貨として文明諸國に流通するものは僅かに九十億マルクに過ぎざること、又「ソニトペール」が金銀總産額の僅かに五分の一乃至六分の一が鑄造せらるゝに過ぎずと豫想することを忘却せるものなり、爾他學者の概算は勿論この二分の一に下れり、然れども如何なる場合に於ても一切の貴金屬にとりて、鑄貨の目的の爲めにする需要はその價值を決定すべき僅かに一要因のみ、時としては決してその最も重要な要

因にあらず、而して價值下落の限度に對し、比較的重要ならざるこの目的は限界價值を規定するの力たり、銀貨鑄造額の劇増、例へば千八百七十八年乃至千八百九十三年の間に北米合衆國に起りたるその如き場合には、銀相場を騰貴せしむること能はず、國民同盟の結果文明諸國が數年間巨額の銀塊を購買する事となる場合に於ても亦、その效力はたゞ一時的に銀相場を騰貴せしめ得るに過ぎざるべし、現今文明國の多人口は、人爲的に如何なる方法を講ぜんとも、再び重き銀貨に慣用することなかるべし、現今主要の金本位國は千九百年に於て、百八十五億マルクの金貨と八十九億マルクの金貨とを流通せり、複本位主義は、その金を驅逐し且つ純粹に銀貨流通若しくは紙幣經濟の危險に立ち至らしむることなくして、この八十九億マルクに多大の増加を來たすことは恐らく不可能なるべし、獨り金本位は則ち轉覆することなく、而して銀貨の職能を徹號貨幣及び補助貨幣として尙ほ幾分これを増加せんとする合理的方法を探らば、この事恐らく可能ならん、然れども此の如きは以て銀に對する需要總額に多大の變動を及ぼすものにあらざるなり。

速莫、嚴密なる意義に於て複本位主義的運動の中心點はこの種の理由將た反對理由に在るにあらず、復本位主義的運動の悔る可らざる所以の者は、その相場騰貴及び取引利潤増大の期待と、歐羅巴と亞細亞及び亞米利加銀本位國との經濟競争を容易ならしめんとするの希望と、而して最後に金本位に轉ずる事に依り、資本家及び債權者の利益の爲めに債務者及び非資本家の蒙るに至るべき物質的不正の朦朧たる感情とに俟てり、吾人は後段千八百五十年より現在に至るまでの貨幣價值及び一般相場運動の歴史を論述すべく、金本位國と銀本位國との間に存する商業關係に就ても亦吾人は他の問題を論ずる際に譲るを妥當なりと信ず、さればこゝに吾人は單に次の如く述ぶるを以て足れとすべし、曰、この不明にして且つ困難なる問題の領域に、今日判然單純なる答案を與ふるは不可能なりと、この故に一黨派及び反對派の假説及び願望も亦これが黑白を決定すべきに非ず、何れにするも千八百七十五年乃至九十五年の間、大商業相場下落が主として果して金本位の結果なるべきかの命題は證明せられざるなり、次で千八百九十五年乃至千九百年の間は勿論大體に於て相場は再び下落し、爾

來復本位主義的煽動も亦愈々微弱となれること言ふまでもなし、既に然り、然るを況んや極端にも、若し銀本位制の確立せらるれば今日資本家の利潤は乏しく債務者の負擔は減ぜらるべしと信ずるが如き曖昧なる公正感情の以てこの問題を裁決すること能はざるに於てをや、世界史的價值推移の大現象が影響する結果、屢々一階級が利益を收め他階級が損害を蒙ることあるは疑なし、而してかくの如き損害が餘りに過度に且つ疑ふの餘地なき場合には、國家の規定は時に應じてこれに干渉することを得べし、これ吾人が先きに「ヴェロッキ」に反對して述べたる所なり、然れどもこの點に關し形式的法律の未だ嘗て侵犯せられたることあらざるは確實にして、金本位國に於ける現今一切契約の「九十プロセント」は疑もなく既に金本位制施行の時代に繋かれり、嘗て外觀上に損害を蒙りたるものは、恐らく到底、現に銀相場の舊水準に騰貴せる結果利益を得べきものと同一人ならざるべし、銀相場の騰貴は恐らく財産分配上に甚大の影響を及ぼし、數千人數百萬人に大損害を蒙らしめ、又數百萬人をして急速に利潤を收めしめ、而して如何に公正なる精神を懐ける政治家と雖もこれを救治する策ある能はざるべし、然り而してこれが爲めに國家干渉規定の必要を絶叫するものは、貧民將た勞働者にあらずして、中流市民階級及び農業貴族の或る部分なりとす。

されば吾人は「レキシス」と共に次の如く結論せざる可らず、曰、國際的複本位主義は恐らく混沌界裡に猪突する所以なるく、この結果は大なる混亂及び破綻を生じ、將たやがて動搖及び恐慌を伴ふべき相場革命を發すべし、經濟上及び法律上、複本位主義辯護説は現狀維持説よりも疑はしく且つ不確實ならずんばあらずと、最も富裕なる文明諸國に於ける金本位制の流行は、歴史的發展結果にして、この發展は古代に於ても既に同様の過程を辿り、計算手段及び價値尺度の複合より進みて、文明諸國の鑄貨及び貨幣に最も適當せる手段たる金を必然的に絶對本位となすに至れり、現今富裕國家の金本位はたゞ單に政府の若干干渉規定の結果たるのみにあらずして、又實に現今の交通欲望及び生産關係の結果たり、全世界のあらゆる國家及び國土にこれと同一本位を施行せんと欲するは、これ子供らしき實行す可らざる願望なり、若しこれをしも望み得べくん

ば、則ち恐らくあらゆる國土は同一の分業、同一の技術、同一の言語及び政府を有し得べけん。

もとより今日にありて凡そ一國土の貨幣制度が、これと交通關係をなせる一切の國家と甚深なる接觸をなせるは疑なし、この故に國際的鑄貨會議、並に鑄貨契約及び本位契約は、將來廢絶することなくして愈々重大の意義を得るに至るべし、然れども此等の會議將た契約は以て一舉にして全世界及びその貨幣を統一すること能はず、その當に解決すべき具體的大問題のあるあり、卑近の標的は則ち一、金本位諸國土に銀貨の取扱を一樣ならしむること、二、あらゆる國家になるべく紙幣本位を撤廢せんとすること、三、金本位國土の全範域を餘りに擴大せざらしめんとするの配慮、四、諸國土及び諸本位の間に起れる金價値の日々動搖を防壓し、乃ちなるべくこの動搖を消滅せしめ差額を恒常ならしめんことに力むることは是れなり、而してなるべく一切の國家をして國際的仕拂を相殺せんが爲めに金塊準備を保藏せしめ、且つこの仕拂相殺を大なる國際制度に依て實行せしめんことも亦恐らく可能なるべし、かくの如き處置に依り現

今本位の相異より生ずる幾多の裏面は緩和せられ、諸國の貨幣制度は接近し、國際的仕拂交通は容易なることを得べく、而して無謀なる實驗に依り幣制の國民的獨立を廢絶するの危險を冒すことなかるべし、實に此の如きは現今尙ほ幼稚なる世界經濟狀態を以て未だ容易に期待せらるべきにあらざるなり。

百六十九 結論、貨幣經濟の本質及び結果、吾人若しこゝに結論に際し、貨幣制度及び鑄貨制度のこの全發展が、國民經濟生活及び社會生活、然り人間一切の意欲及び行動に對し如何なる意義を有せりやと問はゞ、則ちこれが一見最も單純なる答案は次の如し、曰、この全發展は貨幣經濟を創設したりと、然れども貨幣經濟とは抑々何の謂ぞや、吾人が以て貨幣流通の現象と凡そこれに關聯せる種々雑多の制度及び結果とを總合一括せんとするこの貨幣經濟てふ一般概念の意義、吾人は通常貨幣經濟を自然物經濟に對立せしめて、以て二つの經濟史的統合概念を比較し、而して幾分これが反對を明瞭ならしむ、然れども吾人は未だ以てこの反對を説明せず、吾人若し自然物經濟をや、精密に定義せんと欲せば、吾人はこの概念が疑もなく種々の意味に使用せらるゝことを發見す、

自然物經濟と言へば、差當り全然若しくは殆んど一切の交通なく、もとより又貨幣交通あらざる原始的種族及び民族の經濟法を想像し、幾分個々人的に幾分は家族的及び民族的に自足經濟を營みたる舊農業状態に想到す、然れども亦これより遙かに後代の發展状態、即ち換言すれば領地支配、傭役、自然物貢納を以てせる第十八世紀の農業状態も亦尙ほ吾人はこれを攝要して自然物經濟と言ふを常となす、されば吾人は殆んど次の如く言ふも敢て不可なかるべし、曰、自然物經濟と貨幣經濟とは殆んど一般に結合し、今日と雖も尙ほ或る程度までは、相互に結合せりと。

吾人の觀察したる所に依れば、貨幣制度及び鑄貨制度の發展は實に數百年數千年前に淵源せり、基督紀元前第三世紀の中葉に於て、既にバビロンの諸市にては一切の物貨は貴金屬を以て計算購買せられ、この貴金屬はもとより未だ鑄造せられざりしも、而も大小塊に分割せられ、一定の形式と重量とを備へたり、然れば則ちバビロン並に埃及及び其他の所に發達せる状態は、既に没却す可らざる經濟交通を包含し、舊自然物交換より脱し、然り既に幼稚なる舊自然貨幣

に遙かに凌駕せり、かくの如き交通は既に、約そ基督紀元前六百七十五年乃至六百五十七年の間にリヂェンに於て始めて確實に認めらるゝ鑄貨交通に酷似せり、このバビロンの交通はその一般的结果に於て鑄貨交通これを例ふればカロリンガ朝若しくはオットマン帝國に於けるものに遙かに凌駕したること疑なし、されば吾人の所謂貨幣經濟は、よし家畜及びこれに類似せる舊自然物貨幣を全然除外するも、尙ほ四五千年に亘れる長期の發展なり、若しそれこの自然物貨幣をも包含せしめんと欲せば、一般に吾人の知り得る限りの時代と民族と、恐らく殆んど悉く既に貨幣經濟を發達したりしなるべく、純粹の自然物經濟は殆んど發見すること能はざるべし、されば最近四五千年及び歴史的民族よりこれを觀れば、やゝ一般的事實として、自然物經濟と貨幣經濟とは或る混合、將た貨幣發展の最も不完全なる状態よりその最も完全なる發達に至るの段階系列を問題となせり、この故に古代及び近世發展に對し、所謂貨幣經濟優勝の時期なるものが實際に於て極めて區々とし、當該歴史家及び國民經濟學者はその間にそれぞれ明かに相異せる發展段階に想到せることを理解するを得べし。

歴史的叙述に於ては此等の諸段階を識別するを要すれども、吾人は差當り抽象的にこれを避け、而して自然物經濟と貨幣經濟との模型的なるもの及び本質的なるものを闡明するに力めんと欲す。

かく言へばとてもとより吾人は單に、自然物經濟にありては物々直接交換にして、貨幣經濟にありては財對貨幣、從て獨り物々間接交換なりとのみ言ふを得ず、此の如きは實に誤謬にあらざれども、而かも皮想の説明に過ぎず、且つ如何に交換すべきか人々の任意に存する如く想像せしめば、全然事の真相と反せり、自然物經濟と言ひ貨幣經濟と言ふ、これ人々相互の經濟關係及び一般關係の全秩序を支配せる甚深なる一般的對象なり、自然物經濟にても貨幣經濟にても、問題とする所は、人々を一定方法に結合群居せしめ、相關せしむる社會生活及び經濟的生活の模型的形式に在り、自然物經濟と言はず貨幣經濟と言はず、苟くも二者に共通に給付と反對給付との外、又自由意志に座し且つは強制に基ける片面的給付ありて存し、たゞこれが範圍と方法とを異にせるのみ、自然物經濟の模型は、家族的共同勞働及び共同消費にして根本的に分業を

伴はず、貨幣經濟の模型は、市場に於ける賣買と、企業及び國民經濟將た共同團體及び國家に於ける貨幣仕拂を以てせる分業的協働とこれなり、自然物經濟が家族の範域を脱し、大形體を發達して領地支配となり古代の戰士國家及び僧侶國家となるに當り、これ等の大組織形體は家族、家族の支配的秩序、家族の財分配を模倣せざる可らず、凡そ自然物經濟は、永續的結合關係をなして他人の爲め且つは相互の爲めに勞働せる親密なる衆人を前提となす、これが究竟目的は自足なり、これが形式は秩序強制及び分配強制なり、支配的後見的供與なり、多數服従者はその勞働に對し嚴密に反對給付を受くること困難なりと雖も、概してその所屬團體より救助及び支持、愛及び同情を享く、その經濟の運営は價値及び價格將た嚴密なる計算及び合理的周慮を基礎とせず、又利潤及び營利を期せず、全然別種の生活目的に従へり、貨幣經濟は自然物給與に代ふるに購買を以てし、土地貸與に代ふるに俸給及び賃銀を以てし、自足を目的とせずして市場供給を目的とし、所期の相場、租稅支拂及びこれに類せる事項を目標とす、貨幣經濟は分業の發達、交通の増進と共に起り、自然物經濟が少數人、數十人、

多く見積るも數百人を結合すると異なり、數千人數百萬人を結合す、然れどもかく結合せられたる個々人を一層自由ならしめ、而して價值、價格、屢々又短期の自由契約等に基づける貨幣仕拂を以てこれを解體せしむ、強制及び國家秩序がこの貨幣經濟を利用せる場合に於ても、その拘束は遙かに微弱なるものなり、價值及び價格を基礎とせる關係に依れる經濟運営は常に合理的に秩序せられ、而して概して遠大なる眼識を備へずんばならず。

少しくこれを具體的に説明せんと欲せば、吾人は、ヒルデブランドの記述を供用することを得べし、彼は富贍なる識見を以て中世末葉と第十九世紀とを比較し、自然物經濟と貨幣經濟とを幾分對立せしめて次の如く言へり、曰、封建國家、封土制度、農民の自然物負擔、農奴關係、工業商業及び經濟競争の缺乏、並に領土を基礎とせる教會及び國家の創建は、皆これ自然物經濟の結果なり、貨幣の發達を以て始めて保藏し得べき財たる資本を創造し、自由労働者及び自由土地財産を創設し、市場、工業及び商業を創造し、舊結團及び舊結社將た舊封建組織を廢除し、貨幣給與制に依れる官僚及び兵士を以て強大國家權力を樹

立することを得せしめ、社會を分化し、軌躔及び競争、經濟競争及び進歩を創造したりと。

吾人は後段貨幣經濟の一般的結果に論及すべく、こゝには單に自然物經濟と貨幣經濟とを比較し、貨幣經濟の特色を攝要し、これを以て漸次に自然物經濟に取て代はりたる經濟方法となすを重要とす、貨幣經濟は自然物經濟の舊諸形式の間に徐々として推移し、これが舊關係を破壊し、その動機と經濟制度とを變更したれども、而かも一點に起りたる貨幣交通が急速に他の領域を襲來したるが如きは未だ嘗てこれあらざるなり、殊に商品の市場交通、家族、企業、共同團體及び國家の裡に於ける労働賃銀の仕拂、公共經濟の全秩序―此の如きは何れも比較的獨立せる領域にして、それぞれ貨幣經濟を採りたる時代を異にせること、猶ほ田舎の經濟運営と都市のそれとが相反對せるが如し、實にかくの如く貨幣經濟の増進的發展が、やゝ獨立並存せる種々連鎖の一系列をなし、これ等の各連鎖がそれぞれ獨立獨特の貨幣經濟制度を制定せざる可らざるの事家は、これこの問題を統一的に理解すべき困難の存する所なり。

貨幣經濟發展上、連絡關係と或る程度の一様なる繼次段階とが、此等の國民經濟の諸部分に全然缺如せることなきはもとより然り、農業經濟の田舎生活はこれを商業、工業及び都市生活に比し、概して極めて長期間自然物經濟の形式を脱せず、共同團體及び國家の制度は、何れの所にこれを觀るも、貨幣經濟の推移せること商品市場よりも通常遙かに後代のことに屬せり、然り而してこれが結果及び關係は一般に又區々として一律ならず、凡そ何れの國民經濟、國土部分、國家にも現に種々の程度に自然物經濟の殘存せるとは吾人の觀察する所なり、家族、兵營、勞働所の經濟は一般に今日に至るまで斷片的に自然物經濟的なれども、その程度に至りては截然識別せらる、勞働者及び徒弟が尙ほ企業家と一屋の裡に起臥するか否か、家僕が食物を供與せらるるか若しくはその代りに貨幣を受取るかは、これを決定するの力はたゞ單に貨幣經濟的一般發展の程度如何にあらずして、爾他幾多の原因も亦與れり、貨幣經濟の發展同一程度にして、或る國家は今日尙ほ一般兵役義務、兵營制度及び^兵舍制度を幾分準自然物經濟として保存し、他の國家は則ち然らず。

然れども何人と雖も凡そ此の如き個々現象を總寫象及び總印象に一括せんことに力むべく、而して余は次の如き概算を取てせんと欲す、もとよりこれ個々詳密なる證明を期することは能はざるべし、曰、古代に於て、貨幣交通は、希臘及び羅馬の最も發展せる時期に就て言ふも、未だ嘗て國民經濟の一五乃至二五プロセント以上を網羅せざりしこと確實に、僅かに二三の地點これを例ふれば商業都市にありても約そその五〇プロセントに及びたるに過ぎず、中世時代の初葉に於ては僅少プロセント以上に出でざりしなるべく、千四百年乃至千八百年の間にも概して一五乃至四〇プロセントを越ゆることなかりしなるべし、第十九世紀に及んで始めて、比較的發展せる文明國土に於て、その總經濟現象の五〇・六〇乃至八〇プロセントは貨幣經濟の領域に歸せり、凡そ貨幣經濟のこの膨脹は、自ら貨幣經濟の勝利として感受せらるべく、これが結果の一部分は必らずや貨幣經濟それ自體に對する褒貶毀譽を蒙らざる可らざるなり、もとより貨幣經濟膨脹の量のみ重要なること能はず、その質も亦與れり、國家制度として貨幣制度及び鑄貨制度が技術上に比較的完全せるか否かはその間

に最も大なる差別を生ぜざる可らず、吾人は先きにこの發達形相の綱領を究明し、而して比較的高尙なる發展をなせる商業國家にして鑄造貨幣なくして既に著大の交通を發達しること、後代幾多の民族及び種族が久しく極めて不完全なる鑄貨制度を脱せず爲めに殆んどこれを貨幣經濟狀態と稱す可らざるものありしことを觀察したり、吾人の聞知する所に依れば、秩序整然たる貨幣制度及び鑄貨制度の發達は、技術上、財政上及び社會組織上に多大の困難を呈し、幾多の國家はこの目標に到達せるよりは寧ろ破船したり、紊亂と濫用と餘りに甚しきに至れば、以て一切の經濟生活を不具ならしめ、市場にありても亦純自然物經濟の時期に逆轉せしむ、例へば佛蘭西大革命の間長期に亘りて然りしが如し、吾人は下の如く言ふとを得べし、曰、獨り少數國家に在りて而かもその發展の頂點に際し、主として遠大なる眼識を備ふる大政府の樹立せる場合に、能くこの困難を制し、而して鑄貨及び貨幣の大改良に伴ひ、遂に秩序整然たる貨幣の制定に俟ちて幸福なる經濟的隆昌時期の發展ありと、ソロンが模範的なる亞典幣制を設定したりとは吾人の既に業に學習せる所、而して一切の論說及び教科

書には、「モムゼン」の次の語を引用せり、曰、羅馬のデツェンツァルン（十執政官）は始めてその良銅貨を鑄造し、銀本位貨の發行は伊太利の侵略と、金本位貨の發行は伊太利國の變じて「シーザー」の地中海君主國となりたるの時期と一致し且つ關聯せりと、嘗て英蘭幣制の能く恒常なりし所以のものは曩時英蘭の集中的君主制に依り、その金本位は千六百五十年乃至千八百十五年の間にその經濟上及び政治上の優勝なりしに俟てり、獨逸及び伊太利は、千百年乃至千六百年の間、僧正、君侯若しくは貴族の監理その宜しきを得たる都市領域及び領土に有效なる鑄貨制度及び貨幣制度を發達し、爾後時代は國民的幣制を施すべきの機に會し而かもこのこと政治的分散の爲めに不可能なりしかば、幣制混亂の狀態名狀す可らざるに陥れり、これに依りその國民經濟及び財政の大部分は數百年間自然物經濟形式に固定したり、プロイセンは大藏大臣「ニッブハウゼン」に依り、次で「フリードリッヒ」大王に依り始めてや、觀るに足るべき幣制を發達し、全獨逸は「ウィルヘルム」皇帝及び「ビスマルク」に依り始めて、佛蘭西は「ナポレオン」一世に依りて、「シューイツ」は千八百五十年聯邦組織をなせることに依りて、大に觀るべき統一貨

幣制度を施くに至れり。

然りと雖もよし比較的良貨若しくは絶對的良貨を得るに至りても、その全國民經濟及び財政に對し、交通に對し、個々人の經濟行爲に對する結果に至りては、人種、經濟的技術、道德的雰圍氣及び其他の制度等、爾他協働要素の相異に準じて極めて區々たり、第十二世紀乃至第十五世紀の獨逸諸市に於ける貨幣交通は、一方に正直なる商社、思慮深き手工業者組合、堅固なる市場交通を發達したると同時に、他方には猶太人及びロンバルド人の冷酷にして屢々高利貸的なる貸借交通をも效果したり、今日と雖も貨幣交通に参加せる最も多數のもの、例へば銀行家、商人將た小賣商と比し、その極めて巨細の經濟的生活及び努力に於て貨幣交通と到底關知すべくもあらざるなり、余は計算し將た投機する所の營利衝動—これ余の發達せる貨幣經濟の主要結果と考ふる所のものなるが—が今日尙ほ如何に種々雜多の形體をなせるかに就ては、別の所に既に關説したり、(譯者曰、本譯補の第一冊 **十七**より **十九**を參照あるべし、營利衝動の概説あり)。

凡そこの如き保留條件あるにも拘らず、吾人は一、大體に於て吾人の企圖せる國民經濟的歴史的發展の一般體貌の中に貨幣經濟の時期を編入し、二、貨幣經濟の結果に關する或る一般的眞理を開陳することを得べし。

この第一の關係に於ては吾人は下の如く言ふことを得べし、曰、種族經濟及び族黨經濟、村落經濟及び領地支配的經濟、家族の自足經濟の時期には、尙ほ殆んど全く貨幣經濟の發達なし、都市經濟は貨幣經濟の端緒を都市の市場に啓き、而して他方に田舎は依然として自然物經濟を行へり、州經濟及び領土經濟は、共同團體若しくは君侯の集中的財政が貨幣經濟を施行せる場合に、最も隆昌を致せり、個々小國家は夙に貨幣租稅、貨幣財產、貨幣仕拂を發達したるが爲めに、文明上その隣邦に對し數代の機先を制し得たるものあり、然れども貨幣經濟の駸々乎たる擴張を效せるは、實に近世國民經濟の發達に俟ち、而して幾分は商業、信用經濟、營利衝動、投機と關聯し、幾分は漸く強大をなせる貨幣財政、その手段及び目的(例へば租稅、公債制度、官僚、常備軍、國民的福祉の催進、租稅力の如き)と結合して、自然物經濟を驅逐し、貨幣經濟を普及せし

ひるに至れり。

更に第二の關係に於て、貨幣經濟が國民經濟上及び心理學上に如何なる一般的结果を齎せりやと問はゞ、もとより吾人は其の間に幾分種々の段階と歴史的變態とを看却す可らずと雖も、尙ほこの相異は寧ろこれを輕視し、多少共通に起る所の一般的結果を顯現せざる可らざらん。

全貨幣制度の發達を以て、最も重要な國民經濟制度全般の一つが成立したるものと認むるは誇張にあらず、*「グロウベール」*曰、道德教の外、言語、文學、貨幣及び郵便は人類文明を催進すべき最も大なる四つの手段なりと、(譯者曰、譯補の第一冊に掲げたる所謂重農學派に就き、人類の三大發明、即ち言語、文字及び貨幣の説と參照せらるべし)、*「ローダーデル」*曰、如何なる機械と雖も此の如く多く労働を節約せしむるものあらずと、*「ヒューム」*は自然物經濟と無欲望、懶惰、粗野、非自由、主として農業を營める生活とを平行視し、貨幣經濟と勤勉、工業、商業、自由、開化とを同列視せり、*「ホフマン」*謂へり、天惠充溢せる場合に於ても尙ほ自然物經濟國土は貧弱なるを免かれず、四千年來歐洲諸國土に於

ける富の増進と而してこれと相俟ちて科學、美術及び道德慣習の發達とは、根本的にその貨幣經濟に推移せることを基礎となせりと、*「ホフマン」*はこれを以て、歐洲諸國の間に富の程度が相異せるは、その個々國土が貨幣經濟を施行せる時代の前後と相關聯せるものと見做さんと欲せり、此等諸家の提説に對する眞偽の評決は姑く別問題とし、如何なる場合に於ても、吾人が良幣制を實行し、貨幣經濟の發達せる國土を以て、常に歴史上及び現今比較上に、國民經濟的に隆昌を效せる富強國家と稱するは正當なりとす。

然らば貨幣の最も重要な直接結果は何ぞや、これ當然の質問なり、余はこれに對しその第一結果として下の如く主張す、貴金屬の鑄造漸次に益々行はれ、一切の經濟現象は鑄貨及び貨幣に歸結せらるゝに及んで、こゝに貨幣は爾他一切の財貨及び商品よりも重視せられ、人の最も願望する所の經濟財となり、最も自由に使用し得べき商品となり、以てあらゆる物件を購買し得べく、最も貯藏に便に、而してあらゆる方面の仕拂をなすを得べし、かくて貨幣は爾他一切の經濟價値に對する交換尺度及び交換標準となれり、一切の價値は貨幣にて表

示せられ、比較せられ、而して以て精密と仕拂上の確實性とを得たり、爾他一切の財はこれを以て、その技術的自然的効用性の外、貨幣にて表示せられたる抽象的使用性及び財産性、即ち換言すれば貨幣にて代用せらるべき特質を得るに至れり、資本交通は貨幣価値の形式にて始めて能くその高尚なる發達をなせり、貨幣価値を以て始めて總收益と純收益と計算せられ、貨幣にて簿記することによりてこゝに一切經濟現象に對する統制と概観とを得たり、此の如くして始めて、勞働及び經濟運営が損益何れの結果を齎らせるか、費用はその効果に比例せるかは、合理的に統制せられたり、一切の經濟生活を全く聰明に且つ判然と合理化することは、貨幣を以て、貨幣に依て、貨幣計算を俟て始めて成し得り、貨幣流通と血液循環とを比較するは何人も熟知する所なるが、これ一切の商品及び給付のとり得べき貨幣の性質に淵源せり、或は曰、一切の食物が變じて血液となり、血液となりて一切の機關を營養するが如く、一切の經濟的財貨生産は今日變じて貨幣価値となり、一切の所得も亦貨幣価値なり、而して商品購入に依りて再び消費財に變化すと。

説述せらるべき第二の點は次の如し、勞働結合及び分業に依り、交通及び商業に依りて愈々高尚なる社會化の實を擧ぐることも亦、鑄貨を俟たずんば不能にあらざれども少なくとも困難なり、貨幣を用ひずして結合せらるべき衆人の數は僅少なり、その給付の増大は多からず、貨幣は國家及び共同團體に於ける多數人群の間に容易に協働關係及び分業關係を設け、始めてこれを完全に遂行せしめ、能くこれが効果を著大ならしめ、否巨大ならしめ、始めて活潑なる市場、大商業及び大交通を發展せしむ、分業及び交通の賜、將たその價值増大、勞働給付の蓄積に與て力ある所のは、殆んど大部分貨幣の結果なり、若しくは寧ろ貨幣に依り分業及び交通に俟て發展せる社會制度の結果なりとす、則ちこれと同時に勿論吾人は、貨幣に對する一面的讚美が屢々貨幣に對すると同一程度に若しくは更にそれにも増して、分業、交通、商業、信用、將た現に貨幣を基礎とせる共同團體制度及び國家制度に當然分與せらるべきものなりと言はざる可らず、吾人はこれに就て大なる社會制度を重要となすこと、而してこの制度に對し貨幣は一つの前提となること、恐らく屢々その最も肝要なるもの

にあらざること、如何なる場合に於ても爾他幾多の前提と相並びて僅かに一つの前提に過ぎざることを忘る可らず。

更に第三の顯著なる問題は、貨幣交通が個々人相互の經濟關係をしてその自然物經濟に於けるより自由なる形式をとらしめ、貨幣形式にて相接觸せる個々人を疎隔せしめ、その相互影響及び支配に從屬關係を減じ、既に第一冊以來屢屢述したるが如く、抽象的疎遠關係をとらしむるの事實なり、則ち然りと雖もこれに引き換へ貨幣經濟は多大數人口を連絡結合せしめ、大組織及び大經營、合同及び軍隊、共同團體及び國家の發達を始めて眞に可能ならしむ、若し貨幣經濟なくんば、近世の個人主義及び人格の自由、並に近世國家とその財政及び經濟政策は不可能たり、苟くもこの二方向の結果を人類の大進歩と見做せる者は、これが一手段としての貨幣に對しても亦必らず感謝する所なかる可らず、この關係は既に久しく何人も熟知したる所なれども、これを説述せる識見の豊富なるは未だ嘗て「ジンメル」に及べるものからず、余は後段に個々の説明を「ジンメル」より引用すべし。

凡そ自然物經濟の關係は、個々人を人的に結合し、人格上強固なる相互的影響を致すの前提たり、一方より觀れば道德的向上及び支持、他方より察すれば人格的依繫、一面には内的充實、他面には非自由を意義するものと言ふを得べし、その好適例は家族内の自然物經濟なり、主人と奴隸、君侯と臣僚、領主と農民、親方と職人は何れも唇齒輔車の關係をなし、善惡共に相互に依繫せり、貨幣仕拂は多少の別こそあれ要するにこの結合關係を解體せしめ、全然若しくは幾分の自由を與ふ、購買者及び販買者は最も自由に、而かも官吏、貨幣貸銀労働者、自由農民と雖も幾分の自由を有せるが如きこれなり、貨幣勤務の發達を以て今や個々人は少なくとも開時にはその欲する所を行ふことを得べし、苟くも貨幣を所持する限り萬人平等なり、自ら獨立し自助せることを感ず、貨幣契約は短期にして解除すること容易なり、貨幣經濟は人格の自由及び不羈、無統制、將た個人的絶對主義の結果を伴ふ、自然物經濟關係は數十人の接觸なり、貨幣關係は則ち能く數千人を連絡せしめ、その個々人はもとより相依繫すれども、而かもこの依繫關係は人格的にあらず、「ジンメル」氏曰、大都市の住民は益

益全體及び總體の關係に依繫すれども、個々の關係より愈々獨立すと、大經營に於ては苟くも協働者は技術組織に依繫すれども、家族に於けるが如く個々人より支配せられず、少なくとも選擇の自由あり去避の可能あり、市場に於て顧客關係に於て最も然りとす、然れども亦、人格影響に乏しく、傍若無人の行動に出で、人格的價值及び道德的相互作用廢頽するの弊害あり、大貨幣交通に於ては個々人はその全人格を以て關係せず、貨幣交通は人間をして容易に傍若無人にして破廉耻に、酷薄にして利己主義的に、不忠實にして無頓着ならしむ、これ貨幣交通場裡にありて人間は最早人格的相互拘束の道德的義務を痛切に感ずることなければなり。

ここに於て吾人は最後の問題即ち貨幣經濟の道德的大害惡を叙述せざる可らず、この害惡は貨幣經濟の愈々流行するに伴て反覆して起り、屢々經濟的紊亂將た危急状態として殊に貧民階級に災する所のものなり、貨幣は最も願望せられ且つ萬能力を有する經濟財となり、即ち殆んど何人と雖も今日生活せんが爲めに調達せざる可らざるものとなり、依て以て社會の多數者より觀れば、貨幣

は資用手段より一轉してそれ自體に絶對目的となり、然り爾他一切の生活目的を蹂躪して顧みず、凡そ道德、慣習、法律の準繩をも破碎するを辭せざる努力目標となれり、貨幣は無制限に流通し、享樂及び權力を供與すること未だこれに及ぶものあらず、而して貨幣狂慾、吝嗇、權力濫用を生ず、貨幣は個々人に人格の自由を與へ、乃ち多くのものに威嚴と人格とを與ふること勿論なりと雖も、又多數所有者はこれを以てありとあらゆる濫用、さては不誠實、及び冷酷に陥らざればあらず、貨幣は自然物經濟的羈束及び人格的影響を廢除し或は衰頽せしめ、依て多數人、屢々數千人及び數百萬人をしてその生計の基礎たりし道德的關係及び支持を失はしむ、封土關係より脱せる騎士領所有者は穀物投機者となり、解放せられたる農民は負債に苦み、屢々零落するを免かれず、自立の能力なき幾千の人口はそのフーフエ(本譯補の第三冊に説明)を失へり、千七百五十年乃至千九百年の間、その從來の自然物經濟的關係より解離せられたる幾百萬の勞働者は沈淪し且つ零落せり、これ彼等は牛を失ひ豚を失ひ、小馬鈴薯經濟を失ひて自ら身を處すべきの手段なく、大都市の經營に於ては自由獨立の

貨幣經濟を習得するに至らず、麵麩製造業者及び小商人に債務を負ひ、酒亂將た犯罪に陥りたればなり。

貨幣が爾他一切の商品に對して有する所の優勝なる特質は、貨幣所有者をして大利潤を得せしめ、資本家(金持)は常に利潤を占むるもの、富は屢々資本家に雪崩の如く膨脹し、貨幣經濟は、その苟くも行はるる所に、所有及び富の著大なる分化を效せること、未だ前古にその比を觀ず、而して貨幣取引には親切の心なきに至り、貨幣經濟と共に人格的顧慮は頽るるが故に、資本家の冷酷、傍若無人、權力はややもすれば社會の禍害となるの恐あり、資本家は一切のものを買収し、輿論はもとより、屢々政府及び議會をも買収す、收賄、悖徳、精神上及び身體上の姦淫、貨幣結婚の棟梁、良心なき唯物主義、極端なる冷酷、輕薄なる無情、貧者の利益を壟斷して顧みざる無慈悲の階級支配—これ極端なる貨幣經濟の特色なり、もとより此の如き害悪は常に必らずしも起り來るものにあらず、危険の發する場合にはこれを抑壓することも亦不可能にあざれば、而かもその強弱に差別こそあれかかる結果を生じたること一再に止まらざ

りき。

この故に舊社會主義者は一切の貨幣を廢止せんと欲し、後代に至りては労働貨幣(譯補の第一冊に説明あり)を以てこれに代へんとせり、社會主義者の非難攻撃する所は、嘗て貴族は奴隸及び農奴に對し尙ほ人格的顧慮を捨てず、利害の打算より寛大なる處置に出でしめたるが、現代の企業家は労働者を壓迫してその力のある限りを搾取し、而して用をなさざるに至れば則ち放逐して知らざるもの、如しと言ふに在り、この攻撃は、貨幣經濟關係が差當り容易に人格的無關係及び無頓着を生じたるの點に於ては正當なり、然れども企業家階級と雖も漸次に、有爲にして熟練せる労働者階級の發達が自らに顧みて利益なることを看破せずんば止まず、舊人格的關係及び顧慮に代て新たなる社會關係、連絡將た影響の發達あり、舊制度に代りて新制度は現はれたり、労働者組合、仲裁裁判所、救助組合、貯蓄銀行は、今日労働者階級に對して、嘗て農奴がその主人より受けたる所のものを補充せり。

爾他關係にこれを觀も亦然り、苟くも貨幣仕拂を以て一切の關係を決裁し得

べしと信ずる純貨幣關係即ちキャッシュネキスは、今日殆んど何處にも完全には存せず、商人及び顧客の間にも、尙ほ信用、偏倚の持久的道德的關係あり、職業益々高尚となるに應じ、貨幣の受領者は單に貨幣のみを以て満足せず、醫者及び學者は單に報酬のみを以て、官吏及び大臣は單に俸給のみを以て、企業家は單に利潤のみを以て満足せざるなり、名譽、他人より受くる道德的尊敬、且つは自己自らに對する道德的尊敬は、今日と雖も一切の經濟生活に力あり、高尚なる精神は喚發せられ完成せらるべき必要あり、道德的國民本能は必らずや貨幣價值以外に存する領域を發見し且つ顯彰せざる可らず、而して人格的威嚴と貨幣の力を以て買ふ可らざる人格の力とは再び廣汎なる社會關係に嚴存し悖德に抵抗することを得べし、人類は如何なる場合にも、貨幣關係の外、貨幣關係に超然たる高尚なる人格的關係ありて存し、必らず蹂躪せらるることなく、以て人生に眞の價值を與へ、經濟的活動にも亦始めて正當なる秩序を下すべきことを漸次に認識すべし。

さて吾人が衰亡に傾ける古代及び最近數代の貨幣經濟に非難する所の最惡現

象は、これ單に貨幣經濟の結果にあらずして、實にこの時期の一定文明關係なり、今日と雖も貨幣經濟の結果は各國土に區々として一律ならず、問題は根本的に一定の社會階級のみが支配し、反對運動と悖德とを醸成する所の墮落發展これなり、吾人は健全なる貨幣經濟に順應せる新道德、新慣習、新法律を發見し、これを一般に流行せしむることを重要となすなり。

貨幣は猶ほ近世技術の如し、二者は共に進歩の具なり、ただ吾人は、これを正當に使用することを習得し、これが爲めに正當なる社會制度を發見せざる可らざるなり、然れば則ち子供らしき心配の要求するが如くこれを難じこれを恐れこれを呪詛するを用ひざるなり。

四 價值及び價格

百七十 價值一般の概念、吾人は第二及び第三の前二章に於て、商業及び交通の基礎たる組織將た法律上及び經濟上の諸制度を叙述したり、吾人は今や進んで、從來一般に豫定せられ而して單に關說せられたるこれが内底の動機、經

濟的活動全般の直接原因、即ち價値を研究せざる可らず。

三五〇

價値は人間の全精神生活に伴ひ人間の一切活動を支配せる一般的現象なり、凡そ如何なる寫象將た印象にも、快樂及び苦痛、是定及び否定の或る感情結合し、この感情は或る強度の場合に意識に現はる、この感情は本譯補の第一冊

十一に既に説明したるが如く、身體上及び精神上將た個人的及び社會的幸福を催進し若しくは禁止するものを暗示し、(實に人間一切活動の方向を決定せしむる指南車なり)、價値の感情は寫象し感受する實體の全状態に準じて顯現し、それぞれ爾他の寫象及び感情を驅逐し得べきその強度と能力とに應じて寫象過程と行動とを支配し、願望を生ぜしめ、回想、秩序的思索、判然たる因果關係に従てそれに相當する價値の判断となる、價値の感情は暗示を與へ、價値の判断は、しかじかの理由よりこの事は汝に益あり汝に害あり若しくは社會に害ありと明かに断言す、生活に益あるものは價値と認められ、生活に害あるものは則ち無價値と見做さる、凡そ感情活動の結果は價値なり、この結果は或は誤謬に陥ることなしとせず、精神生活の一切(常態的及び變態的)原因より支配せらる、

然れども吾人が因果の關係を概観すること愈々健全にして秀逸に且つ正當なるを得、吾人の總判断にして愈々高尚に且つ純粹なるを得れば、價値判断となりたる價値感情の吾人を指揮することは益々以て正當なることを得。

これに就て常に重要な問題は、複雑なる精神現象なり、利害及び損益の評量なり、右せんか左せんかの動搖、撰擇、估價及び秩序なり、何となれば一つの價値感情を發せしむる寫象はこれと並存せる爾他の寫象と矛盾し、一つの感情はこれと矛盾せる他の感情と衝突し、既に目的の一系列ありて、この個々目的に對して又多くは一系列の手段が心裡に浮び來り、而して吾人の價値感情は命令して、此等幾多の可能と目的と財と行動の中より、現在、明日若しくは將來に於て、この關係上若しくは彼の關係上、この事(今撰定せらるべきことを指す)が當然撰擇せられ特彰せらるべしと言へばなり、價値(Values)の語源は中部高獨逸語にて *Wahl* にして撰擇を意義せり、價値あるものとは即ち吾人より撰擇せられたるものなり、されば凡そ價値感情及び價値判断は許多の可能と比較せられたるものとの價値秩序を包含せり、一切の價値感情と價値判断は單に快樂

三五二

及び苦痛、是定及び否定の現在の昂奮感受に結合せるのみならず、又過去に於ける感情及び判断の回想と全蓄積とに結合し、既に回想に存在せる標準を基礎となせり、或は語を換へて言へば即ち一切の評価は、よし差當り如何に主観的出發點を有せんとも、抑々個人が價値を與へられたるもの及び願望せられたるものを客観化し、自己以外に存在せるものと觀て、爾他のものと比較しその關係を識別することを基礎となせり、これを以て價値を與へられたるものは評價主體に向て客観的存在となり、理想及び規範に依りて秩序せられたるものとなる、これ即ち價値が主観的に評定せらるゝや否や精神より物それ自體に寓せしめらるゝ所以なり、評價の主體と獨立せる規範價値の寫象こゝに成立し、この價値は確定不變と認められ、個々場合の主観的評價は恐らくこの確定價値と齟齬するとなしとせざれども、これより脱離すること能はず、一切價値の秩序を支配せる標準は單に主観的經驗より發するものにあらず、たとへ主観的經驗は既に回想に依りて個々の價値判断を一般的價値關係の裡に列序すと雖も、單に主観的經驗は標準を與ふるの基礎にあらず、この標準は言語、社會的相互理解、

社會的關係の結果なり、從て凡そ主観的價値には客観的要素ありて存せり。されば凡そ價値感情及び價値判断は二重の性質を有せり、即ち一面には個々の心理に成立し、個人性、その衝動及び稟賦、その運命、その當眼の地位及び興奮より規定せられ、然り而してこれと同時に一社會範圍將た一精神社會的雰圍氣の感情、寫象及び傳承の表示なり、利己主義者の價値判断は、家族若しくは爾他の廣汎社會範圍を立脚點となせるものゝそれと異なれり、然れども利己主義者と雖も自ら確信を懐けるはその他人と或る程度に一致せることを知れる場合に限れり、社會の大多數者が價値と認むる所は、一つの權威將た一つの社會範圍が既に然か評價したる所のもの、從來輿論より然か斷言せられたる所のもの、而して個々人尙ほ幼稚にして且つ原始的に、自ら所謂群居動物(社會動物の義、既に本譯補の第一冊に「アリストテレス」より引證し論述せり)として感じ且つ判断するに準じてこのこと愈々然りとす、(譯者曰、人間幼稚なれば幼稚なる程、その判断は他力的なり、自ら卓然特立し、獨行し邁進するに堪へず、孔子曰、吾が道非なるか、顔回曰、容れられずして始めてその大なるを知ると、

孔子にして尙ほ且つ顔回を求む、自力自恃の難きこと推して知るべきなり、文明大に進歩せる近世人は個人的なり、從て又個人的價值判斷をなすべし、然れどもこの近世人にありても尙ほその最も自由なる主觀的價值感情も、屢々社會的客觀的價值の變形に外ならず、然り多くの場合に於てこの變形のみ、個々人がその人格的情調及び地位に準じてそれぞれ他人の判斷に對し敢て一變形をなさんとするものに外ならざるなり。

人間の感情及び判斷の歴史的全發展過程は、即ち以て價值判定の基礎たり、恰かも動物が自らに有用なるものを本能にて平均的に正當に評價するが如く、人間にありては始め本能的感情これに當り、次でその時々人間を支配せる衝動及び欲望これが任をなせり、身體的動物的生活將た又實際的技術的經驗より一定の評價起り、この評價は即ち人間に供示するにその衣食住を最も順當ならしめその勞働を最も有效ならしむる所以の標準を以てす、而して更に高尚なる感情を發達し、精緻崇尚なる欲望の成立となりて、人間は一段高尚なる感情を基礎として高尚なる目的に努力することとなり、かくの如くして價值、價值判

斷及び價值寫象の新たなる群を生じ、これが目標とする所は幾分既に所持、所有、勞働にあらず、或る關係の存在、直觀及び享樂、社會制度、美的現象、道徳的狀態の設定に在りて存せり。

人間生存に對する衣食住資料の評價の意味に於ける經濟的價值判斷は、恐らく最古の價值判斷の一なり、然れどもこの判斷は夙に名譽の社會的價值判斷將た社會に名譽を博せんとするの欲望と結合せり、(譯者曰、これに就ては第一冊概論の中殊に衝動論を必讀あるべし)、社會的制度の成立を以て政治的價值判斷の發達あり、音樂、美術と共に美的判斷音樂上の價值判斷は成立し、科學を俟て科學的價值判斷あり、價值の新種類が未だ成立せざれば決して特殊領域の發達あらず、然れどもこの新たなる價值も悉く相聯關すること例へば人間の諸目的そのものが相結合せるが如く、而して人間の自覺をその中心點となせり、諸種の價值の間に必然的に競争及び軋轢あり、感情の舊性向は新性向に依りて漸次に變形驅逐せられ、發展に應じて一切の價值は常に多少に拘らず變動を蒙る、然れども苟くも諸種の價值の間に均勢狀態、秩序將た統制は必らずや樹立せず

んばある可らず、而してこのこと獨り人生全體の概観より期待することを得べし、換言すれば一切の價値は如何なる場合にも道德的價値判斷に總合統一せられざる可らず、道德的判斷は實に諸般人間目的相互の正當なる價値判斷將た其の秩序ある統一を基礎となせるもの、道德的價値秩序は價値感情及び價値判斷の究竟結果なり、爾他一切の社會的美的技術的政治的及び其他の價値判斷、殊に又經濟的價値判斷は、その目的秩序及び道德的結果の方面より觀察すれば、悉く以て道德的價値意識に總括せらる、この故に一切の評價に等しく重要なる問題は、最も低級なる外的合法の手段より以て道德的合理的生活の理想秩序に及ぶまで、通じて生活を催進する所のものを探索し且つ發見することは是れなり、有効なるもの有用なるものは即ち以て生活を催進する所のものなり、然れども更に高尚なる見地よりこれを觀れば道德將た道德的行動も亦然り、(譯者曰、これに就ては殊に第一冊の三十を一讀せらるべし)。

吾人は後段單に經濟的價値のみを取扱はざる可らず、然り而してその道德的價値判斷に對する關係に就てはこゝに次の如く關説せらるべきならん。

經濟的手段は一切の目的に必要なり、即ち最高目的にも最低目的にも缺く可らざるが故に、經濟的の力と手段とを此等目的の總體に如何に分配すべきかは、決して單に經濟的問題にあらず、換言すれば種々の經濟財に對する需要を秩序することは、生計全般の秩序を包含せり、吾人が自家の所得を多く食物の爲めに支出すべきか若しくは多く住居の爲めに支出すべきか、將た吾人自身の爲めにすべきか若しくは兒童教育の爲めにすべきかは、單に經濟的問題あらず、否寧ろ道德的問題なり。

經濟的價値の目標とする所は所持、所有、從て勞働に在りて存するが故に、經濟的勞働及び經濟的營利が人間生活目的の總體の中に如何に配置せらるべきか、此等努力は如何なる地位をとるべきか、經濟的努力は如何なる範圍まで絕對目的なるべきか若しくは手段たるべきか、經濟的價値判斷は如何なる程度まで且つは如何なる場合に更に高尚なる價値判斷に對して讓歩すべきかの問題を生ず、個人が或る方面より觀て最高價値將た絕對目的となりて一切經濟價値に超然特立し、或る行動が寧ろ買収し將た金錢と引き換ゆることを容さざるは、

人類の道德的の最大進歩の基礎たり、家族に於ける給付及び反對給付の無仕拂、或る官吏活動を補償するに貨幣及び其他これに類する物貨を以てせずして名譽を以てすること等はこれを基礎となせり、かくの如くして一切の國民經濟的の爲は、文明の發展高尚なる段階に進めば、經濟的價値と更に高尚なる價貨との間に愈々清純なる限界規定を伴はずんばあらざるなり。

最後に凡そ市場に於て諸般の力と數量關係との結果として新たに發達したる經濟的價値に對しても亦通則として、その果して此等の要素及び總社會關係に適合せるか、是定せらるべきか否定せらるべきか、正當なるか不當なるかの問題を生ずべし、これに就ては後段に詳述する所あらんとす。

百七十一

經濟的價値、その本質、その種類、これが學說の發達、經濟的價値感情及び價値判斷は個人及び社會の意識的經濟活動と共に發達す、最も原始的なる經濟狀態に於ても、人間社會には幾多の欲望及び目的(衣食住及び機具等)ありて人間はその重要性に準じてこれを秩序し、而してこの目的の爲めに供用せらるべき或る手段、天惠、果實、動物、殊に人間の勞働力これあり、人間の

勞働力は實に辛苦及び犠牲、努力及び斷念を伴へども、而かも漸次に以て此等の目的を達すべき資料を有効に調達することを得べし、資料調達は時に豊富に時に缺乏し、或はこれを調達するに多くの困難と辛苦と勞働とを要し、或は然らざるものあり得べきは人間の夙に認むる所なり、經濟的生活益々複雑するに應じ、經濟的手段を要すべき欲望及び目的、これが爲めに供用せらるべき財及び勞働給付は愈々複雑す、自然的經驗、技術的認識の増進、將た自然的及び社會道德的因果關係の洞察は、以て經濟的目的及び手段の評價と秩序とを益々複雑ならしめ、その程度に差別こそあれ要するに經濟的目的及び手段の總體に對する概觀を立脚點となさざるとなし、或は個人若しくは家族の經濟を立脚點となせることあり、或は企業、共同團體若しくは國家を立脚點となせることあり、かくてその時々と與定狀態に於て供用せらるべき現在手段の量に顧み、何を以て最も重要な目的となすか、次で重要なものは如何なる目的なるかを人々自ら心に反問し、如何なる手段がこの目的に供用せらるべきかを商量し、而してその適當なるものを選定す、若し同一手段が多くの目的に役立つ場合に

は、その重要目的以外に比較的重要ならざる目的の爲めに如何なる範圍まで役立つかを精察す、即ち手段たる對象が多量に存在せる場合に起り得べき效用の限界、所謂限界利用如何を精察す、財及び労働給付が十二分に存在し全然重要なならざる目的にも利用せらるゝ程なれば、これに對する評價は獨り最も重要な目的にのみ利用せられ得べきものゝそれに比して劣れり、然り而して經濟的欲望を満足すべき最も多くの財及びこれを生産すべき生産手段主として労働力は、やや高尚なる發展をなせる經濟文明にありてはその量に制限あるが故に、概して經濟的價值は比較的無制限に存在せる財に附與せられざるを常とす、此の如き財は經濟的には價值を有せざるもの如く、これを獲得せんが爲めに辛苦するの要なく、これが爲めに労働するを用ひず、通常はこの種の財を自由財と稱し經濟財と對立せしむ、所謂自由財以外の一切の財は、その稀少なるに従ひ、それを生産すること益々困難に、益々多くの犠牲と努力とを要するに準じ、その幾多の重要な同列目的に役立つ限り、これに對するの評價は愈々以て優れり、若しその種々の重要な目的に役立つ場合には、これが價值は則ちこれ

を獲得するの困難とそれぞれ供用せらるべき目的の優劣段階そのものを表示せり。

凡そ經濟的價值の斷定に立ち至らしむる所の商量は、一定時期、一定領域、一定氣候の下、一定の所有分配と階級秩序とを備ふる社會状態の裡に具體的に行はれ、換言すれば一社會を成せる凡ての人に對し且つ個々人に對して經濟的營利を容易ならしめ若しくは困難ならしむる所の具體的状态を前提とするもの、この故に苟くも經濟的價值判斷は、獲得し得べき若しくは使用し得べき財及び労働力の現存量に關し、これを得るの難易に關する寫象に依りて支配せらる、自家目前の状態より幾分抽象して商量するものと雖も、先づ自然界及び社會、衝動及び欲望、經濟的目的及び手段の平均状態を豫定して、これよりその價值感情と價值判斷とを構成す、(譯者曰、この豫定の平均状態をして益々人生の實歴史と一致せしめんことは殊に歴史派の努力せんと欲する所、而して一般に重視すべきことに屬すれども、その間もとより規範ありて存し、この規範の究竟は則ち歴史派を以て遂に期待すべからざることを忘却す可らず、尙ほこれに就

ては本譯補の第一冊、主として國民經濟學の研究法に關する提説と吾人の補説とを精察せられんことを切望す。

然り而して個人精神及び社會に於ける經濟的價値構成の生理學的過程は、凡そあらゆる價値構成のそれと同一なり、個人若しくは個人の群、これが目的及びその自然的・技術的並に社會的・道德的要素より生ずる統制秩序組織——これ經濟的價値構成の基礎なり、即ち現に存在し且つ將來に期待せらるる手段（從て新たにこれを生産し得べきの可能）の人間及びこれが目的に對する意義如何が商量せられ、一つの財貨及びこの財産、この享樂及び缺乏と結合せる快苦、利害、生活催進及び生活禁止は互に比較せらる、この食事は汝に如何なる效用ありや、若しこれを取らざれば汝は如何なる缺乏を感じるか、汝はこの財を得んが爲めに如何なる他の財を失ふか、この財を所有せんが爲めには如何なる辛苦と勞働とを用ひざる可らざるか、然るが如き辛苦と勞働とを以て恐らく他の財を生産し得べきにあらざるか——これ常に同時に人心に浮び來る所の兩面の疑問なり、かくの如く苟くも内的商量の二秤衡に或は效用、有用性著しく現はれ、或は缺

乏、犠牲及び費用、調達可能の問題あり、この調達可能は稀少性並に費用、使用勞働の問題を包含せり。

されば一切の價値は比較概念にして而かも極めて複雑せり、これが重要な問題は人間及び目的、目的及び手段の關係なり、これより生ずる關係、感情及び判断なり、目的及び手段の比較秩序なり、目的の意義なり、手段の效用、數量、調達可能なり、然り而してそれぞれ豫定の立脚點に應じ同一關係より種々相異せる價値判断を生ずることなしとせず、價値は決して事物當體にあるにあらずして、人間若しくは人間群の判断に在り、社會關係及び文明事情に在り、然れども自然界及び社會の客觀的秩序がこの判断を根本的に規定するが故に、恰かも事物當體に在りて存するが如き觀を呈せり。

されば吾人は經濟的價値を次の如く言ふことを得べし、曰、經濟的價値とは個々の財若しくは個々の勞働給付が、人間の經濟的目的の爲めに供用せらるべきその有用性及び調達性に依り爾他の財及び勞働給付に對して有する所の意義の程度に關し、比較及び評價に依りて成立せる意識なり、單簡に言へば即ち各

般の經濟的手段に關する比較的意識の謂なりと、價值判斷の表示は常に一つの財が（既定價值と豫想せられたる）他の財と同等なるか、これより小なるか若しくはこれより大なるかの形式をとれり、甲は乙に等し、甲は乙より大なり、甲は乙より小なりと言が如し、かくの如く比較せられ得るものは既知品質の既知數量に限れり、やや秩序ある度量衡組織を俟つにあらざれば明瞭然たる價值意識は發達すること能はず、一つの財の價值を規定するに既定價值と豫想せられたる他の財の價值を以てすることは、この他の財が既定價值と豫想せらるる限り、爾他幾多の價值判斷との比較を含蓄せり、一ブンドの肉の價は一マルクなりとの價值判斷は、同時に一マルクと同等なる一切價值を含蓄せり、一般に願望せられ且つ通用せる交換手段の發達あり最後に貨幣の發達ありて始めて明瞭然たる價值意識を得ることは吾人の先きに觀察したる所なり、凡そ個々の價值判斷は、その一切の顯著なる價值判斷を含蓄せる一つの價值秩序に想像的若しくは意識的に組織せらるることに依りて始めて確立するもの、貨幣經濟の時期に於て、市場に現はれ多くは仕拂に依りて貨幣に表示せられたる價值即

ち價格を以て最も精密なる價值表示となすが如し、價格は個々の場合に具體的に現はれたる價值なり、價值は價格の心理學的前提なり、理想的標準なり、而して個々の實際の場合にはこれに依りて秤量せらる、幾分教科書に見ゆる特殊價值論及び特殊價格論の差別は吾人これを必要と信ぜず。

經濟上の種々の目的に準じ、畢竟財を需要する所の個々人若しくは衆人群の相異に應じて、ここに通常區別せらるる諸種の經濟的價值を生ず。

原始的人類の經濟財及び經濟的給付を需要するは、根本的にこれを直接消費し享樂するに外ならざりき、然れどもその始めて計畫的に經濟を營むに至るや、更に或る經濟財及び勞働を以て將來生産の手段と認め、而して生産手段としての能力に従てこれが價值を評定せり、かくて又交換交通及び市場交通その緒に着ける所には、この二種の商量に加ふるに第三の商量現はれ、即ち一つの財は他の財と交換せられ、從て幾分他の財の代用物となるに至れり、この故に「ケネ」及び「アダムスミス」以來使用價值及び交換價值の別あり、「ラウ」以來は使用價值（即ち享樂價值）、產出價值（即ち生産價值）、收益價值、交換價值若しくは市場價

値の別あり、使用價值は價值構成の精神過程に於ける中心點なり、而して不變なり、この價值は抑々自家並に社會の幸福に對する最も活潑なる利害に發し、實に爾他の目的に繋れる價值判斷と雖もさながらにこれと聯絡しこれより分派せるものなり、凡そ生産價值若しくは收益價值が苟くも土地、機械、資本、勞働給付に賦與せらるるは、その幾分にも使用若しくは享樂に適當せるものを生産し、これが産出に多少にても與て力ある限りに在り、等しく生産手段の中にも最も優良にして且つ最も廣く使用せらるる使用財を供給するもの、就中最も稀少にして最も調達に困難なるものは最高價值を賦與せらる、何となればかくの如き生産手段の缺乏が使用財の數量と種類とに危険を及ぼすことは、これを容易に補充せられ多量に存せる生産手段の缺乏の場合よりも遙かに多大なればなり、最後に交換價值、市場價值若しくは交通價值は、皮想的觀察者よりこれを觀れば(而して單に皮想的觀察者に限れることなるが)、使用及び享樂と何等關係せざるが如しと雖も、究竟は消費者の快樂及び苦痛の感情を基礎とし、凡そ生産及び交通の全組織は消費者の爲めに設けらるる所のものなり、ただこ

の交換價值の場合には價值構成過程の起點と終點との間に多大の評價連鎖あるのみ。

使用價值及び享樂價值の起源は感情の世界に在り、この價值を支配せる快不快の感覺は極めて複雑なる交互作用をなし、屢々混沌として比較す可らず、或は感情を抽象的に計量してこの價值の根本を捕捉し闡明せんと試みたるものあれども、その結果は到底言ふに足らず、混沌として屢々本能的なる快不快の感情はこれを直接に計量すること能はず、これを捕捉し比較し得るは、獨りその或る外的評價に凝化したる場合、數千年來の經驗及び習慣に依り計量し得べき收益價值及び交換價值の評價と結合してここに標準と數量寫象と發達したる場合に外ならず、收益價值は計量し得べき外的經驗の技術的心理學的領域に屬せり、即ち同一面積の二つの土地が一は十ヘクトリール、他は五十ヘクトリール、即ち同一面積を産し、若干ツェントネルの肥料はこの収益を二倍にすと言ふが如き是れなり、交通價值、交換價值、市場價值は契約に依り若しくは評價の權威に依り、既定價值の貨幣若しくは自然物單位にて確定せらる、この價值は計量し

捕捉することを得べく貨幣に歸結することを得べき數量にして、吾人の計算し
 總計し簿記するは皆これに依れり、就中交換價值及び市場價值は、先きにも説
 明したるが如く、享樂價值即ち快不快感情の基底と平行し、その詳密の點に於
 ては如何にこれと齟齬するとも大體に於てはこれに順應せり、享樂價值は原價
 値にしてその原價值たるの關係は永久に變ぜず、然れどもこの原價值は捕捉し
 難く計量すること能はず、この故に收益價值及び交換價值に依り、これが數量
 の轉用に依りて始めて確定せらるることを得、使用價值の研究は感情及び感情
 變化の心理學的文明史的研究となり、收益價值の研究は技術的生理學的論議を
 基礎となし、而して交換價值の研究を以て最も嚴密なる意味に於ける國民經濟
 學問題となす。

「アダムスミス及びリカルド」は交換價值論を深く確定し、而してなるべく價值
 變動を一原因に歸結して以てこれが混亂を制せんと企圖したり、即ち日々の價
 値動搖の中心點たる所謂自然的理想價值を求めたり、彼等曰、多少の除外例は
 則ちこれを別とし凡そ財の價值はこれが生産費用と相當れり、生産費用は大體

に於て價值を規定すと、主として「ジョンステュアルトミル」はこの除外例を次の如
 く表示せり、曰、稀少性及び任意に再生産すること能はざる商品はその價值に
 於て生産費より規定せられずと、或はこの費用そのものを絶體的不變的價值量
 に歸せんとし、而して貨銀、穀物相場、貨幣、労働がこの價值量なるかの如く
 に論議し、遂に労働にこれを求め、一切の生産費を労働若しくは労働時間に歸
 し、一切の精神的労働を手工労働に解釋せんとせり、かくの如くして客觀的價
 値論を得べしと信じたり、この方向をとれる極端は即ち「マルクスの價值説にし
 て、彼の言ふ所に依れば使用價值は技術學のものにして國民經濟上には意義
 なし、一切の價值は商品生産に投ぜられたる労働時間の分量、詳言すれば社會
 的に必要なる（技術上の文明水準に該當せる）労働時間の分量を基礎とせり、曰、
 一切の價值は商品としてこれが生産に投ぜられたる一定の労働時間に外ならざ
 るなりと、宛然何人か嘗てその欲望及び財の數量關係と全く別に、單に財の中
 に投ぜられたる労働時間のみを標準として評價を下し得たるが如く然り、「デイ
 ヴィット」曰、労働及び労働生産物の一切の價值はその效用と分量の多少とに依て規

定せらるると。

價值論は再び使用價值に逆轉せざる可らざりき、而して先づ使用價值と交換價值とは常に必らずしも一致せずてふ朦朧たる懷疑形式をとれり、既にアダム・スミスは至大の使用價值を有するもの、例へば日光及び水の如きが交換價值少なく若しくは全然交換價值を有せざることを信じたり、ブルードンこの説を承けて、交換價值が供給増加の爲めに下落し而して生産者に不利を來たすことを痛嘆し、最も效用なきものが高價にして最も效用大なるものは則ち低廉なりと言へり、而して彼はこの矛盾を制せんが爲めに、國民經濟組織を改善し勞働を標準として價值を確定すべきことを要求せり、蓋し此の如きは價值を構成する勞働以外の原因、例へば效用、稀少性等を價值決定に無視せんと欲するもの、抑々不可能事のみ、概して此の種の見解にては、使用價值と效用とを混同せり、金剛石は使用價值少なければども交換價值大なりとは、デオゲネスの判斷にして、金剛石を願望しこれが爲めに高價を仕拂ふことを辭せざる婦人の判斷にあらざるなり。

概して既に「ラウ」、「フリードレンデル」、「ロッシ」、「マックレオード」より起りたる論議は、生産費原則の到底以て價值説を解釋し盡さざること、使用價值には從來看却せられたる意義ありて存することを認め、價值論に對し一段の進歩をなせり、學者は益々市場價值が生産費と相當らざる實際の場合を發見し、而して最近五十年の間に「ゴッセン」、「ジエヴァンズ」、「ワルラス」、「メンガー」、「ウィーセル」、「ボエトム・パウエル」等は全然新たなる價值論を提供し、即ち使用價值、その根本的主觀的心理學的原因及び動搖、その數量關係及び稀少性との關係を價值論の中心點となし、この立脚點より更に費用原則をも改訂せんと欲したり、塊地利派の此努力は、「デーリッセル」の證明したるが如く、毫も新價值論を提供せず、又價值論はここに始めて科學的特色を得たりと言ふ可らざるなり、この派に屬する俊秀の學者は個々に且つは相互に思想的自覺を以て架空説に陥りたること一再にあらざり、而かもその間に多くの點を正當に鋭利に道破したるなしとせず、その學問上の效績に就ては後段に論及すべし、この派が價值現象を新たに分類して主觀的及び客觀的の二範疇を設けたることは果してその學問上の效績に數へらるべきか、

余未だこれを信ぜず、かくの如くして使用價値及び交換價値の舊分類を廢除せんとするの傾向も亦この派に獨特のものにあらざるなり、ノイマンも亦此の如く分類し、而して主觀的價値及び客觀的價値のこの概念に埤地利派と別の意義を與へたり、ノイマンの理解する所に依れば、主觀的價値は人間及び人間の利害に關し、客觀的價値は則ち一つの財が或る目的を達せんが爲めの手段として一般に評定せらるゝの價値にして、人間それ自體に對する關係はこの場合に著しからず、尙ほノイマンは客觀的價値を財産價値、市場價値及び收益價値に分ち、就中財産價値は財及び權利を行使する者の一般財産利害に對する當該財及び權利の關係に依りて生じ、市場價値はその時々市場景況に依りて定まり、收益價値は則ち所有者に對する當該財の收益關係に依りて成立す、これを假說的に説明すれば、地代千マルクを得べき土地の收益價値は、平均利率五プロセントとすれば、二萬マルクなり、その市場價値はこれと同一時期に於て、購買者の缺乏せるか若しくは收益増加の期待を以て多數の購買者現はれ競うて高價に買ひ受けんとするかに應じ、或は一萬八千マルク或は二萬五千マルクとなる

ことあるべし、而してこの土地の財産價値は一定の所有者に對してはその若干の個人的理由より、二萬マルク以上となることもあるべく又それ以下となることもあるべし。

經濟的目的及び手段の究竟目標たる人間そのものに従て價値判斷を分類するとは言ふまでもなく可能なり、たゞ問題とする所は、之を以て價値現象が一段判然たる秩序を得るに至るべきか、殊に埤地利派學者の如く新名稱の下に依然として舊現象を取扱ひ、一方に主觀的願望を他方に市場現象を論議せる場合に於て、果して然るを得べきか是れなり、既にノイマンがこの一雙(主觀的及び客觀的)の概念を別途に使用せるの事實は、以て明瞭確實なる唯一の分界線が到底存在せざることを證明せるものなり、即ち或は別の概念を利用することも亦不可能にあらざるべし、余はこれに就き、先きにも説明したるが如く、概して如何なる個人的價値判斷にも自然界及び社會より起れる要素從て客觀的要素あり、否啻にこの要素の含蓄せらるゝのみならず、これ凡そ個人的價値判を決定するの力たることを信ぜんとす、これに依り或は主觀的價値とは個人感情の著しく

支配せるもの、客観的価値とは社會の判断が著しく支配せるものなりと言ふも可なる可く、或は主観的価値を理解してこの価値を構成せる要素が個人的利己主義的商量なりとし、客観的価値の基する所を社會群の總利害に求め、即ち例へば中世時代法典の罰金、公共制定の定價及び定價表、租税官廳の官廳的概算評定に現はるゝものゝ如しと解釋するも亦不可なかるべし。

遮莫吾人はかくの如き事項を更に立ち入りて研究することをなさず、たゞ單簡に主観的及び客観的価値の二概念が今日如何に種々に使用せらるゝかを舉證せんと欲したるのみ、さて吾人は今差當りて交換価値及び市場価値を大體に觀察せんとす、市場価値は常に實際上最も重要にして從來斯學に主として取扱はれたるのみならず、又明確にして捕捉し得べく而してさながら一切の經濟的価値を表示したるものなり、科學的研究は如何なる場合にも確實なるもの捕捉し得べきものより出發するを可となす。

百七十二 供給及び需要を基礎とせる市場価値、個人的且つ主観的価値判断が多くは客観的要素を含蓄し、而して社會に於て社會に依りて容易に或る範圍

(廣狹の別こそあれ要するに或る社會範圍)の統一的信仰告白となることは吾人の既に觀察したる所、又原始時代に於て如何に許多の財が習慣的に同一価値と認められ、而してこの割合が如何に長期間持續したるかは、先きに貨幣の起源を論ずるに當て觀察したる所なり、既に最も幼稚なる時代及び社會状態と雖も若干の模型的価値均一なきは吾人これを想像すること能はず、最古の市場にこれを觀るも若干の模型的価値均一ありて以て一切の交換取引及び販賣取引の端を啓けり、然れども市場は交換者、販賣者及び購買者を地域的時間的に集合せしめ、この市場に於て販賣者の若干群が購買者即ち所謂需要に對し一定量一定種類の商品を供給するを以て、こゝに所謂市場折價起り、傳說的慣例的価値を基礎として供給及び需要の増減あり、而してこの需給の増減に應じて時々價值の騰貴若しくは下落あり、需給のこの作用は抑々科學的觀察に對し差當り最も確實なるものなりしが故に、交換価値は需給に依りて規定せらるるて學說を成立せしめ、この學說は今日に至るまで一般の承認する所となれり、吾人は後段にこの學說が今日尙捨つ可らざること且つその絶對的に眞理たらんが爲に如何

なる形式をとり如何に限定せられざる可らざるかを研究すべし、埶地利學派と雖もこの價值學說を否認せず、たゞ供給需要を價值規定の究竟原因と認む可らざることを、更に需給現象を分解しその源泉に遡らざる可らざることを要求するのみ、蓋しこれ全く正當なる要求なり。

市場價值は客觀的價值なり、販賣者及び購買者の一定群は、よし豫じめ恐らく全然相齟齬せる主觀的評價より出發せんも、幾多の折價と多少の競争過程とを基礎としてこゝにこの協定市場價值を生ずるに至れり、かくの如くして一定地點に確定したる市場價值は、其後一切市場取引の基礎となり若しくは市場取引は概してこの確定價值を標準となす、然り凡そ市場價值は本來協定者の取引範圍を脱して廣く多少の權威を得、法律に依りて次期市場にも適用せられ、屢屢更に長期間持續することあり、一切の取引世界、一切の精密なる經濟的計算は確定せる客觀的價值を必要となし、而して活潑なる交通の發達せる場合は則ち市場價值將た從來仕拂はれたる相場に準據せり。

一、供給及び需要の作用を正當に判定せんが爲めには抑々その如何なる意義

を有せるかを理解せざる可らず、差當りこれに重要な問題は如何なる場合にも數量寫象なり、それ供給は一定市場一定時期に購買者を求め、現に販賣に供せられ若しくは爾他の定期取引にて期待せらるべき商品に關し、利害關係者の意識し概算せる一定量これなり、需要とはこれと同一の市場同一の時期にこの商品を獲得とする購買者の願望なり、尤もこの願望は貨幣の所有若しくは信用に依りて支持せられ、而して願望を有する購買者は商人、生産者若しくは消費者たるの別ありとす、反覆主張せられ何人も熟知せる結論は則ち、供給の増加及び需要の減少は價值を下落せしめ、これと反對に供給の減退及び需要の増進は價值を騰貴せしむるの傾向ありとなす、この結論は正當なりこれが實證は日々の實際生活にこれを觀察することを得べし、然れどもこれを實際に應用する場合には、吾人が需給現象を計算し計量し得べき數量として理解し能ふことを前提となすや論なし、この故に凡そ相場の實際研究は、吾人がこの數量を確定する所の場所と程度とを劈頭問題となす、而して吾人がこの數量を確定し得る限りは、それを基礎として極めて屢々價值騰貴及び價值變動の原因に就て最も

重要なる説明を得べし。

この目的を達せんが爲めには必らずや市場及び市場關係の大小、市場開催の方法（年一回の開催なるか若しくは常時開催なるか）を明かにし、供給の主要部分が集まる所の場所及び時期即ち例へば或る商店に集中するか或る競賣に集中するかを知り、種々市場の相互聯絡を明かにし、而して輸出入統計、收穫統計、商店統計、間接税統計、商人の機關たる定期の報告及び布告が、以て供給を直接に含蓄し若しくはこれを推定し得べき（例へば收穫報告より穀物供給を推定し得るが如きこれなり）或る數量を如何に揭示するかを知らざる可らず、供給の多少、殊に穀類、原料品、金屬、殖民地商品の供給高は需要と比すれば常に容易に確證せられ得べく、需要に關しては最も信憑すべき報告と雖も單に概略的證明をなし得るのみ、決して確實なる數量的證明をなさず、然りと雖も亦全然數量的證明これなしとせず、例へば労働需要の一定群に關する職工組合若しくは爾他機關の労働報告が確實なる統計を示すが如きこれなり、而して供給の一定部分、即ち例へば隨所に個々の的に生産せられ又常に隨所に少量づゝ販賣せ

らるる（小賣りせらるる）商品の供給の如きも、需要と等しくこれを精密に捕捉すること能はず。

供給量の精密なる智識が如何なる結果を有するかは次の實例に徴して明白なり、歐羅巴のカップフェー商業に於て、千八百六十年乃至千八百七十年の間、歐羅巴の常態的供給は年約そ六百萬ツェントネルにして、歐羅巴の六大市場に於けるそれは十二月一日調査にて通則として百五十萬乃至二百萬ツェントネルなりき、さて千八百六十八年乃至千八百七十二年の間、カップフェーの消費高劇増し、而して生産高は直にこれに匹敵すること能はざるに當りて、六大市場のカップフェー量は次の如く確證せられたり、即ち千八百六十九年に二百十萬ツェントネル、千八百七十年に百五十萬ツェントネル、千八百七十一年に百三十萬ツェントネル、千八百七十二年に八十萬ツェントネルこれなり、苟くも斯の道に知識あるものは、この供給高の減退より千八百七十二年乃至千八百七十三年の間カップフェー相場に非常の騰貴を來たすべきことを推斷せざんばならず、事實上千八百六十八年十二月にハンブルヒに於て普通上品のドミンゴイカップフェー一ブランドは五十八ブロンニ

なりしに、千八百七十三年には百十ポンドに騰貴せり、これと等しく千八百八十二年乃至千八百九十二年の間世界に於けるカッフェー生産高は平均一千万乃至一千二百萬ツェントネルにして、これを推論すれば千八百八十九年乃至千八百九十一年の間に於てその八百萬乃至九百萬ツェントネルに減退したるの結果は必らずや比較的長期に亘りて相場を騰貴せしむべきは明かなり、事實上千八百九十年の貯藏高は千八百八十三年乃至千八百八十五年のそれに比して二分の一なりき、極めて多くの場合に於て、研究者が豫じめ價値の變動をありとあらゆる雑多の原因に論結したる限りは、(この豫件を備へたる場合に於ては)供給高及び需要高に關する信憑すべき精密なる研究は以てこの價値變動現象を完全に説明したり。

二、然りと雖も單に供給及び需要の分量のみよりする一切の推論は常に最も慎重なるを要す、所謂分量説が誤謬抽象及び圖式的推論なりとの非難を蒙りたるは不當にあらず、分量説を難じて、たゞ單に需給分量(需給の多少)が直接に相互影響をなすべしと考ふることは能はずと言へるは當然なり、市場問題の重要

とする所は需給の多少より相場を決定し得べき算術の例題にあらずして、若干人數通則として二群をなせる(供給者及び需要者)多數人の精神的相互作用なり、或は曰、相場を決定するものは單に需給の數量のみにあらずして又これが密度なりと、若しこの意味にして、賣らんと欲するもの買はんと欲するものの總體の動機、知識、權力關係、並に市場に集合せる人々及びその特質が如何に相互に影響し且つ具體的事情及び市場制度に應じて在來價値に如何に作用するかの方法をも含蓄する限りは、これ全然正當なる提議なり。

若し供給及び需要の意味をかくの如く解釋せば、需給が苟くも交換價値に規定的影響を及ぼすことに就ては何等の疑なし、然れどもかく解釋すれば幾分單純確實なる説明形式を捨て、單純なる數量に代ゆるに複雑なる社會的事情及び精神的關係を以てせるものなり、供給及び需要を更に分拆しこの意味にて愈々市場價値を闡明せしめざる可らず、差當りこゝには最も一般的なる關係を叙述し、その特殊的なるものは則ち更に後段に譲るべし。

(イ)先づこゝに確認すべきことは在來の交換價値が市場取引の出發點をなせる

ことなり、在來の交換價値は極めて深き根底を有し、些少の壓迫は全然若しくは殆んど全くこれに變動を及ぼすことなし、或曰、相場を規定せるものは嘗ては習慣にして今は則ち競争なりと、これ一理ありと雖も今日尙習慣將た在來價値を確守せんとするの傾向は極めて強大なる權力を有せり、勞働者組織が市場景況の如何に拘らず如何に屢々その貨銀下落に反抗し、それに等しく企業家が貨銀騰貴を禁止せんとするの策を講ずるかに顧み、又劇變なき取引時代に爲替相場及び有價證券相場將た割引率、殊に佛蘭西銀行のそれが、需給に幾多の小變動あるにも拘らず、如何に數ヶ月間及び數年間全然若しくは殆んど全く何等變動を蒙らざるかを察せば、蓋し思半ばに過ぐるものあり、嘗て一たび法律上に定められたる利率は、需給に甚しき動搖あるにも拘らず、能く數十年間同一水準を維持せり、余はこゝに一つの比喻を用ひてこの關係を説明せんと欲す、思へらく交換價値はそれ猶ほ二つの軌條の間に運動する棒の如く、上下の壓迫(供給及び需要)に依りて或は上り或は下ることを得るものか、然り而してこの運動は常に上下二壓迫力の不均衡に依るのみにあらずして、又二軌條の壓迫の

強弱に俟てり、軌條壓迫の軌轢は或る場合には恰かも上下壓力の均等なる場合と等しく全く運動を禁止することなしとせず。

(ロ)更に最も重要な點は、既に經濟競争を論ずるに際して説明したるが如く、一方に供給者及び需要者の廣汎社會範圍ありてその適當とする相場にて恐らく賣買すべく、他方にこれが狭小社會範圍あり、折價にて新たに成立せる市場相場を適當として時々市場に於てのみ取引する限り、供給及び需要の多寡が極めて屢々動搖することは是れなり、賣買者の時々の主觀的評價は、供給及び需要の可能的極大と事實上の多寡との間に限界を劃定する力たり、主觀的評價が交換價値及びその時々成立に影響し得べきありとあらゆる場合を、適當なる數字を假設して一目瞭然たらしめたるは「ホーミムパウエル」の効績なり、この假設的事例にありては種々の主觀的評價は時々賣買欲望の強弱を示せり、即ち次の如し。

馬を所有せるものがその馬を賣らんと欲し而かも三百グルデン以下にては手離さんとせず、この隣人は馬を買はんと欲し而してかくの如き價格を仕拂はん

とするの念なし、かゝる場合に二者は取引を締結するに至らず、然るにこれと異なり前者は單に百グルデンを得んと欲し、後者は場合に依りては三百グルデンを仕拂はんと欲すとせば、百グルデンと三百グルデンとの間に或る相場にて取引締結を観ること可能なるべし、賣買兩方の折價の巧拙、取引上の熟練及び經濟的地位等はこの締結相場を決定するの力たり、若しこの相場が二百グルデンにて締結せられたりとせば、兩方共にそのものと主觀的評價に對し百グルデンの利潤を得たることとなる、然れども締結相場は折價に影響せる諸原因に應じて或は百二十グルデンなることあるべく或は百八十グルデンなることあり得べし。

「ボエームバウエルク」は更に多數の購買者が一人の販賣者と對立し、多數の販賣者が一人の購買者と對立せる意味にてこの假設的事例を推究せり、第一の場合に於ては交換能力の最も秀でたる購買者即ち換言すれば相場表示の財即ち貨幣と比較して該商品を最も高價に評價せるものが他人を排して購買することとなり、第二の場合に於ては相場表示の財即ち貨幣と比較してその商品を最も低廉に評

價せる販賣者が他人を制して販賣することとなる、然れども通常は多數の購買者と多數の販賣者と同時に同一市場に對立せり、さて「ボエームバウエルク」の假設的説明は、同一の馬を購買せんと欲する十人の購買者は、何れも一その主觀的評價に従ひ一買はんと欲する願望を他人よりもやゝ高價に表示し、即ち百五十グルデンより三百グルデンに至るべく、これと同様に八人の販賣者にその賣らんと欲する價に差等ありて百グルデンより以て二百六十グルデンに至るべしとなす、賣買相互が市況に就て何れも完全なる知識を有するものとせば、折價の結果は、最も高價に評價する購買者と最も低廉に評價する販賣者と、五組のものは二百十乃至二百十五グルデンにて取引を締結すべし、何となればそれぞれ主觀的評價に對しこの市場相場（二百十乃至二百十五グルデン）にて取引せば五組の賣買者は何れも利潤を得ることとなればなり、爾他の賣買者は取引をなすこと能はざるべし、蓋しこれ等のものは二百十乃至二百十五グルデンの市場相場にては主觀的價值と比較し恐らく利益を得んよりは寧ろ損害を招けばなり、市場價値が事實上果して二百十グルデン若しくは二百十五グルデン若しくはその